学生要覧
2023

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

目　次

大学の理念・使命 ……01

01 沿革 ……03
02 組織機構図 ……10
03 教員名簿 ……12
04 学則 ……19
05 学章・ロゴ・学歌 ……35
06 学生生活
(1)授業料納付額・方法・注意……38
(2)授業料等減免制度……40
(3)奨学金……41
(4)学生生活における諸注意……46
(5)学生教育研究災害傷害保険……51
(6)福利厚生施設……53
(7)課外活動支援……54
(8)国家試験・就職状況……59
(9)個人情報の取り扱い……60
(10)授業をうけるマナーについて……61
(11)講義室の授業外利用及び福利棟学習室の利用について……61
(12)学生への連絡（学内配信メール・学生ポータルサイト・連絡板）…62
(13)その他……62
07 学生支援制度
(1)学生支援制度……65
(2)健康相談……66
(3)ハラスメント相談……66
(4)男女共同参画推進室の相談制度……68
08 諸手続・諸証明
(1)諸手続……70
(2)諸証明……73
09 異常気象時における授業・試験の取り扱い ……78
10 保健管理センター ……80
11 附属図書館 ……84
12 マルチメディアセンター ……86
13 敷地内の全面禁煙について ……89
14 多様な性的指向・性自認（SOGI）の尊重について……91
学内案内図（令和５年４月現在）……95

大学の理念・使命

理　念

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、
医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。

使　命

1. 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。
2. 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。
3. 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。

地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学

　滋賀医科大学は、「一県一医大」構想の下、医学部医学科の単科大学として昭和49(1974)年に開学しました。附属病院の開院や大学院医学系研究科の設置を経て現在に至ります。

〈滋賀医科大学の三大使命　3C〉

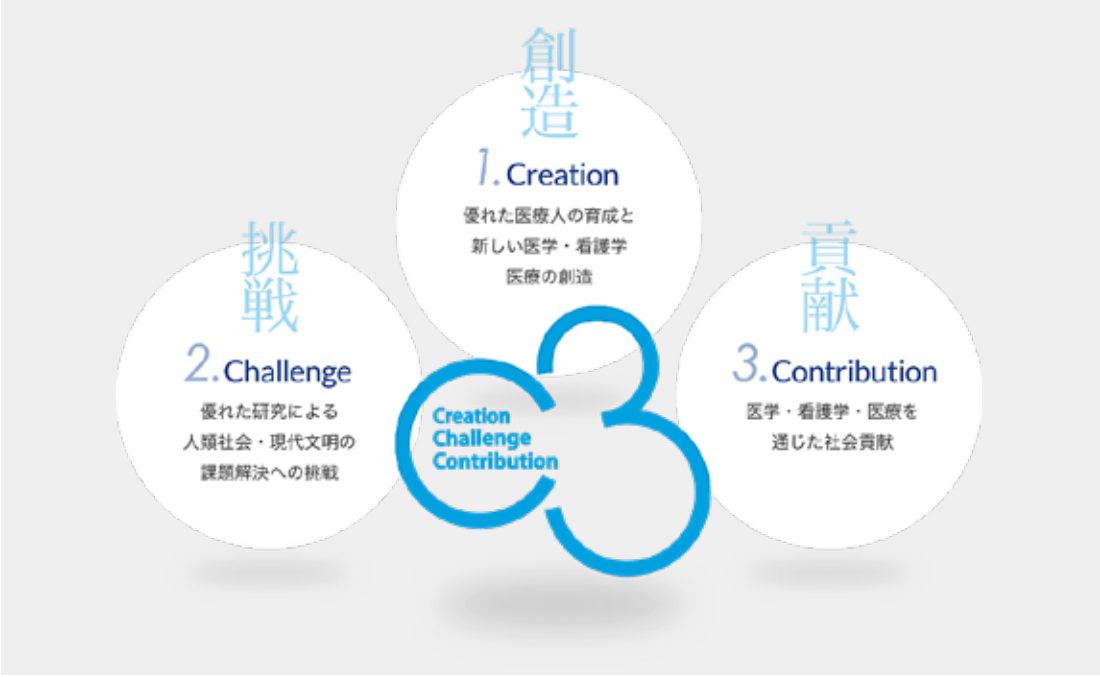

サステナブルでアトラクティブな大学
Sustainable and Attractive

01

沿革

01 沿革

昭和49年	2月 16日	滋賀医科大学創設準備室を京都大学に設置
	6月 7日	国立学校設置法の一部を改正する法律(49法律第81号)が公布され、昭和49年10月に開学決定
	10月 1日	滋賀医科大学開学(滋賀県守山市仮校舎)1学科目(独語)を開設
昭和50年	3月 1日	参与を置く
	4月 1日	8講座(解剖学第一、生理学第一、生化学第一、病理学第一、微生物学、内科学第一、小児科学、外科学第一) 9学科目(哲学、社会学、人文地理学、物理学、化学、生物学、数学、英語、保健体育)を開設(8講座10学科目となる)
	4月 10日	第1回医学部医学科入学宣誓式の挙行
	5月 1日	総合病院大津赤十字病院を本学関連教育病院とする
	5月 2日	開学記念式典の挙行
	11月 12日	第1回解剖体慰霊式の挙行
昭和51年	5月 10日	本学附属病院創設準備室を設置 7講座(解剖学第二、薬理学、保健管理学、放射線基礎医学、内科学第二、外科学第二、産科学婦人科学)1学科目(心理学)を開設 (15講座11学科目となる)
	7月 30日	一般教養棟、基礎研究棟(一期)、臨床研究棟(一期)、福利補導施設、中央機械室の竣工
	8月 16日	本校舎(大津市瀬田月輪町)の一部完成により仮校舎から移転
昭和52年	1月 20日	体育館の竣工
	3月 22日	基礎研究棟(二期)の竣工
	3月 30日	基礎講義実習棟の竣工
	4月 18日	7講座(生理学第二、病理学第二、予防医学、法医学、整形外科学、麻酔学、放射線医学)を開設(22講座11学科目となる)
	9月 14日	保健管理室の設置
	9月 17日	解剖体慰霊碑の建立
	11月 30日	臨床研究棟(二期)、共同利用棟の竣工
昭和53年	3月 25日	管理棟、看護婦宿舎(一期)の竣工
	3月 28日	事務局(福利補導施設内)が管理棟へ移転
	3月 30日	臨床講義棟の竣工
	3月 31日	附属病院(一期)、RI施設、動物実験施設の竣工
	4月 1日	医学部に附属病院を設置(附属病院創設準備室の廃止) 6講座(内科学第三、精神医学、皮膚科学、耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、眼科学)を開設(28講座11学科目となる)15診療科設置
	5月 24日	福利棟使用開始(福利補導施設を福利棟と改称)
	6月 28日	共同研究施設を設置(共同利用棟、RI施設、動物実験施設をそれぞれ共同研究センター、放射性同位元素研究センター、実験動物センターと改称)
	7月 11日	第1回解剖体納骨慰霊法要の挙行
	7月 15日	研究動物慰霊碑の建立
	9月 30日	滋賀医科大学施設竣工並びに医学部附属病院開院記念式典の挙行
	10月 1日	医学部附属病院開院(320床) 医学部附属病院中央診療施設の設置
	10月 4日	医学部附属病院外来診療を開始

	10月 11日	医学部附属病院入院患者受入れ開始
	12月 25日	看護婦宿舎(二期)の竣工
昭和54年	3月 22日	附属図書館の竣工並びに開館記念式典の挙行
		附属図書館新館業務を開始
	4月 1日	2講座(生化学第二、脳神経外科学)を開設(30講座11学科目となる)
		2診療科の設置(17診療科となる)
	11月 30日	医学部附属病院(二期)の竣工
	12月 12日	解剖センターの設置
昭和55年	1月 9日	医学部附属病院の病床が120床増床(計440床)
	1月 30日	高エネルギー治療施設の竣工
	3月 21日	看護婦宿舎(三期)の竣工
	4月 1日	医学部附属動物実験施設の設置(実験動物センターの廃止)
	5月 21日	医学部附属病院の病床が160床増床(計600床)
昭和56年	3月 25日	第1回医学部医学科卒業式の挙行
	3月 26日	動物実験施設(二期)の竣工
	3月 30日	武道場の竣工
	4月 14日	大学院医学研究科の設置
	5月 9日	第1回大学院医学研究科入学宣誓式の挙行
昭和57年	3月 20日	職員会館の竣工
	4月 1日	医学部附属実験実習機器センターの設置(共同研究センターの廃止)
昭和59年	10月 1日	開学10周年記念式典の挙行
昭和60年	3月 23日	第1回学位授与式の挙行
	3月 30日	動物実験施設(三期)の竣工
	4月 1日	1講座(歯科口腔外科学)を開設(31講座11学科目となる)
	12月 25日	医学情報センターの設置
昭和61年	3月 25日	水泳プールの竣工
昭和63年	3月 31日	音楽棟の竣工
平成元年	5月 31日	MR診療棟の竣工
	6月 28日	分子神経生物学研究センターの設置
	7月 15日	第1回公開講座の実施
平成2年	6月 8日	保健管理センターの設置(保健管理室の廃止)
		附属病院救急部の設置
平成4年	4月 10日	1講座(臨床検査医学)を開設(32講座11学科目となる)
	7月 20日	分子神経生物学研究センターの竣工
平成5年	4月 1日	保健管理学講座を福祉保健医学講座に改める
		附属病院集中治療部の設置
平成6年	3月 25日	国際交流会館の竣工
	4月 1日	医学部看護学科の設置
	4月 25日	第1回医学部看護学科入学宣誓式の挙行
	5月 20日	1学科目(歴史学)を開設(32講座12学科目となる)
	10月 1日	開学20周年記念式典の挙行
平成7年	4月 1日	3講座(基礎看護学、臨床看護学、地域生活看護学)を開設(35講座12学科目となる)
平成8年	4月 1日	技術部の設置、附属病院輸血部の設置
	6月 28日	看護学科校舎(一期)の竣工
平成9年	4月 1日	マルチメディアセンターの設置
		附属病院総合診療部の設置
	5月 21日	附属病院無菌治療部の設置

	6月 30日	看護学科校舎(二期)の竣工
平成10年	3月 25日	第1回医学部看護学科卒業式の挙行
	4月　1日	大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程)の設置
	4月 24日	第1回大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程) 入学宣誓式の挙行
平成11年	4月　1日	分子神経科学研究センターの設置(分子神経生物学研究センターの廃止)
		1学科目(保健体育)を廃止(35講座11学科目となる)
		治験管理センターの設置
	9月 30日	コラボレーションセンター(附属図書館、マルチメディアセンター)の竣工
	12月 15日	IVMR施設棟の竣工
平成12年	3月 27日	第1回大学院医学系研究科修士課程看護学専攻学位授与式の挙行
	4月　1日	運営諮問会議の設置(参与の廃止)
平成13年	4月　1日	附属病院医療情報部の設置
平成14年	4月　1日	動物生命科学研究センターの設置(医学部附属動物実験施設の廃止)
		学科目を2大講座に統合し、医学科に再編(34講座となる)
		生命科学講座(物理学、化学、生物学、数学、生命情報学)
		医療文化学講座(哲学、心理学、歴史学、社会学、人文地理学、英語、独語)
		内科学第一、第二、第三講座を内科学講座に、外科学第一、第二講座を外科学講座に統合
		光学医療診療部の設置
		第一、第二、第三内科を循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、内分泌代謝内科、腎臓内科及び神経内科に、第一、第二外科を消化器外科、乳腺・一般外科、心臓血管外科、呼吸器外科に再編
	4月 17日	医療安全管理部、卒後臨床研修センター、地域医療連携室の設置
	5月 22日	MR医学総合研究センター、生活習慣病予防センターの設置、
		医学情報センターの廃止
	11月　6日	医療福祉教育研究センターの設置
平成15年	3月 14日	動物生命科学研究センター棟の竣工
	4月　1日	1講座(救急集中治療医学講座)を開設(35講座となる)
		附属病院リハビリテーション部、病理部の設置
		医学部附属病院の病床数を予算病床から実在病棟へ変更(600床→608床)
	7月 23日	国際交流支援室の設置
	12月 26日	NMR研究実験棟の竣工
平成16年	4月　1日	国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人滋賀医科大学が設立
		国立学校設置法の廃止及び国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人滋賀医科大学が滋賀医科大学を設置(設置者が、「国」から「国立大学法人滋賀医科大学」となった)
		学外有識者会議の設置(運営諮問会議の廃止)
		医療人育成教育研究センターの設置
		睡眠学講座(寄附講座)を開設
		情報収集分析室の設置、監査室の設置
		中央診療施設等及び特殊診療施設を改組し、中央診療部(15部)、医療安全管理部、地域医療連携部、医療研修部、卒後臨床研修センター及び治験管理センターに再編
		救急・集中治療部の設置(救急部及び集中治療部の廃止)
	6月　3日	スキルズラボの設置
	8月　1日	臨床工学部の設置
	10月　2日	開学30周年記念式典の挙行
平成17年	4月　1日	実験実習支援センターの設置
		(実験実習機器センター及び放射性同位元素研究センターの廃止)
		基礎医学講座の再編(28講座となる)

		解剖学第一講座、解剖学第二講座を解剖学講座に、生理学第一講座、生理学第二講座を生理学講座に、生化学第一講座、生化学第二講座及び放射線基礎医学講座を生化学・分子生物学講座に、病理学第一講座、病理学第二講座及び微生物学講座を病理学講座に、予防医学講座、福祉保健医学講座及び法医学講座を社会医学講座に統合
		化学療法部の設置
	8月 1日	栄養治療部の設置
平成18年	6月 29日	バイオメディカル・イノベーションセンターの設置
	10月 1日	産科婦人科を母子診療科と女性診療科の2つの診療科に分離
平成19年	2月 1日	滋賀医科大学保育所の設置
	4月 1日	腫瘍センターの設置
	6月 1日	ペインクリニック科の設置
	8月 31日	D病棟竣工
	9月 1日	地域医療システム学講座(寄附講座)を開設(平成22年3月31日まで)
平成20年	1月 9日	家庭医療学講座の開設
	3月 31日	大津赤十字病院の滋賀医科大学関連教育病院としての協定を解消
	4月 1日	リハビリテーション科の開設
	6月 1日	感染制御部の設置
	7月 1日	患者支援センターの設置
	9月 25日	産学連携推進機構の設置
平成21年	4月 1日	医師臨床教育センターの設置(卒後臨床研修センターの廃止)
		分子神経科学研究センターの改組(研究分野)
		神経難病研究推進機構の設置
	4月 6日	クリエイティブモチベーションセンターの設置
	4月 7日	総合がん治療学講座(寄附講座)の開設
	10月 20日	腫瘍内科の設置
	12月 1日	看護臨床教育センターの設置
平成22年	3月 1日	院内助産所の設置
	4月 1日	地域周産期医療学講座(寄附講座)の開設
	6月 19日	総合内科学講座(寄附講座)、総合外科学講座(寄附講座)の開設
	7月 1日	医学部附属病院の病床が6床増床(計614床)
	10月 1日	地域精神医療学講座(寄附講座)の開設
平成23年	7月 1日	男女共同参画推進室の設置
	8月 1日	化学療法部を腫瘍センターに統合
	10月 1日	臨床研究開発センターの設置(治験管理センターの廃止)
平成24年	3月 31日	総合がん治療学講座(寄附講座)の廃止
	4月 1日	地域生活看護学講座を公衆衛生看護学講座に名称変更
		精神科神経科を精神科に名称変更
		臨床遺伝相談科の設置
		中央診療部、医療安全管理部等の各部を改組し、中央診療部門、中央手術部門、診療・教育・研究支援部門に再編
	10月 1日	臨床腫瘍学講座の開設
平成25年	4月 1日	アジア疫学研究センターの設置(生活習慣病予防センターの廃止)
	9月 11日	アジア疫学研究センターの竣工
平成26年	1月 1日	小児発達支援学講座(寄附講座)の開設
	3月 31日	MR医学総合研究センターの廃止
	4月 1日	総合内科学講座、総合外科学講座の開設
		(総合内科学講座(寄附講座)、総合外科学講座(寄附講座)の廃止)

		大学院医学系研究科博士課程の改組(5専攻→1専攻)
		分子神経科学研究センターの改組(研究分野)
		地域医療教育研究拠点の設置
	5月 20日	病理診断科の設置
	9月　1日	医学部附属病院の病床が2床減床(計612床)
平成27年	1月　1日	前立腺癌小線源治療学講座(寄附講座)の開設
	4月　1日	臨床教育講座の開設
	11月 26日	倫理審査室の設置
平成28年	3月 31日	医療福祉教育研究センターの廃止
		睡眠学講座(寄附講座)、地域周産期医療学講座(寄附講座)、
		地域精神医療学講座(寄附講座)の廃止
	4月　1日	神経難病研究センターの設置(分子神経科学研究センターの廃止)
		睡眠行動医学講座(寄附講座)の開設
		救急科、総合周産期母子医療センター、再生医療室の設置
	10月　1日	形成外科の開設
平成29年	4月　1日	医学研究監理室の設置
		看護師特定行為研修センター、診療の質管理室の設置
	5月　1日	研究活動統括本部の設置(研究活動推進室、産学連携推進機構の廃止)
平成30年	3月 31日	バイオメディカル・イノベーションセンターの廃止
		小児発達支援学講座(寄附講座)の廃止(期間満了)
	4月　1日	情報総合センターの設置
		革新的医療機器・システム研究開発講座(寄附講座)の開設
	6月 14日	教育推進本部の設置
	8月　1日	神経内科を脳神経内科へ名称変更
平成31年	4月　1日	形成外科学講座の設置
		先端がん研究センターの設置
		アドミッションセンターの設置
		IR室の設置
		総合戦略会議の設置
令和元年	7月　1日	臨床教育講座の廃止
		医療人育成教育研究センターの廃止
		医学・看護学教育センターの設置
令和元年	12月 31日	前立腺癌小線源治療学講座(寄附講座)の廃止(期間満了)
令和2年	4月　1日	国際交流センターの設置(国際交流支援室の廃止)
令和3年	3月 31日	睡眠行動医学講座(寄附講座)の廃止(期間満了)
	4月　1日	アジア疫学研究センターの廃止
		NCD疫学研究センターの設置
	5月　1日	耳鼻咽喉科学講座を耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座へ名称変更
		耳鼻咽喉科を耳鼻咽喉科・頭頸部外科へ名称変更
		乳腺・一般外科を乳腺・小児・一般外科へ名称変更
令和4年	4月　1日	先端医学研究機構の設置(神経難病研究推進機構の廃止)
		創発的研究センターの設置
		分子工学研究所 新材料分子設計共同研究講座(共同研究講座)、分子工学研究所 機能性材料共同研究講座(共同研究講座)、生命情報開拓講座(共同研究講座)、再生医療開拓講座(共同研究講座)の設置
	10月　1日	ミスフォールドタンパク質関連疾患治療学講座(共同研究講座)、
		分子工学研究所　サステナブル素材開発共同研究講座(共同研究講座)の設置

令和5年	3月 31日	革新的医療機器・システム研究開発講座（寄附講座）の廃止（期間満了）
	4月　1日	薬物治療学講座を開設
		スポーツ・運動器科学共同研究講座（共同研究講座）、
		先進的医療研究開発講座（共同研究講座）の設置

TOPICS

本学は令和6（2024）年10月に開学50周年を迎えます。

これにあたり、令和3年度には、本学「総合戦略会議」委員に本学同窓会「湖医会」の先生方を加えた「滋賀医科大学開学50周年記念事業準備委員会」を設置し、開学50周年記念事業のスローガン及びコンセプトを以下のとおり策定しました。

また、学生、教職員、卒業生、患者さん等の附属病院にご来院の方及びその他一般の方を対象に開学50周年記念ロゴマークの意向投票を実施し、「滋賀医科大学開学50周年記念事業準備委員会」で協議の結果、以下のとおり決定しました。

スローガン

湖国とともに、
世界に羽ばたく

医療のあゆみ半世紀、
さらなる飛躍へ

50th 滋賀医科大学

大学のシンボルを用いて滋賀医科大学の50周年であることをストレートに表現しました。円の中心に琵琶湖を描くとともに、地球もイメージしており、滋賀県の地域とともに、世界へ向けて発展・広がっていく様子をイメージしています。

コンセプト

1. これまでの50年、本学の発展に尽力くださった全ての方々、そして、見守り支援してくださった全ての方々に感謝を伝える機会とする。
2. 50年に一度の喜びをともに分かち合えるよう、参加・連携型事業とし、学生や教職員、同窓生、教職員OB・OG等の一体感の醸成につなげる。
3. これからの未来を見据え、より強固な大学組織基盤をつくるため、同窓生や地域の方々をはじめ本学に関わってくださる関係者との繋がりを一層強化し、さらなる躍進を目指す。

滋賀医科大学開学50周年
記念特設サイト

記念事業の進捗などは、
特設サイトで随時お知らせします。

https://50th.es.shiga-med.ac.jp/

02

組織機構図

組織機構図

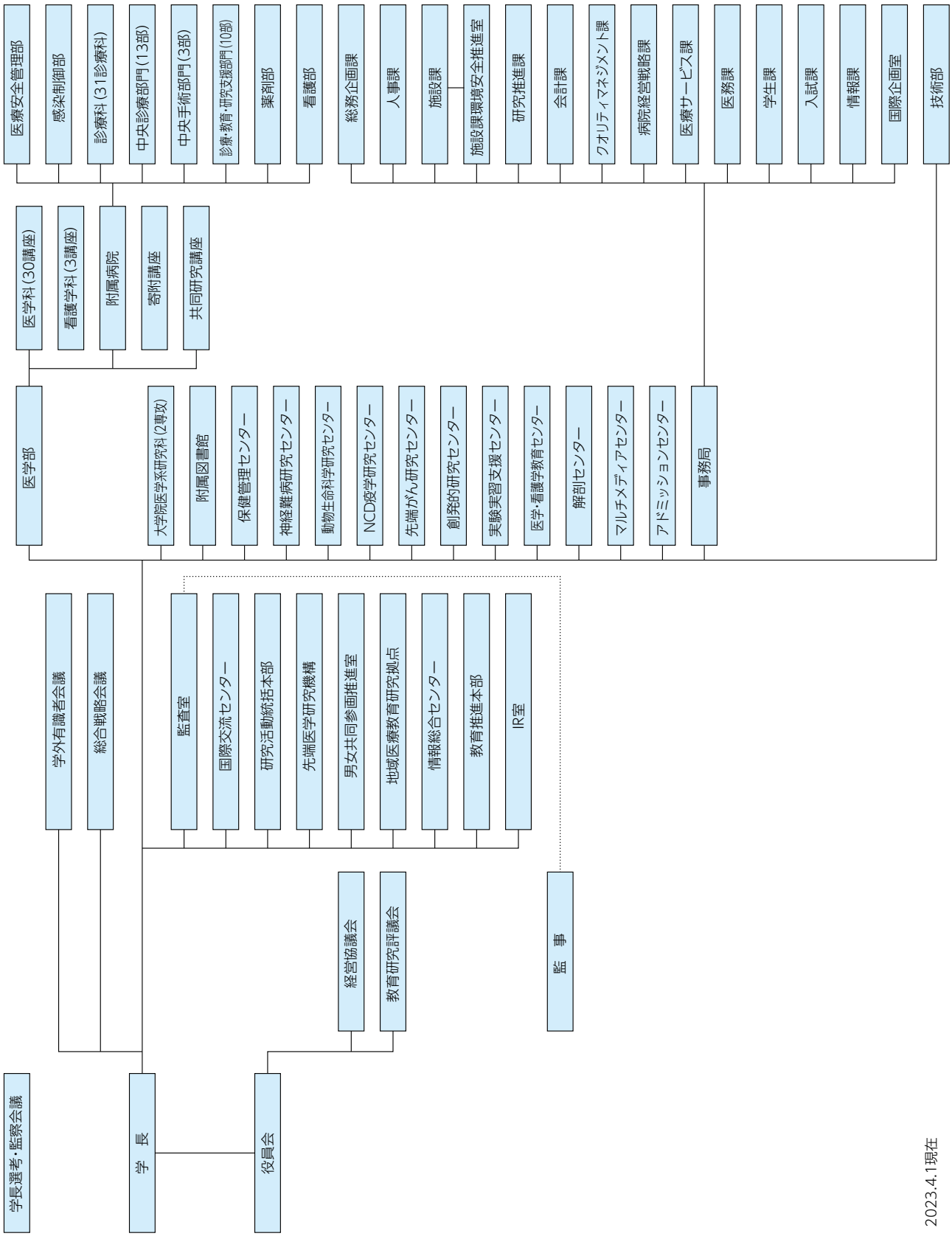

2023.4.1現在

03

教員名簿

03 教員名簿

運営部門	教授	准教授
監査室 室長	松浦　博(理事)	
国際交流センター センター長	遠山育夫(理事) 加藤　穣	
研究活動統括本部 本部長	遠山育夫(理事) 小笠原　敦(特任教授) 磯部義明(特任教授)	
先端医学研究機構 BioMedical Business Development Unit 機構長	磯部義明(特任教授) 遠山育夫(理事)	
男女共同参画推進室 室長	平田多佳子	
地域医療教育研究拠点 拠点長	上本伸二(学長)	川合寛道 梅田朋子
情報総合センター センター長	芦原貴司	杉本喜久 本山一隆
教育推進本部 本部長	松浦　博(理事)	
IR室 室長		森野勝太郎

医学科基礎医学	教授	准教授
生命科学講座		
物理学	目良　裕	成瀬延康
化学	古荘義雄	
生物学	平田多佳子	里岡大樹
数学		川北素子
生命情報学		
医療文化学講座		
哲学		
社会学		
英語	加藤　穣	
独語		
文化人類学	兼重　努	
心理学		小島隆次

医学科基礎医学	教授	准教授
解剖学講座		
生体機能形態学	宇田川　潤	内村康寛(特任准教授)
神経形態学	勝山　裕	金田勇人
生理学講座		
統合臓器生理学	等　誠司	
細胞機能生理学		
生化学・分子生物学講座		
分子生理化学	縣　保年	寺田晃士
分子病態生化学	扇田久和	佐藤　朗
再生・修復医学		
病理学講座		
人体病理学	九嶋亮治	仲山貴永
疾患制御病態学	伊藤　靖	石垣宏仁
微生物感染症学		旦部幸博
薬理学講座	西　英一郎	大野美紀子
社会医学講座		
衛生学		北原照代(特任准教授)
公衆衛生学	三浦克之	門田　文
医療統計学		
法医学	一杉正仁	中村磨美

医学科臨床医学	教授	准教授
内科学講座		
循環器内科	中川義久	
呼吸器内科	中野恭幸	山口将史
消化器・血液内科	安藤　朗 村田　誠	稲富　理
糖尿病内分泌・腎臓内科	久米真司	
脳神経内科	漆谷　真	寺島智也
小児科学講座 小児発達支援学部門	丸尾良浩 竹内義博(特任教授)	多賀　崇 阪上由子(特任准教授)
精神医学講座	尾関祐二 角谷　寛(特任教授)	藤井久彌子
皮膚科学講座	藤本徳毅	
外科学講座		
消化器・乳腺・一般外科	谷　眞至	
心臓血管・呼吸器外科	鈴木友彰	花岡　淳
整形外科学講座	今井晋二	森　幹士
脳神経外科学講座	吉田和道	辻　篤司
耳鼻咽喉科・頭頸部外科講座 (令和3.5.1より)	清水猛史	大脇成広
産科学婦人科学講座	村上　節	辻　俊一郎
泌尿器科学講座		

医学科臨床医学	教授	准教授
眼科学講座	大路正人	西信良嗣
麻酔学講座	北川裕利	
放射線医学講座	渡邉嘉之	園田明永
歯科口腔外科学講座		
臨床検査医学講座	九嶋亮治	茶野徳宏
救急集中治療医学講座	塩見直人	辻田靖之
家庭医療学講座		
臨床腫瘍学講座	醍醐弥太郎	
総合内科学講座	杉本俊郎	大西正人 伊藤明彦 前野恭宏
総合外科学講座	目片英治	山口剛(見込)

看護学科	教授	准教授
基礎看護学講座	相見良成 笠原聡子 馬場重樹	玉木朋子
臨床看護学講座	宮松直美 桑田弘美 立岡弓子 喜多伸幸 河村奈美子	荻田美穂子 山口亜希子
公衆衛生看護学講座	伊藤美樹子 辻村真由子	

寄附講座	教授	准教授
革新的医療機器・システム研究開発講座		

共同研究講座	教授	准教授
再生医療開拓講座	小島秀人(特別教授) 仲川孝彦(特別教授)	
生命情報開拓講座	小島秀人(特別教授)	
分子工学研究所 機能性材料共同研究講座	遠藤剛(特別教授)	
分子工学研究所 新材料分子設計共同研究講座	遠藤剛(特別教授)	

医療安全管理部	教授	准教授
医療安全管理部 部長	清水智治	

感染制御部	教　　授	准　教　授
感染制御部 部　　長	中　野　恭　幸	

中央診療部門	教　　授	准　教　授
救急・集中治療部 部　　長	塩　見　直　人	辻　田　靖　之
総　合　診　療　部	辻　　喜　久(特任教授)	市　来　智　子(特任准教授)
光学医療診療部 部　　長	安　藤　　朗	
血　液　浄　化　部 部　　長		
総合周産期母子医療センター センター長	村　上　　節 丸　尾　良　浩	
無　菌　治　療　部 部　　長	村　田　　誠	
腫瘍センター センター長	醍　醐　弥太郎	
検　　査　　部 部　　長	九　嶋　亮　治	茶　野　徳　宏
放　射　線　部 部　　長	渡　邉　嘉　之	
輸血・細胞治療部 部　　長	村　田　　誠	
リハビリテーション部 部　　長	今　井　晋　二	児　玉　成　人
病　　理　　部 部　　長	九　嶋　亮　治	森　谷　鈴　子
栄　養　治　療　部 部　　長	谷　　眞　至	

診療・教育・研究支援部門	教　　授	准　教　授
病　　歴　　部 部　　長	大　路　正　人	
医　療　情　報　部 部　　長	芦　原　貴　司	杉　本　喜　久
医　療　研　修　部 部　　長	今　井　晋　二	

診療・教育・研究支援部門	教　　授	准　教　授
臨床研究開発センター センター長		杉　本　喜　久 小　畑　大　輔(特任准教授)
再　生　医　療　室 室　　長	大　路　正　人	
看護臨床教育センター センター長		多　川　晴　美
看護師特定行為研修センター センター長	北　川　裕　利	
医師臨床教育センター センター長	川　崎　　拓	稲　富　　理 森　野　勝太郎 小　牧　史　明(特任准教授)(見込)
患者支援センター センター長	漆　谷　　真	
高難度医療・未承認医薬品等管理室	村　上　　節	

教育研究施設	教　　授	准　教　授
神経難病研究センター センター長	漆　谷　　真	
基礎研究ユニット 分子神経病理学部門	西　村　正　樹	
橋渡し研究ユニット 神経診断治療学部門	石　垣　診　祐	柳　沢　大治郎 椎　野　顯　彦
MR医学研究部門		
国際共同研究部門	高　橋　良　輔(客員教授)	
動物生命科学研究センター センター長	遠　山　育　夫(理事) 依　馬　正　次	守　村　敏　史 築　山　智　之(特任准教授)
NCD疫学研究センター センター長	三　浦　克　之	
予防医学部門	三　浦　克　之	門　田　　文
最先端疫学部門	上　島　弘　嗣(特任教授) 矢　野　裕一朗	
医療統計学部門	中　川　義　久	原　田　亜紀子
先端がん研究センター センター長	醍　醐　弥太郎	
創発的研究センター センター長	遠　山　育　夫(理事) 谷　　徹(特任教授) WAN ZURINAH　WAN NGAH(特任教授)	山　田　篤　史(特任准教授) 橋　本　翔　子(特任准教授)
実験実習支援センター センター長	伊　藤　　靖 扇　田　久　和	朝比奈　欣　治

教育研究施設	教　　授	准　教　授
医学・看護学教育センター センター長 副センター長	松　浦　　博(理事) 伊　藤　俊　之 向　所　賢　一	
解剖センター センター長	一　杉　正　仁	
マルチメディアセンター センター長	芦　原　貴　司	本　山　一　隆
アドミッションセンター センター長	松　浦　　博(理事) 平　田　多佳子 目　良　　裕	
附 属 図 書 館	**教　　授**	**准　教　授**
図書館長	西　村　正　樹	
保健管理センター	**教　　授**	**准　教　授**
センター所長		小　川　恵美子

04

学則

04 学則

国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年４月１日制定
令和５年３月27日改正

第1章　総　　則

（理念）

第1条　滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

（使命）

第1条の2　本学の使命は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。

(2)　研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。

(3)　信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

（自己評価等）

第2条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前2条の理念及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（学部の組織及び学生定員）

第3条　本学に医学部を置く。

2　医学部に関する校務は、学長がつかさどる。

3　医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1)　医学科は、幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え、医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し、もって医学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

(2)　看護学科は、幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し、広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し、もって看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

4　各学科に置く講座の名称は、別表のとおりとする。

5　国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第17条第1項に掲げる教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

6　医学部医学科においては、収容定員615名、入学定員90名、第2年次編入学定員15名とし、医学部看護学科においては、収容定員240名、入学定員60名とする。

7　医学科に医学科長、看護学科に看護学科長を置き、各学科の運営を統括する。

8　医学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)　医学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2)　教授会を召集し、議長となること。

(3)　その他医学科の運営に関し、医学科長が必要と認めること。

9　看護学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)　看護学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2)　看護学科会議を召集し、議長となること。
(3)　その他看護学科の運営に関し、看護学科長が必要と認めること。

（大学院）

第4条　本学に大学院を置く。
2　大学院学則は、別に定める。

（教授会）

第5条　本学医学部に、教授会を置く。
2　教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（寄附講座）

第6条　本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。
2　寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

（共同研究講座）

第6条の2　本学に、共同研究講座を設置することができる。
2　共同研究講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章　附属施設

（附属図書館）

第7条　本学に附属図書館を置く。
2　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第8条　本学に保健管理センターを置く。
2　保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

（学内教育研究施設）

第9条　本学に、学内教育研究施設として次のセンターを置く。
(1)　神経難病研究センター
(2)　動物生命科学研究センター
(3)　NCD疫学研究センター
(4)　先端がん研究センター
(5)　創発的研究センター
(6)　実験実習支援センター
(7)　医学・看護学教育センター
(8)　解剖センター
(9)　マルチメディアセンター
(10)　アドミッションセンター
2　各センターに関し必要な事項は、別に定める。

（医学部附属病院）

第10条　医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。
2　附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章　学年、学期及び休業日

（学年）

第11条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第12条　学期は、次の2期とする。

前期　4月1日から9月30日まで

後期　10月1日から翌年3月31日まで

2　各学期の授業実施日等は、別に定める。

（休業日）

第13条　学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日　10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2　前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。

3　臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第14条　医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2　医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第15条　医学部医学科の在学は、12年（第2年次編入学者にあっては、10年）を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年（第2年次編入学者にあっては、第2年次から第4年次までの3学年において在学できる年限は、6年）を超えることができない。

2　医学部看護学科の在学は、8年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年を超えることができない。

第5章　入学及び進級

（入学、進級の時期）

第16条　入学の時期は、学年の始めとする。

2　進級の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第17条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすも

のに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学検定資格に合格した者を含む。)
(8)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条　本学への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
2　検定料の免除の所定の申請書を受理された者については、前項の適用について、検定料を納付したものとみなす。

(入学者の選考)

第19条　学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。
2　学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第20条　前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。
2　学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。
3　入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

(医学科の編入学、再入学、転入学等)

第21条　医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次への入学を許可する。
(1)　大学(外国の4年制以上の大学を含む。)を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。
(2)　大学院(外国の大学院を含む。)の修士課程又は博士課程を修了した者
(3)　学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条　医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
(1)　本学医学部医学科を中途退学した者
(2)　他の大学の医学進学課程を修了した者
(3)　他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

(看護学科の編入学、再入学、転入学)

第23条　削除

第24条　医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
(1)　本学医学部看護学科を中途退学した者
(2)　他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者
(3)　短期大学の看護学科を卒業した者
(4)　学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者
(5)　学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者
2　前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科修士課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

（編入学者等の取扱い）

第25条　前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章　教育課程

（教育課程の編成方針）

第26条　教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、教授会の議を経て、学長が編成する。

(1)　医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(2)　医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法）

第27条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2　医学科の授業科目は、一般教育科目、外国語科目Ⅰ、外国語科目Ⅱ、総合生命科学（以下「一般教育科目等」という。）及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。

3　看護学科の授業科目は、一般教養科目Ⅰ、一般教養科目Ⅱ、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ、専門基礎科目Ⅱ、専門看護科目Ⅰ、専門看護科目Ⅱ、専門看護科目Ⅲ及び専門看護科目（実習）に区分し、編成するものとする。

4　前2項の各授業科目の名称、単位数又は時間数、配当年次等については、別に定める。

（単位の計算方法）

第28条　授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位を計算するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

（授業時間制をとる授業科目）

第29条　大学設置基準第32条第2項の規定に基づき、医学科の専門教育科目は、全科目について授業時間制とし、そのすべてを必修科目とする。

（1年間の授業期間）

第30条　1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（授業の方法）

第31条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

2　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。

3　医学部の教育上有益と認めるときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

（関連教育病院）

第32条　医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2　前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（協力施設）

第33条　前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2　医学科の早期体験学習、地域医療体験実習Ⅰ、地域医療体験実習Ⅱ及び研究室配属並びに看護学科の看護実習等についても、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を協力施設に定め、当該施設において、学生に当該授業科目に必要な教育の一部を行わせるものとする。

3　前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善）

第34条　本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章　卒業の要件等

（履修科目の登録）

第35条　医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

（履修科目の登録の上限）

第36条　1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に配当した科目のみとする。

（授業科目の修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定）

第37条　医学部の各学科の課程における授業科目の修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

2　医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

3　医学部各学科の授業科目の試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

（成績の評価）

第38条　試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評語をもって表わす。

（卒業の要件）

第39条　本学医学部の医学科に6年（第2年次編入学者にあっては、5年）以上在学し、又は看護学科に4年以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2　医学部医学科（第2年次編入学者を除く。）においては、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて63単位以上を修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。

3　医学部医学科第2年次編入学においては、一般教育科目について選択科目を8単位以上修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。

4　医学部看護学科においては、所定の必修科目を含めて127単位以上を修得しなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第40条　医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位（医学科の専門教育科目にあっては60単位に相当する授業時間数。以下同じ。）を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条　医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条　医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3　前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

（授業時間制をとる授業科目の取り扱い）

第43条　前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章　学位の授与

（学士の学位の授与）

第44条　第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2　学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章　休学、転学、留学及び退学

（休学）

第45条　疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2　前項の規定にかかわらず、医学科に置くPhD−MD制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD−MD制度の取扱いについて必要な事項は別に定める。

3　疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第46条　休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2　休学期間は、通算して4年（医学科第2年次編入学者にあっては3年）を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

3　休学期間内に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

4　休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

（転学）

第47条　他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第48条　外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2　前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。
3　第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

（退学）

第49条　退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第50条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
(1)　入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
(2)　入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
(3)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(4)　第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
(5)　第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者
(6)　長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章　賞　罰

（表彰）

第51条　学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

（懲戒）

第52条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。
2　懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3　退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4　第2項の規定により停学となり、その期間が3月以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。
5　本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続等については、学長が別に定める。

第11章　聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

（聴講生）

第53条　本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

（科目等履修生）

第54条　本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

第55条　他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

（研究生）

第56条　本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究教育に支障のない場

合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
2　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
3　研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（外国人留学生）

第57条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

（その他）

第58条　この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章　授業料、その他の費用

（授業料、入学料及び検定料）

第59条　本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。
2　授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。
3　休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

（授業料の減免、徴収猶予及び月割分納）

第60条　経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。
2　前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。
3　前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（入学料の減免及び徴収猶予）

第61条　特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。
2　前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（検定料の免除）

第61条の2　特別な事情により、検定料の免除を申請した者については、検定料を免除することができる。
2　前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料等の不返還）

第62条　既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。
2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。
(1)　第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
(2)　個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
(3)　第18条第1項に規定する検定料を納付した者が、特別な事情により、検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額

(4)　入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

(5)　前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章　公開講座

第63条　地域社会の発展に寄与し、教養と文化の向上に資するため、必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

2　前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第14章　特別の課程

(履修証明プログラム)

第64条　本学は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として,履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2　前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2　改正後の第39条第4項及び第5項の規定は、平成16年度及び17年度入学者から適用する。

3　平成15年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。

附　則

この学則は、平成17年12月27日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年6月28日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。

2　第6条の規定は、医療人育成教育研究センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附　則

1　この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2　改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。

3　改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。

4　平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
6　第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入学定員は、平成29年度までとする。

附　則

1　この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	収　容　定　員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医学科	595人	605人	615人	625人	635人

附　則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	収　容　定　員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	610人	625人	640人	655人	668人

3　改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入学定員は、平成31年度までとする。

附　則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附　則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員		収容定員
		平成23年度 ～平成29年度	平成30年度 ～平成31年度	平成23年度
医学部	医学科	100人 (17)	97人 (15)	627人

収　容　定　員					
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～ 平成29年度	平成30年度

644人	661人	676人	683人	685人	680人

収　　容　　定　　員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
675人	663人	651人	639人	629人	622人

(　)内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

3　平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附　　則

1　この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2　改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
3　改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
4　平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　平成25年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則

1　この学則は、平成24年10月1日から施行する。
2　改正前の学則第3条第3項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成24年3月31日までとする。

附　　則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、平成26年1月8日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2　滋賀医科大学MR医学総合研究センター規程(平成16年4月1日制定)及び滋賀医科大学MR医学総合研究センター運営委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附　　則

この学則は、平成27年1月1日から施行する。

附　　則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2　改正後の第39条第4項の規定は、平成28年度入学者から適用する。
3　改正後の第39条第5項の規定は、平成30年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
4　平成27年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　平成29年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
6　滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程(平成16年4月1日制定)及び滋賀医科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附　　則

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2　平成28年度以前の医学部医学科入学者及び平成29年度以前の医学部医学科第2学年次後期編入学者に

ついては、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成29年6月13日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員		収容定員
		平成30年度	平成31年度	平成30年度
医学部	医学科	100人 (17)	100人 (17)	685人

収　　容　　定　　員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
685人	673人	661人	649人	637人	625人

(　)内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

3　滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程(平成18年6月29日制定)及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程(平成18年6月29日制定)は廃止する。

附　　則

この学則は、平成30年10月24日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2　改正後の第39条第2項及び第4項の規定は、平成31年度入学者から適用する。

3　改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定は、平成31年度入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和2年度編入学者)から適用する。

4　改正後の第21条及び第39条第3項の規定は、令和2年度医学部医学科第2年次編入学者から適用する。

5　改正後の第39条第5項の規定は、令和3年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。

6　平成30年度以前の入学者については、改正後の第39条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　平成30年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者については、平成31年度以前の編入学者)については、改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　平成31年度以前の医学部医学科第2年次後期編入学者については、改正後の第21条及び第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　令和2年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入　学　定　員		収容定員
		令和2年度	令和3年度	令和2年度
医学部	医学科	95人 (15)	95人 (15)	678人

収　　容　　定　　員					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
671人	659人	647人	635人	625人	620人

(　)内は、第2年次編入学を外数で示す。

附　　則

この学則は、令和2年4月8日から施行する。

附　　則

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　　則

この学則は、令和2年10月15日から施行する。

附　　則

この学則は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附　　則

1　この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2　改正後の第15条第1項の規定は、令和3年度入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和4年度編入学者)から適用する。

3　改正後の第15条第2項の規定は、令和3年度入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和5年度編入学者)から適用する。

4　令和2年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者及び医学部医学科第2年次編入学者については、令和3年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　令和2年度以前の入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和4年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2　改正後の第3条第5項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	収容定員
		令和4年度
医学部	看護学科	250人

3　令和3年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和4年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	95人 (15)	664人	652人

収　　容　　定　　員			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
640人	630人	625人	620人

(　)内は、第2年次編入学を外数で示す。

附　　則

この学則は、令和4年11月1日から施行する。

附　　則

この学則は、令和5年2月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は,令和5年4月1日から施行する。

2　改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする

学　部	学　科	入学定員	収　容　定　員	
		令和5年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	95人 (15)	657人	645人

収　　容　　定　　員			
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
635人	630人	625人	620人

(　)内は、第2年次編入学を外数で示す。

別　表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座、医療文化学講座、解剖学講座、生理学講座、生化学・分子生物学講座、病理学講座、薬理学講座、社会医学講座

(臨床医学講座)

内科学講座、小児科学講座、精神医学講座、皮膚科学講座、外科学講座、整形外科学講座、脳神経外科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、産科学婦人科学講座、泌尿器科学講座、眼科学講座、麻酔学講座、放射線医学講座、歯科口腔外科学講座、臨床検査医学講座、救急集中治療医学講座、家庭医療学講座、臨床腫瘍学講座、総合内科学講座、総合外科学講座、形成外科学講座、薬物治療学講座

看護学科

基礎看護学講座、臨床看護学講座、公衆衛生看護学講座

05

学章・ロゴ・学歌

05 学章・ロゴ・学歌

(1)学章

「さざ波の滋賀」のさざ波と「一隅を照らす」光の波動とを組み合わせたものです。

●中心に向って、外からさざ波の波動―これは人々の医への期待である。
●外に向って中心から一隅を照らす光の波動―これは人々の期待に返す答えである。

(2)滋賀医科大学『ロゴ』について

滋賀医科大学では、(1)大学のイメージの確立、(2)大学の理念の表現、(3)他大学との差別化を目的に、ビジュアル面からブランディング戦略を推進しています。平成20年5月、戦略の中核となるロゴマークを策定しました。

国立大学法人
滋賀医科大学
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

● シンボルマークは学章の「医」の文字を綺麗なラインでリファインしました。
● ロゴタイプは、人のやさしさと知性を感じる、読みやすく親しみやすいオリジナル書体です。
シンボルマークと連動させ、濃いブルーとしています。

《ロゴバリエーション》

■サークルタイプ

■和文タイプ

■上下タイプ

■英文タイプ

学　　歌

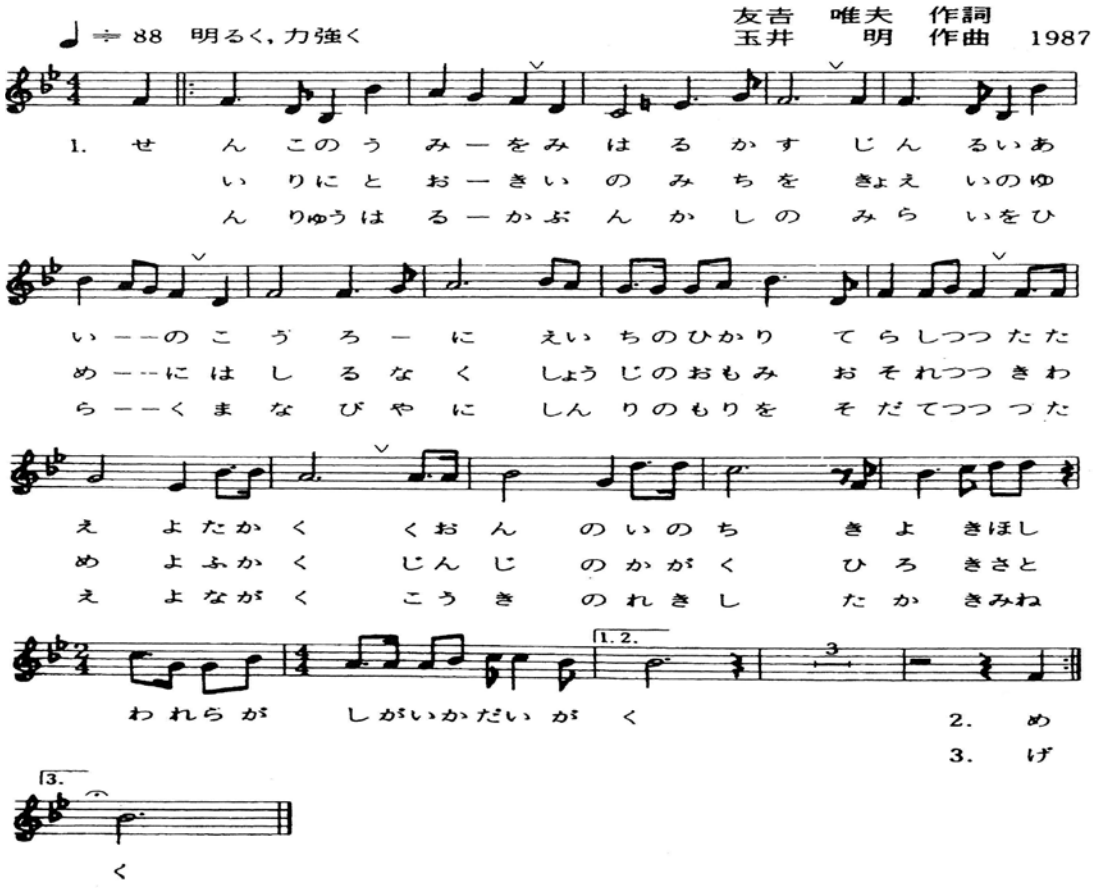

一、

千古の湖(ウミ)を　見はるかす

人類愛の　高楼(コウロウ)に

叡知(エイチ)の光　照らしつつ

讃(タタ)えよ　崇(タカ)く　久遠(クオン)の生命(イノチ)

清(キヨ)き星　われらが滋賀医科大学

二、

名利(メイリ)に遠き　医の道を

虚栄の夢に　奔(ハシ)るなく

生死(ショウジ)の重み　畏(オソ)れつつ

究(キワ)めよ　深く　仁慈(ジンジ)の科学

広き郷(サト)　われらが滋賀医科大学

三、

源流遥か　文化史の

未来を拓(ヒラ)く　学舎(マナビヤ)に

真理(シンリ)の森を　育てつつ

伝えよ　永く　光輝(コウキ)の歴史

高き峰　われらが滋賀医科大学

06

学生生活

06 学生生活

(1)授業料納付額・方法・注意

①授業料納付額

区分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部学生	年　額　535,800 半期額　267,900	282,000	17,000
大学院学生	年　額　535,800 半期額　267,900	282,000	30,000
転入学、編入学、再入学の場合	年　額　535,800 半期額　267,900	282,000	30,000
聴講生	1単位　14,400	28,200	9,800
科目等履修生	1単位　14,400	28,200	9,800
研究生	月　額　28,900	84,600	9,800
特別聴講学生	1単位　14,400	－	－

②授業料等納付方法

i 授業料

【学部学生・大学院学生】

《銀行振込で納入される方》※口座振替手続をされていない方

本学から振込依頼書を授業料の納付通知先（学生又は保護者等の住所）に郵送いたしますので、本学指定の銀行口座にお振込みください。

※授業料免除を申請された方で全額免除以外の結果となる方については、免除結果通知と合わせて「振込依頼書」を郵送いたします。

	振込依頼書送付時期	納付期限
前　期	4月末	5月下旬
後　期	10月末	11月下旬

《口座振替で納入される方》

口座振替に関する申し込み(開始および変更)は、以下の〔口座振替手続について〕をご覧いただき、事前に手続を行ってください。

下記口座振替日の前日までに、ご指定の預貯金口座に授業料相当額を入金しておいてください。

※残高不足等により引落しが出来なかった場合には、前期分にあっては6月に、後期分にあっては12月に再度引落しを行います。ここで引落しができなかった場合は、後日振込依頼書を送付しますので、それによりお振込みいただくことになります。

区　分	口座振替日
在学生(授業料免除申請者除く)	前期分　5月27日（土日祝日の場合は翌営業日） 後期分 11月27日（土日祝日の場合は翌営業日）
授業料免除　全額免除以外の方	免除結果通知とあわせて別途連絡

〔口座振替手続について〕

口座振替に関する申し込み(開始および届出口座の変更)は、大学ホームページから**授業料預金口座振替依頼書(PDFファイル:287KB)**をダウンロード・印刷し、**記入例(PDF)**を参照のうえ必要事項を記入、金融機関届出印を捺印の上、会計課出納係にご提出ください。

※申し込みにあたっては、大学ホームページ「授業料納付額・方法・注意」をご確認ください。
大学ホームページ > 教育・学生支援 > 学生生活 > 授業料納付額・方法・注意

口座振替を希望される時期	申込期限
前期分授業料から振替の場合	前年度　2月末日
後期分授業料から振替の場合	8月末日

【研究生・聴講生・科目等履修生・特別聴講学生】

本学から郵送する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振込みください。

ii 入学料

本学から送付する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振込みください。

iii 検定料

本学から送付する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振込みください。

③授業料等納付についての注意

i 授業料

授業料は、原則として年度ごとに、前期分は5月中に、後期分は11月中にそれぞれ半期額を納付してください。なお、申し出により、前期分の納付時に、後期分も併せて納付することができます。

ii 入学料

入学料は、入学手続の際に納付してください。

iii 検定料

検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願の際に納付してください。

iv 授業料の滞納

納付期限までに授業料を納付せず、督促を受けてもなお納付しないときは、学則により除籍されることがありますので、十分注意してください。

(2)授業料等減免制度

①大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料・入学料減免制度

令和2年4月から、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、留学生を除く学部学生を対象とした新しい修学支援制度が始まっております。本制度は、これまでの日本学生支援機構(JASSO)給付型奨学金と比べて対象者の範囲と支援額が拡充します。また、併せて授業料減免の対象となるため、給付型奨学金と合計した支援額は大幅に拡充します。新しい支援制度はこの2つの支援をあわせることにより、大学等の高等教育機関で安心して学んでいただくものです。

この制度による支援を受けるには、日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金に申請し、採用されること、大学の授業料減免の申請手続を完了すること、の2つが必要です。採用された奨学金の支援区分により、授業料等の減免額も決定します(支援額は世帯収入に応じた3段階の基準で決まります)。

申請は年2回となっており、申請期日や手続等はメールで案内するため、両方の申請スケジュールを確認のうえ、漏れなく必要な手続を行ってください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/
(文部科学省特設ページ「学びたい気持ちを応援します」)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html
(日本学生支援機構(JASSO)「特設サイト」)

②令和元年以前入学生及び大学院生への経過措置

令和5年度については、上記の制度の認定対象外となる令和元年度以前入学生及び大学院生を対象に、制度移行に伴う経過措置として従来の授業料免除基準(平成13年3月28日付け12文科高第二九五号による通知に基づく)によって授業料等減免の申請を受付けます。

こちらも申請期日や手続等はメールで案内するため、漏れなく必要な手続を行ってください。

③入学料・授業料徴収猶予制度

令和5年度については、本学に在籍するすべての学生を対象に、授業料等徴収猶予の申請を受付けます。なお、申請が許可された場合、猶予の期限は以下のとおりとなっているため注意してください。

申請期日や手続等はメールで案内するため、漏れなく必要な手続を行ってください。

[猶予期限]
・入学料:当該年度3月末日
・授業料:前期／9月末日
　　後期／3月末日

(3) 奨学金

本学が取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構奨学金のほか、湖医会(同窓会)による奨学金(湖医会奨学金及び藤原よしみ奨学金)、地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金、海外留学のための各種奨学金等があります。また、奨学金以外に提携ローン等もあります。

①日本学生支援機構奨学金

新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合にも、貸与奨学金(緊急・応急採用)・給付奨学金(家計急変)を申込むことが可能です。制度の詳細や手続はiv(p.42)をご覧ください。

ⅰ 貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、第一種奨学金(無利子貸与)、第二種奨学金(有利子貸与)及び入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金(有利子貸与)があり、これらはいずれも学業・人物ともに優れ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に貸与される制度です。

奨学金の返還義務の保証として、「人的保証」と「機関保証」の2つの制度から貸与者が選択します。

貸与される金額については、入学年度、給付奨学金の受給の有無や所属(学部・大学院)により異なりますので、日本学生支援機構のホームページを参照してください。 また、卒業後は奨学金返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりません。返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

ⅱ 給付型奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金は、返還が不要な奨学金で、2020年4月から新しい制度で実施されています。制度の内容や受給できる金額については、日本学生支援機構又は文部科学省のホームページを参照してください。

なお、本奨学金の採用者については、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免の対象となります。授業料等減免については、本学ホームページ「高等教育修学支援新制度」をご確認ください。

※本学ホームページ > 教育・学生支援 > 学生生活 > 高等教育修学支援新制度「高等教育修学支援新制度」
(https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/study-support)

ⅲ 申込手続

日本学生支援機構奨学金の申込は、予約採用・在学採用に分け、P42の表のとおり行います。いずれの種類の手続についても、4月に実施する学内説明会において詳細な手続を案内しますので必ず参加してください。

なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金は、学生本人に貸与されるものであり、貸与終了後に返還する義務があります。ご自身の経済状況や卒業後の生活設計等を考慮し、修学に必要となる額を慎重に検討したうえで申請してください。

日本学生支援機構のWebサイトでは、奨学金の貸与総額や返還額などを試算することができます。月々の返還額や返還期間などを把握することが出来ますので、申請を検討する際の参考にしてください。

https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/
(日本学生支援機構　奨学金貸与・変換シミュレーション)

予約採用	
対象者	進学前に、在学校または卒業校を通じて、日本学生支援機構奨学金の申込を行い、機構から「採用候補者決定通知」を交付されている新入生。 ※大学院への進学を希望する方は、進学先に問い合わせてください。
申請時期	進学前1年以内
振込開始月	4～6月のいずれか（大学入学後の手続の時期によって異なります。）初回は、貸与を希望する月から振込開始月までの分がまとめて振込みされます。
備考	入学後に「採用候補者決定通知」（進学先提出用）を学生課学生支援係まで提出してください。提出の際に「ID」と「パスワード」を渡しますので、各自でインターネットを使って、「進学届」の提出を行ってください。この手続を怠ると採用取消となりますので、十分注意してください（詳細はメールにて通知予定）。
在学採用	
対象者	学部・大学院の全学年（留年生等を除く）
申請時期	4～5月上旬　※秋季に二次採用（臨時採用）を行うことがあります。
振込開始月	6～7月のいずれか。初回は、貸与を希望する月から振込開始月までの分がまとめて振込みされます。
備考	併用貸与（第一種と第二種両方）及び別の種類（第二種から第一種、または第一種から第二種）への申し込みができる場合があります。

ⅳ 貸与奨学金（緊急・応急採用）・ 給付奨学金（家計急変）

上記の定期採用のほか、「家計を支えている者の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等又は火災・風水害等により、家計が急変した場合に貸与を受けることができる制度」として緊急採用（無利子）及び応急採用（有利子）があります。また、家計急変（給付）もありますので、該当する場合は事前にご相談ください。

（参考）

「貸与奨学金（緊急・応急採用）」

「給付奨学金（家計急変）」

ⅴ 継続手続（適格認定）

「適格認定」は、年1回（例年12月中頃）奨学生が「奨学金継続願」を提出した上で実施され、継続が認められると翌年度（4月から）も貸与（給付）が受けられます。給付奨学生は、適格認定に加えて、4月、10月の年2回「在籍報告」を提出する必要があります。いずれも手続を怠った場合や、奨学生として適格でないと判断された場合は「停止」「廃止」等の処置がなされることがあります。また、奨学生として不適切であると認定される事由が生じた場合は、その都度「適格認定」が行われます。

※手続期間等については、メール等にてお知らせします。

※「適格認定」の概要については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

vi 異動・月額変更手続

異動等手続に該当する事由が発生した場合、速やかに手続を行ってください。所定期日までに提出がない場合は、延滞金・超過振込金の発生、貸与開始の遅延等、不利益を被る場合がありますので注意してください。

異動内容	必要手続
在学猶予願	自身でスカラネットから願出後、学生課学生支援係へ「在学猶予願」を提出した旨、メールで連絡。 ※「スカラネットPS」HP(https://scholar-ps.sas.Jasso.go.jp/)
奨学金振込口座変更	様式4を学生課学生支援係へ提出
月額変更	様式2-1～2-4のいずれかを学生課学生支援係へ提出 ※月額変更後の金額は窓口で確認できます。
異動届(退学・辞退・休止)	様式1-1を学生課学生支援係へ提出
復活の異動届(復学)	様式1-2を学生課学生支援係へ提出
改氏名届	様式3を学生課学生支援係へ提出
住所変更届	様式15を学生課学生支援係へ提出
連帯保証人・保証人等変更	様式5を学生課学生支援係へ提出 ※連帯保証人・保証人の変更があった場合、連帯保証人等の署名・実印が必要。
第一種奨学金 返還方式変更	様式31を学生課学生支援係へ提出 ※定額返還から所得連動方式への変更の場合、別途書類が必要となります。
第二種奨学金 「利率の算定方式」変更	様式11を学生課学生支援係へ提出

※表に記載のない異動に関する手続については学生課学生支援係まで問い合わせてください。
※様式は学生課学生支援係窓口で配付します。
※今年度の、異動・月額変更手続のスケジュールについては、本学ホームページをご確認ください。

本学ホームページ ＞ 教育・学生支援 ＞ 学生生活 ＞ 奨学金等
https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/scholarships

vii 貸与終了に伴う手続

貸与終了(満期、辞退、退学等)に伴い、手続が必要です。返還確認票、「返還のてびき」等の交付を受け、金融機関にて振替口座(リレー口座)加入の手続を行ったうえで、加入申込書(預貯金者控)のコピーを学生課学生支援係まで提出してください。

貸与終了後も引き続き在学する場合、願出により返還期限が猶予されます。希望者は「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルにて提出してください。

<奨学金の返還猶予>

留年や休学等により、最短修業年限を超えて在学する場合は、あらためて1年ごとに「在学猶予願」を提出する必要があります。また、奨学生であった者が、卒業・修了又は退学の後、災害や傷病等やむを得ない事情によって返還が困難になったときは、本人からの願い出により一定の期間にわたって、その返還が猶予されます。

※返還が困難な場合に利用できる制度の概要については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

②湖医会(同窓会)による奨学金

ⅰ 湖医会奨学金

学業・人物ともに優れており、かつ経済的理由により学資負担が困難な学生について、面談及び選考を経て、本学同窓会の湖医会から貸与されます。

出願資格	医学部医学科・看護学科のすべての学生
出願期間	毎年度5月下旬～6月中旬
貸与額	月額50,000円(年額60万円)まで
貸与期間	1年間
利子	無利子
その他	出願方法、提出書類、返還方法等については、募集要項を参照。

ⅱ 藤原よしみ奨学金

学生のさまざまな自主的活動の支援(ボランティア活動資金、国内外研修費用、子育て支援等)を目的とし、面談及び選考を経て、本学同窓会の湖医会から貸与されます。

出願資格	医学部医学科・看護学科のすべての学生
出願期間	毎年度5月下旬～6月中旬
貸与額	総額300,000円(一括)
貸与期間	1年間
利子	無利子
その他	出願方法、提出書類、返還方法等については、募集要項を参照。

③地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金

地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金については、その受給要件として、団体の所在地出身者に限るものや卒業・修了後の就職先が指定されているものが多く、出願期間もさまざまであり、また本学を通さずに希望者本人が直接手続するものも多くあります。

本学に募集があったものについては、その都度メールにてお知らせするとともに、その募集要項等を閲覧ファイルに綴じ学生ラウンジにて公開しています。

※毎年4月から6月にかけて募集時期が集中する傾向にありますので、これらの奨学金への申し込みを検討している場合は、その時期には特に注意してください。

④海外留学のための各種奨学金

海外留学のための奨学金としては、後述の地方公共団体や民間育英事業団体によるもののほか、外国政府によるもの、文部科学省による「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN　新・日本代表プログラム～」、日本学生支援機構による海外留学支援制度(協定派遣)(※本学が学術交流協定を締結する外国の大学等への留学に限る)、滋賀医学国際協力会による海外渡航助成事業等があります。

なお、出願要件や手続方法等の詳細については、学生課学生支援係へ問い合わせてください。

⑤各種提携ローン

本学では、株式会社滋賀銀行と包括連携協定を締結しています。これに関連して、滋賀銀行の提携ローンを紹介します。

また、日本政策金融公庫が行っている教育ローンについても紹介します。いずれも各個人で申込みを行うものです。

ⅰ 滋賀銀行の提携ローン

ⅱ 日本政策金融公庫の教育ローン

(4)学生生活における諸注意

①薬物乱用防止・飲酒問題に関すること

学生の飲酒や薬物乱用に関する事件・事故が社会問題になっており、本学においても、その対策に取り組んでいます。20歳未満の飲酒は当然禁止ですが、20歳以上であっても節度ある飲酒を心がけてください。また、薬物乱用の背景には、「好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を入手しやすい環境」等があります。薬物の問題で困ることがあれば、保健管理センター、または学生課までご相談ください。

②消費者教育に関すること

ⅰ 悪徳商法等

以下は主な悪徳商法です。それぞれの手口を知って未然に被害を防いでください。

ネットワークビジネス	友人やSNS上で知り合った人から「よいアルバイトがある」などと声を掛けられ、高額な商品等の契約をさせる。
アポイントメントセールス	「当選した」等を口実に、販売目的を隠して電話等で喫茶店や営業所に誘い出し、商品やサービスを売りつける。
キャッチセールス	アンケート等を装い、街頭で通行人に近づき、喫茶店や営業所に連れて行って、商品やサービスを売りつける。
架空請求	不正に入手した名簿等を元に、無作為に根拠のない請求書を文書やメールで送りつける。

ⅱ インターネット上のトラブル

「オークションで落札して代金を入金したが商品が届かず、相手と連絡が取れない。」、「クリックしたら突然、料金請求画面が表示された。」等、インターネットを介してのトラブルが多く発生しています。被害にあわないよう、以下のことに注意してください。

○パスワード等を入力するときは、正規のサイトであるかを必ず確認する。
○パスワードは生年月日などの個人と結びつかないものにし、定期的に変更する。
○ID・パスワードは他人に教えない。
○信頼できない(不明な)電子メール及びその添付ファイルは開封しない。
○不特定多数の人が使用するパソコンでは、個人情報を極力入力しない。

参考:「上手にネットと付き合おう!　安心・安全なインターネット利用ガイド」(総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

ⅲ ストーカー・デートDV等

昨今、ストーカー被害や、交際相手から身体的、精神的及び性的な暴力を受ける「デートDV」が増加しています。被害にあわないよう、次のことに注意してください。

○むやみに電話番号やメールアドレスを教えないこと。
○いたずら電話とわかったらすぐに切ること。
○心当たりや不安なことがあれば、一人で悩まず、家族や友人、教員や学生課に相談すること。
○つきまとい、待ち伏せ、監視、押しかけなどの行為に恐怖を感じたらすぐ110番すること。

消費者トラブルに巻き込まれた場合は…

○クーリング・オフ制度

契約日を含めて8日(マルチ商法等は20日)以内などの一定要件の下であれば、消費者が業者との間で締結した契約を無条件で解除できる制度。

<相談窓口>

*何でも相談室(学生課)	077-548-2142
*県民の声110番(警察県民センター)	077-525-0110
*滋賀県消費生活センター	0749-23-0999
*大津警察署	077-522-1234
*草津警察署	077-563-0110

③住居・アルバイトに関すること

i 住居

賃貸マンション・アパート、貸間等を求める際には以下の留意点に注意してください。また、「滋賀医科大学生活協同組合」では、下宿先の紹介を行っています。なお、住所を変更したときは、すみやかに「住所等登録変更届」を学生課学生支援係に提出してください。

<住居(賃貸マンション・アパート、貸間)を求める際の留意点>

○環境、通学の便

○入居条件:契約期間、退去時の敷金の返還条件、入退去時の家賃(例:日割計算の可否等)、光熱費、自炊・暖房器具使用の可否、門限の有無等

○現地確認:必ず現地を確認し、納得して契約すること

○おとり広告(物件が存在しない広告)等に十分注意すること

ii アルバイト

一般のアルバイト求人情報誌やウェブサイト等には、学生として就労することが好ましくない求人もありますので、十分注意してください。なお、アルバイトに従事していて職務内容について条件と比べて危険が伴う等不審な点があるときは、学生課学生支援係に相談してください。また、本学ではアルバイトの紹介は行っておりません。

④災害・事故に関すること

以下の対応方法を確認し、適切に対応してください。

緊急時の連絡先 : 学生課 077-548-2066・2248

(※夜間、休日、年末年始等は、防災監視室〈24時間対応〉077-548-2773)

i 災害が起こった場合

「災害時対応マニュアル」を参照してください。

「災害時対応マニュアル」

ⅱ 不審者・不審な車を発見した場合

「おかしい、危害を加えられる」と感じたら、近くの研究室などへ避難　⇒　学生課へ連絡

ⅲ 痴漢・窃盗など犯罪に遭遇・目撃した場合

周囲に助けを求める　⇒　警察署へ通報（110番）　⇒　学生課や近くの研究室へ通報

ⅳ 事故を起こした場合

物損事故の場合　：　警察署へ通報（110番）　⇒　学生課へ連絡
人身事故の場合　：　人命救助するとともに、必要に応じて消防署へ通報（119番）　⇒　警察署へ通報（110番）
⇒　学生課へ連絡

※医師法第4条及び保健師助産師看護師法第9条には、医師／保健師／助産師／看護師免許の相対的欠格事由（免許を与えないことがある事由）として、「**罰金以上の刑に処せられた者**」と定められています。くれぐれも、事件・事故等を起こさないよう注意してください。
なお、万が一、事件・事故等を起こしたときは、速やかに所定の「事故（違反）届」を学生課学生支援係へ提出してください。また、**判決謄本又は略式命令書・罰金の領収証書は、免許申請の手続に必要**となりますので、大切に保管しておいてください。

⑤海外留学等の危機管理マニュアル（学生用）

学生の皆さんが海外留学をし、国際感覚を磨くことは、国際体験を通じた国際理解・知識の拡大、語学力の向上など学生の能力や可能性を広げ、留学を通じ国境を超えた幅広い人的ネットワークの形成につながるものです。

一方で、学生の皆さんが日本を離れ、海外で生活する中で、これまでも、怪我、疾病、盗難、自然災害等のリスクは存在していましたが、昨今のテロ、暴動、デモ等が頻発する治安情勢や、感染症が国境を越えて流行する状況を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にあります。

本マニュアルは、海外留学における学生の皆さんへの意識啓発の一層の徹底及び危機管理体制の確立を図るために、全学的なルールとして取り扱うものです。　なお、学生の皆さんの休学中の海外旅行等、独自で海外に渡航する際も、本マニュアルの趣旨を踏まえ、滋賀医科大学の学生である自覚を持ちながら、本マニュアルに沿って適切に行動してください。

「海外留学等の危機管理マニュアル」を参照してください。

「海外留学等の危機管理マニュアル」

「自分の身は自分で守る」という基本原則

○海外渡航中の事件・事故を回避するためには、「自分の身は自分で守る」、すなわち 自己責任という意識をもって常に行動することが最も重要です。
○渡航先の治安状況等を自分自身が事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることで多くの事件・事故を防ぐことができます。

「自分の身は自分で守る」ための心構え

トラブルに巻き込まれないためには、海外においては日本にいるとき以上に自らの安全確保について意識して行動することが必要です。特に以下の事項については、外務省ホームページの「海外安全虎の巻」も参照し、

十分に注意することが必要です。
○危険な場所には近づかないこと
○多額の現金・貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎む等、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
○犯罪にあったら抵抗しないこと
○見知らぬ人を安易に信用しないこと
○常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
○家族に定期的な連絡をすること
○現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
○滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

○海外には治安情勢が極度に悪化していることなどの理由から、渡航を避けるべき国や地域があります。このような「危険な場所には近づかない」ことが安全確保の最も確実な方法であり、渡航先の治安状況や安全対策等について事前に情報収集することが重要です。
○外務省の「海外安全ホームページ」では、治安が悪化したり、災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、その危険性が高まっていると判断される場合に発出される海外安全情報等、日本人が海外に渡航するにあたり、知っておくべき安全確保に関する情報が掲載されています。また、厚生労働省の「感染症ホームページ」や「海外で健康に過ごすために」には、海外での感染症予防等に関する情報が掲載されています。渡航先の決定や渡航中の旅行等の計画を立てる際に、これらのホームページを参照し、渡航先の危険情報を十分に把握した上で、危険地域への渡航を控える等、危機事象を回避するようにしてください。

海外渡航時の連絡先の登録について

渡航前に十分な情報収集を行った上で計画を立てた場合であっても、渡航後に現地の治安情勢等が大きく変化することは十分に考えられます。こうした状況に備え、海外渡航時は常に所在を明らかにしておくことが必要です。

○外国に3ヶ月以上滞在する日本人は、日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。なお、3ヶ月未満の滞在の場合には、外務省 海外安全情報配信サービス「たびレジ」へ登録してください。
○在留届やたびレジの登録をすることで、最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等、リアルタイムで現地の安全情報を受け取ることができます。また、危機事象が発生した際には、現地の日本国大使館及び総領事館（在外公館）は、在留届やたびレジへの登録情報をもとに邦人の安否確認や援護を行います。
○海外渡航をする場合は学生課に「海外渡航について（チェックシート）（学生用）」 を提出してください。
○滞在先の連絡先が変更になった場合や海外渡航中に当初予定していなかった国や地域に行く場合には大学や家族等に変更の連絡を入れてください。
○渡航前に滞在先の緊急連絡先（渡航先の電話番号、住所等）を家族と確認し、学生課にも届け出してください。

事件・事故等に巻き込まれた場合の対応について

海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合、特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、現地の警察、救急又は在外公館に援護等を依頼することが重要です。

海外留学前に渡航先の在外公館等の連絡先を確認してください。

万一、海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合には、速やかに大学（指導教員）へ連絡（だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように、連絡先）してください。指導教員に連絡がつかない場合には、学生課に連絡してください。夜間や休日等で学生課にも連絡がつかない場合には、防災監視室に連絡してください。

○日本人学生　：　学生課長（+81-77-548-2066）
○夜間、休日等　：　防災監視室（+81-77-548-2773）

「学生が海外で事故・事件に巻き込まれた場合の対応フロー・(危機管理体制)」

海外旅行保険について

海外で入院・手術が必要となった場合、医療費が非常に高額になる場合や、家族が留学先を複数回訪問する必要が生じて渡航費用が高額になる場合もあります。また、医療施設・医療水準が日本に比べて著しく低い国では、国外への緊急移送が必要となり、高額な費用が必要となります。こうした事態に備えるため、本学では、留学生活全般に対応できる補償制度として「学研災付帯海外留学保険制度」への加入を義務付けていますので必ず加入してください。また、保険の補償内容等については、家族にも内容を確認してもらうようにしてください。

本マニュアルは、政府として推進する「海外留学」に特化して、平成29年3月31日付けで文部科学省が作成した「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に基づき、本学の対応方針を定めたものであるが、ここに示されている内容は、海外留学に限らず、すべての学生の海外渡航に適用できるものである。

⑥通学方法に関すること

本学では、原則として自動車での通学を禁止しています。ただし、以下に該当する者は、特例として自動車での通学を認めていますので、学生課学生支援係に申し出てください。

自動車を利用する者は、短時間であっても必ず指定の駐車場に駐車してください。駐車場以外の場所や枠外に不正駐車した場合には、警告書の貼付、チェーンロックの取り付け、駐車許可の取り消し等の措置を行い、当該者には第5学年以上の駐車許可を認めない場合があります。

- ⅰ 疾病、介護、子育て等の特別な事情により、自動車を使用しなければ通学が困難である者
- ⅱ 大学が許可した課外活動や若鮎祭、浜松医科大学との交流会等において、止むを得ず自動車を使用しなければならない場合で、大学が認めた者
- ⅲ 医学科第5学年学生で、自宅からの通学距離が2km以上で、特定の臨床実習の実施に伴い自動車を使用しないと所定の時間に間に合わない者
- ⅳ 医学科第6学年学生で、自宅からの通学距離が2km以上で、国家試験対策のため遅くまで自主学習を行おうとする者

※ⅱ、ⅲの場合は利用の都度一定の駐車料金が発生します。詳細は学生課学生支援係で確認してください。

また、滋賀県では、平成28年10月1日から、自転車を利用するときには、自転車損害賠償保険等(自転車の交通事故により生じた他人の生命または身体の損害を補償する保険または共済)に加入することが義務化されましたので、個人で必ず加入してください(学部学生については、付帯学総の全員加入を義務付けているため、他の自転車損害賠償保険等への加入は不要です)。

⑦国民年金の学生納付特例制度に関すること

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられていますが、学生は一般に所得がないため「学生納付特例制度」によって在学中は保険料納付の猶予を受けることができます。学生納付特例制度の手続については、住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口か最寄りの年金事務所で行ってください。

なお、国民年金制度及び学生納付特例制度の詳細については日本年金機構のホームページから確認できます。

(5)学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中に不慮の災害事故が発生し傷害を受けた場合に保険金の給付が受けられるよう、下表のとおり加入することとしています。

	学研災	付帯賠責	付帯学総	付帯海学
医学科	◎	×	◎	※
看護学科	◎	×	◎	※
医学系研究科	○	○	○	※

◎全員加入　○任意加入　×非加入　※正課で海外渡航を行う場合は必ず加入

*医学系研究科博士課程リーディングプログラム在籍者のうち、学外研究機関短期研修において海外研究機関で研修を行う学生については学研災及び付帯海学への加入が、国内研究機関で研修を行う学生については学研災及び付帯賠責への加入が必須。

制度概要

①学生教育研究災害傷害保険(学研災)

教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故により身体に傷害を被った場合及び臨床(臨地)実習中に接触感染により感染症予防措置を受けた場合、それらの治療等に要した費用について、請求に基づき保険金が支払われる保険です。ただし、本学が許可していない通学方法による事故については、この保険の補償の対象となりません。なお、治療日数によっては保険金が支払われない場合もあります。

②学研災付帯賠償責任保険(付帯賠責)

正課、学校行事及びその往復中で、他人に傷害を与えたり他人の財物を損壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、請求に基づき保険金が支払われる保険です。被保険者1名の1年あたりの支払限度額は、対人賠償と対物賠償とを合わせて1事故につき1億円です(免責金額0円)(令和4年4月1日現在)。

③学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)

学研災に賠償責任保険等を追加し、補償範囲を学生生活全般に広げたものです。学生本人の傷病に加えて、臨床(臨地)実習中に針刺事故による感染予防のための措置等を受けた場合や患者さんに傷害を与えた場合等の補償をするための保険です。

④学研災付帯海外留学保険(付帯海学)

学研災では補償されない留学中における傷病のほか、加害事故時の賠償責任補償、救援者費用等、留学生活

を24時間総合的に補償する保険です。

各種手続

①加入手続

学部学生の保険加入については、入学時に保険料を徴収し、大学において加入手続を行っています。

なお、休学・留年等により、補償期間よりも在学期間が長くなった場合には、不足する補償期間分の保険料を追加でお支払いいただく必要があります。また、大学院生の保険加入については、原則、入学宣誓式から1週間を加入申込期間としていますので、期間中に学生課学生支援係に連絡の上、保険料をお支払いください。

②保険金請求手続

ケガをした場合、賠償責任が生じた場合の保険金請求については、以下の「保険金請求手続」を参照してください。付帯海学の保険金請求を行う場合は、保険加入時に配付する「海外旅行保険あんしんガイドブック」を参照してください。

「保険金請求手続」

③契約内容の変更

保険期間中に通算して1年以上休学した場合は、休学期間を終了した後、その期間に係る保険料分担金を年単位で返還します。ただし、休学期間中の事故について保険請求等を行った時は返還対象となりません。また、保険期間中に退学した場合は、退学した年度以降についての保険料分担金を年単位で全額返還します。ただし、年度の中途に退学した時は、その年度にかかる保険料分担金は返還しません。保険料の返還を希望する場合は、学生課学生支援係まで問い合わせてください。

④加入証明書の発行

学研災及び付帯賠責の加入証明書については、「証明書交付願」にて学生課学生支援係まで願い出てください。なお、付帯学総及び付帯海学については、加入時に加入証明書を配付します。

(6)福利厚生施設

①滋賀医科大学生活協同組合(大学生協)

大学生協は学生・教職員が組合員となって、出資し、利用し、運営していく組織です。生協は、組合員の利用によって支えられ、利用すればするほど、その利益が組合員に還元される仕組みになっています。なお、卒業等によって脱退した場合、出資金は返還されます。

大学生協では、食堂事業、購買事業、書籍事業、共済事業の4つの事業を行っています。

詳細はHP(https://shiga-med.u-coop.net/)を参照してください。

<営業時間>

	営　業　日	営　業　時　間
食　　堂	月～金曜日	11:00～14:00・17:30～19:30
購買・書籍	月～金曜日	8:30～18:30

※土・日曜日、祝日及び年末年始は休業するほか、棚卸等で臨時休業する場合があります。

②附属病院内の食堂、喫茶、売店等

附属病院には次のような施設があり、院内入館許可のある場合は利用が可能です。

なお、年末年始等については、営業時間等の変更もありますので、事前のお知らせにご注意ください。

院内の諸施設

6階	レストラン	11:00～19:00(月～金) コロナ禍においては15:00までの営業とさせていただきます 土・日・祝日・年末年始休業	定食類
1階	医療機器販売所	9:00～17:00(月～金) 土・日・祝日は休業	医療用器具、消耗品、お産用品、付添い用ベッド貸出
	簡易郵便局	9:30～15:30(月～金) 土・日・祝日は休業	貯金、郵便物、はがき・切手、ゆうパック
	理髪店	10:00～16:00(火・木) 祝日、お盆、年末年始を除く	理髪全般
	財団事務室	9:00～17:00(月～金) 土・日・祝日は休業	テレホンカード、バス回数券、宅急便、駐車場定期券の発行など
	キャッシュコーナー ＊滋賀銀行 ＊関西みらい銀行	9:00～18:00(月～金) 9:00～17:00(土) 日・祝日は休業	預金の自動引出し、通帳記入、入金、残高照会、振替、振込
	コンビニエンスストア	7:00～21:00(月～金) 7:00～19:00(土・日・祝日)	日用雑貨(入院用品含む)、文具、食料品、贈答品、新聞、雑誌、銀行ATMなど
	クリーニング	13:00～15:00(月～金) 土・日・祝日は休業	衣類のクリーニング
	コーヒーショップ	8:00～19:00(月～金) 土・日・祝日は休業	軽食、ドリンク類

(7) 課外活動支援

正課活動以外に、大学の許可のもとに学生が自発的に自らの責任において行っている文化的、社会的、体育的な諸活動を課外活動と呼んでいます。学生の課外活動は、グループ活動を通じて自主的創意的能力を発揮し、情操豊かな教養を養い、また大学社会の責任ある一員として共同生活の経験を積むことによって、社会性を涵養する場であるとともに、今日の大学の理念とする全人教育実現の機会でもあります。

本学においても、平成12年に文部科学省から発せされた「大学における学生生活の充実方策について(報告)」に基づき、大学教育における課外活動を、学生の人間的成長を促す方略の一つととらえ、学生の自由な活動を奨励し、支援しています。

コロナ下での課外活動の再開・学内施設利用について

課外活動団体は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動指針」に基づき、大学からの許可を以て活動を再開できるものとします。課外活動への参加にあたっては、毎日(土日祝日・休日を含む)起床時に体温を計測し、8時30分までに「学生の体温管理システム」を使用して報告したうえ、問題のない者のみ参加できるものとします。

課外活動への参加は活動する本人の自主性によって決定され、団体が参加を強要することの無いよう、また参加しなくても本人に不利益が無いよう、各団体にて徹底してください。団体において活動参加への強要が認められた場合、当該団体の活動を当面停止する可能性があります。

その他、最新の「新型コロナウイルス感染拡大に係る注意喚起」を遵守して活動してください。

【活動再開フロー】

1. 顧問と協議のうえ、各団体が「活動計画書」を作成。
2. 「活動計画書」ならびに「参考にした各種ガイドライン等」を学生課学生支援係宛てメール添付にて提出。
3. 提出された「活動計画書」を基に大学にて活動再開可否を判断。
4. 学生課より活動再開の可否を通知。

【学内施設利用時の注意事項】

○原則として、学生の利用を優先する。

○学内施設の利用にあたっては、個人・団体に関わらず、施設使用願を提出し、課外活動として参加者リストを作成している場合を除いては必ず施設使用者リストに記名すること。

施設使用者リストは学生課窓口に備えているため申し出ること。(屋内施設には別途施設内にリストを据え付けているため、そちらに記入しても構わない。)

①課外活動団体について

i 活動に関するルール

○団体情報の届出

課外活動団体を「結成」、「継続」、「解散」する際や、「届出事項の変更」を行う場合は、それぞれ定められた様式(「学内団体結成願」、「学内団体継続届」、「学内団体解散届」「学内団体届出事項変更届」)を学生課学生支援係まで提出してください。なお、「学内団体継続届」の提出は毎年4月末日を期限としており、提出がなかった団体については解散したものとして扱います。

○学外での活動等

課外活動団体が、学外における活動(対外試合、登山、合宿等)又は、学内における学外者を含む活動(試合、合同練習等)を行う場合は、突発的な事件・事故の発生に備えて、救援その他必要な連絡が取れるよう、事前に「課外活動届」を学生課学生支援係へ提出すること。

なお、海外渡航を行う際には、併せて「海外渡航について（チェックシート）（学生用）」を提出すること。
また、集会を開催するときは、責任者は集会の3日前（特別の詮議を経る必要があるときは5日前）までに「集会許可願」を学生課学生支援係へ提出してください。

○掲示物の掲示
学内周知を目的として印刷物（立て看板等を含む）を掲示、発行・配布するときは、事前に学生課学生支援係へ届け出て許可を受けてください。

※各様式については学生課に配架しています。また、本学ホームページからダウンロードすることもできます。

ⅱ スポーツ安全協会の保険制度

この制度は、「スポーツ・社会教育活動のグループ育成、運営の円滑化を図り、これらのスポーツ団体やサークル等の課外活動を行う者が、その活動中に発生した事故について、傷害や法律上の賠償責任を負うことによって被った損害をその程度に応じて救済補償しようとすること」を趣旨とした、全国的規模の相互共済による傷害保険です。責任者をおく団体員5名以上の団体、グループ等の団体員が対象となり、加入できる団体は体育系だけでなく、文化系の団体も可能です（個人単位の加入不可）。保険の加入方法、保険料等の詳細については、下記に照会してください。
公益財団法人　スポーツ安全協会　滋賀県支部（滋賀県体育協会内）　077-523-3860

ⅲ 課外活動団体一覧

課外活動団体一覧	
区　分	名　称
文化系（16団体）	写真部
	軽音楽部
	コンピュータークラブ
	SUMS ESS
	美術部
	管弦楽団
	囲碁・将棋部
	混声合唱団
	若鮎祭実行委員会
	茶道部
	遊書会
	アカペラサークル Jingle-Jangle
	国際保健・地域医療研究会 TukTuk
	園芸部
	医学研究サークル Affiniche
	救急医療研究サークル SALSA

課　外　活　動　団　体　一　覧	
区　　分	名　　称
体育系(21団体)	バドミントン部
	硬式庭球部
	剣道部
	サッカー部
	バスケットボール部
	ラグビー部
	スキー部
	バレーボール部
	準硬式野球部
	ヨット部
	水泳部
	端艇部
	ハンドボール部
	ワンダーフォーゲル部
	陸上競技部
	ソフトボール部
	柔道部
	ゴルフ部
	合気道部
	空手道部
	卓球部
同好会(8団体)	学習支援ボランティアサークル「アトラス」
	スノーボード部
	ダンスサークル AMU'S
	リレー・フォー・ライフ・ジャパン滋賀医科大学実行委員会
	しがぬいぐるみ病院
	メンタルヘルス研究会　HAMMOCK
	東洋医学研究会
	競技かるたサークル

②課外活動施設について

体育実技等の授業がない時間帯で、他に公的な行事等での使用もされていないときは、課外活動等に使用できます。

施設名	使用可能時間等	使用手続
体育館	8:00～22:00	○12:00～13:00の間は自由に使用できます。それ以外の時間は、次の手続をおこなってください。 ○体育会所属団体が長期にわたって定期的に使用するときは、体育会と調整のうえ、各年度当初に「体育施設使用願」を提出してください。 ○学生及び教職員個人が使用するときは、使用予定日の7日前までに「体育施設使用願」を提出してください。
武道場		
グラウンド		
テニスコート		
水泳プール	7:00～20:00	
ヨット艇庫	8:00～22:00	○使用する団体は、各年度当初に「体育施設使用願」を提出してください。
ボート艇庫		
福利棟サークル活動室	8:00～22:00	○課外活動団体が活動の場として長期にわたって定期的に使用するときは、体育会、文化会、学園祭実行委員会と調整のうえ、各年度当初に「福利厚生施設使用願」を提出してください。 ○学生及び教職員個人が使用するときは、使用予定日の7日前までに「福利厚生施設使用願」を提出してください。
音楽棟		
クリエイティブモチベーションセンター(課外活動ゾーン)		

※各種使用願の提出先は学生課学生支援係です。各様式については学生課に配架しています。また、本学ホームページからダウンロードすることもできます。

※各施設の使用に当たっては、それぞれの使用規程を遵守するとともに、次の事項に留意してください。

- ○ 火災予防に留意すること。
- ○ 許可された目的以外の使用及び転貸をしないこと。
- ○ 使用時間を厳守すること。
- ○ 施設、設備、備品等を損傷、滅失しないこと。
- ○ 整理、整頓を心がけ、清掃を怠らないこと。
- ○ 使用後の戸締り及び消灯を怠らないこと。
- ○ その他管理事務担当者の指示に従うこと。

③貸出物品について

課外活動団体や学生個人への貸出物品として、以下の物品を備えています。貸出を希望する場合は、学生課学生支援係へ「課外活動用具借用願」を提出すること。なお、貸出した物品を紛失破損した場合は「課外活動用具紛失・破損届」を提出すること。

品名	個数	品名	個数
キャッチャーミット	1	シャトル	2筒
グローブ	4	バドミントンラケット	6
ソフトボール	4	自転車空気入れ	1
ボール(軟式)	4	マイク・アンプ	3
ベース(セット)	1	マイクスタンド	5(小1・長4)
キャッチャーマスク	1	スクリーン	1
バット	3	プロジェクタ	4
テニスボール(軟式／硬式)	4/8	拡声器	1
テニスラケット(軟式／硬式)	3/4		

(8) 国家試験・就職状況

①国家試験

医師国家試験及び保健師／助産師／看護師国家試験は、例年2月中旬に実施されます。その詳細については、官報に告示された時点で掲示等により通知します。また、卒業見込者を対象とした受験に関する説明会を、11月上旬頃に行います。

なお、合格後の免許申請時には、罰金以上の刑に処せられたこと（交通事故・違反を犯し、告知票（赤切符）を交付され、簡易裁判所に出頭した場合等）の有無について記載することが求められます。**有の場合は、判決謄本又は略式命令書・罰金の領収証書の提出が必要となります**ので、大切に保管しておいてください（交通事故・違反を犯したときは、速やかに所定の「事故（違反）届」を学生課学生支援係へ提出すること）。その他の不明な点については、学生課学生支援係へ問い合わせてください。

②就職・進路状況

企業・病院等からの募集要項（求人案内）を閲覧ファイルに綴じ学生課学生支援係にて公開しています。

就職希望者は普段から求人情報に関心を持ち、就職指導担当教員（学年担当教員）、家族や先輩などの意見も参考にして就職活動を行ってください。

i 医学部医学科学生の就職

医師免許取得後は、大学院等へ進学する場合等を除いて、原則として2年間の初期臨床研修を行なう必要がありますが、初期臨床研修を行なう病院は医師臨床研修マッチングを経て決定し、初期臨床研修医として就職することとなります。

医師臨床研修マッチング（組み合わせ決定）とは、医師免許を取得した研修希望者と、初期臨床研修を行う研修病院の研修プログラムとを、研修希望者及び研修病院の希望に基づき、一定の規則（アルゴリズム）にしたがってコンピュータにより組み合わせを決定するシステムです。医師臨床研修マッチングへの参加方法等については、毎年6月中旬に医学科第6学年学生を対象に説明会を実施します。

なお、医師臨床研修マッチングを経て最終的に研修病院が決定するまでの間に、各研修病院によって筆記、面接等の就職試験が実施されることが一般的です。また、各研修病院では、第6学年はもちろん、それ以外の学年の学生による見学等を受け付けている場合もありますので、長期休暇中等に積極的にその機会を活用してください。

ii 医学部看護学科学生の就職

看護学科では、就職指導担当教員（学年担当教員）を中心に、職業指導、就職先の開拓、就職の斡旋を行っています。また、看護学科棟4階に就職資料コーナーを設け、保健師・助産師・看護師等の募集要項（求人案内）、病院案内、就職情報誌等の資料を備え公開しています。

なお、学生課学生支援係にて公開している看護職員等の募集要項（求人案内）の閲覧ファイルの内容については、地域ごとに掲載し、随時更新しています。

(9) 個人情報の取り扱い

本学は、2022年4月1日に施行された「改正個人情報保護法」ならびに関連ガイドラインを遵守し、個人情報を安全かつ適正に管理・運用することに努めています。皆さんからは、次の取扱いについて入学時に同意書を提出していただき適正に管理することとしています。

《個人情報の収集》

個人情報とは、学生、保証人等について特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。

但し、「要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等）」については、収集する必要がある場合にのみ個別に同意書をとり、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いには特に配慮が求められます。

本学では教育・研究、学生支援等の大学運営に際して必要な、学生、保証人等の、個人情報について、以下の目的により収集し、利用します。

《利用目的》

○学籍・学業成績の管理
○履修登録に係る各種手続
○授業科目等の実施
○学生の健康管理
○奨学金に係る各種手続
○学生証・各種証明書の発行・交付
○学生生活・課外活動に係る各種手続
○就職・進学に係る各種手続
○授業料等の徴収に係る各種手続
○学内施設・設備の利用に係る各種手続
○附属図書館の利用に係る各種手続
○学業成績の保証人への通知
○学修・生活指導に関する保証人との連携
○文章・画像・映像等による大学の広報活動
○寄付金等の案内
○卒業時の同窓会への名簿の提供
○卒業後の同窓会との連携
○卒業後の各種案内の送付
○教育課程や学生支援策の改善に資する分析
○その他上記に附随する業務

個人情報（要配慮個人情報を含む）の入っているパソコン、外部記録媒体（USBメモリ、SDカード等）及び紙媒体等の紛失には十分に注意してください。大学内や附属病院内で知り得た個人情報を許可なく学外や院外に持ち出してはいけません。また、講義や実習等で知り得た個人情報、機密情報、著作権で保護された内容等をSNS等で外部に発信したり、ChatGPTのようなAIチャットボット（テキストを通じて人工知能が人間のように自然な形で対話するプログラム）に入力したりすることも、情報漏えいと見なされますので、そのようなことを行わないようにしてください。

特にUSBメモリの安易な利用は、紛失や置忘れ等により情報漏えいリスクを高めてしまいます。そのため、本学では**2019年4月1日よりUSBメモリの使用を原則禁止としています。**

やむを得ずUSBメモリを使用しなければならない場合でも、データ保存用ではなく、一時的なデータ運搬用としてのみ用いること、そして大学ではマルチメディアセンターが、附属病院では医療情報部が認めた暗号化機能付きのUSBメモリしか使えないことになっていますのでご注意ください。

(10)授業を受けるマナーについて

大学での授業は、学ぶ者と教える者との協同によって成立します。
学生同士や教員が気持ち良く集中して授業に参加できるよう基本的なマナーを守ってください。
例えば、
①止むを得ず遅刻をしたり途中退席したりする場合は、授業の支障にならないようにすること。
②授業中に立ち歩きや飲食をしないこと。
③授業中の私語、携帯電話やスマートフォン等の操作、その他“内職”をしないこと。
④遠隔形式で受講する場合も、対面と同様に身なりを整え、①～③のマナーを守ること。

教員が目に余ると認めた場合は、学則第52条により懲戒処分とする場合があります。
学生として自覚し行動するよう心がけてください。

(11)講義室の授業外利用及び福利棟学習室の利用について

①講義室の授業外利用について

講義室は、授業(講義・実習等)での使用を原則としますが、授業がない時間帯で、他に公的な行事等での使用もされていない場合は、8:00～22:00の間で自主学習等での利用が可能です。

ただし、休日の利用希望の場合は、あらかじめ学生課で利用申請が必要です。なお、この他に利用申請等に関する諸条件がありますので、必ず利用申請前に学生課窓口で詳細を確認してください。

②福利棟学習室の利用について

学習室は、グループ学習での使用を原則としています。使用時間は、8:00～22:00です。 Webにて予約状況を確認の上、「福利棟学習室使用願」を記入し、使用希望日の属する週の前週月曜日から木曜日(午前中)の間に、学生課前に設置する提出専用ボックスに提出してください。

金曜日の午後に予約を反映しますのでご確認ください。回収以降の予約につきましては、学生課窓口に提出してください。(例: 2023年4月13日(木)に予約したい場合、2023年4月3日(月)から4月6日(木)の期間内に使用願を提出してください。)

ただし、最終学年の国家試験対策用学習室としての利用を優先とします。多目的教室の利用は「①講義室の授業外利用について」によるものとします。

③節電・節水等

講義室の照明や冷暖房等に要する光熱水費の節約のため、次のことに協力願います。
○不要な冷暖房や照明を使用しない。
○最後に教室を出るときは冷暖房や照明を消す。

(12)学生への連絡

学生に対する連絡は、原則として以下の方法で行います。

①学内配信メール

大学での生活上の大切な事項は原則メールにて発信しています。1日に1度は必ず確認し、未確認により重大な不利益を招くことのないようにしてください。なお、未確認により生じた重大な不利益等について大学は一切責任を負いません。

②学生ポータルサイト

年間授業予定(スクールカレンダー)や大学からのお知らせ(時間割変更等)を確認できるとともに、Webメール、授業で使用する学習管理システム(WebClass)、成績照会や履修登録ができるWebサイトへのリンクなど、学生生活において必要な情報がワンストップで閲覧できるWebサイトです。

まるっと滋賀医大 > 教育 > Webサービス > ⑤ ポータルサイト
からアクセスできますので、以下URLのブックマークを推奨します。

https://kyomu.shiga-med.ac.jp/portal

③連絡板

学生生活支援情報については、学内メールでの通知に併せて連絡板にも掲示していますので、必ず確認してください。なお、未確認により不利益が生じる可能性がありますのでご注意ください。

連　絡　板

福　利　棟(屋外ピロティ生協側)……学部学生用

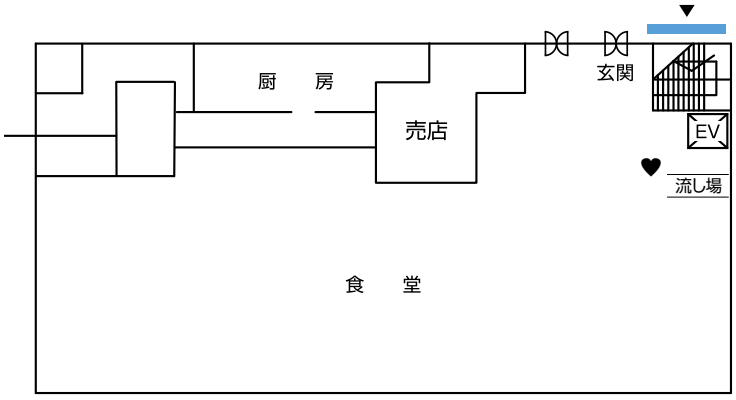

(13)その他

①個人ロッカー等

更衣ロッカー室を設け、1人1台ロッカーを貸与していますので、実習、体育実技、課外活動等の更衣、教科書・教材用具の保管に利用してください。

ただし、盗難の可能性もあるため、現金、時計、カメラ等貴重品を入れないことはもちろん、扉は確実に施錠してください。また、ロッカーの上・床等、ロッカー内部以外に私物を放置しないでください。

なお、本学では不審者の侵入防止のため、更衣室の扉の開閉はテンキーロックで行っています。

更衣室扉のテンキーロックに関する注意事項

○数字の配列は使用の都度ランダムに変わる。
○暗証番号を続けて4回間違えると3分間作動停止する。
○扉を閉めると自動的に施錠する。
○暗証番号は漏洩防止のため不定期に変更する。その都度、全学生あてメールで通知するので、各自で確認すること。
○暗証番号は他人に教えないこと。
○電池切間近の表示が出た場合は学生課学生支援係まで申し出ること。

※学内校舎の出入口の電気錠については新入生研修で取り扱いを説明します。

②郵便物等

各課外活動団体宛の郵便物は、福利棟2階に設置してある課外活動団体の連絡箱に入れておくので、各課外活動団体代表者は適宜受領してください。ただし、課外活動団体で物品を注文した場合や、個人宛ての荷物については、自宅宛てやコンビニで受取るようにし、宛先を学生課にしないでください。

③電話による照会・呼出し

試験結果等に関する電話での照会には応じません。

07

学生支援制度

07 学生支援制度

(1)学生支援制度

本学では、学生支援のため、クラス担任・学年担当制度、アドバイザー制度、オフィスアワー制度、何でも相談室、臨床心理士によるカウンセリングルームなどの相談窓口を設けています。

「学生相談フロー」を参照してください。
https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/consultation

①クラス担任・学年担当制度

クラス担任教員は、医学部医学科の第1学年に配置(各2名)しています。また、学年担当教員は、医学部医学科においては第2学年以上に、医学部看護学科においては各学年に配置(各2名)しています。

クラス担任・学年担当教員は、授業等に関してクラス又は学年全員に周知する必要がある事項等について連絡するとともに、個別の学修相談や修学指導にも対応します。また、不祥事等が発生した場合は責任を持って指導・助言にあたります。

※各年度、各学科・学年におけるクラス担任・学年担当教員は、別途通知します。

②アドバイザー制度

アドバイザー教員は、医学部医学科及び看護学科の第1学年学生全員に対して、学生4～5名あたり1名を配置します。また、医学部医学科学士編入生に対しても、入学初年度に配置します。

アドバイザー教員は、本学へ入学直後の学生全員に対して面談をおこなうとともに、学修、進路や課外活動あるいは精神面や経済面のなやみ等についての個別の相談にも対応し、個々の学生に寄り添う存在として学生生活のスタートアップを支援します。

※各年度、各学科におけるアドバイザー教員は、別途通知します。

③オフィスアワー制度

オフィスアワーは、授業内容に関する質問や学修に関する相談について、各教員が相談に応じることができる時間です。講義概要(シラバス)を参照し、各教員のオフィスアワーについて曜日・時間帯・予約の必要の有無等を確認のうえ、有効に活用してください。

また、教員ごとのオフィスアワーは、本学の学内専用ホームページ「まるっと滋賀医大」からご確認ください。

④何でも相談室

何でも相談室は、学生課及び保健管理センターが合同で組織し、学生生活や学習に関すること等、学生のみなさんが抱えるさまざまな問題や悩みについて、相談に応じます。また必要に応じて教員や家族又は警察、消費者センター、弁護士会等の学外の関係機関と連携をとり、その問題等の解決に向けた支援をおこないます。プライバシーの保護を厳守のうえ対応しますので、気軽に相談してください。

相談先

○相談可能時間：月曜日～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00
○メールでの相談：hqsoudan@belle.shiga-med.ac.jp
○電話での相談：077-548-2142(学生課学生支援係)

⑤臨床心理士によるカウンセリングルーム

医学･看護学教育センターに専属の心理カウンセラーを配置し、週1回、臨床心理士によるカウンセリングルームを開いています。

学生の皆さんは、学生生活で生じる様々な悩み、友人のこと、家族のこと、健康のこと、身体のこと、その他生活リズム一般に関して、アドバイスを求めたい、一緒に考えたいことがあれば、相談内容などの秘密は守られますので安心してご利用ください。

相談申込は、電話、メールのほか、学生課窓口でも受け付けています。

○開 室 日 時：毎週金曜日　14時30分～17時30分（祝日を除く）
○利 用 方 法：原則予約制
○電　　話：077-548-2142（学生課学生支援係）
○E - m a i l：hqsoudan@belle.shiga-med.ac.jp
※件名に「カウンセリング申込」と明記してください。
○受 付 時 間：8時30分～17時15分（月曜日～金曜日※祝日を除く）

(2) 健康相談

本学では、保健管理センターを設置し、学生のみなさんの身体的な健康相談に対応しています。

また、日常生活においては、学修、友人関係あるいは人生についての不安や疑問等を抱くこともあります。このような精神的、心理的ななやみがあるときも、保健管理センターの専任医師･看護師が相談に対応しますので、気軽に保健管理センターを訪ねてください。

保健管理センターの利用方法等は、同センターのホームページを参照してください。

保健管理センターホームページ：http://www.shiga-med.ac.jp/~hqheadm/

(3) ハラスメント相談

本学では、ハラスメントによる人権侵害に関する苦情相談を受けるための相談窓口･相談員を配置しています。

相談員は相談者のプライバシーを厳守しますので、ハラスメントを受けたと思われる場合は、一人で抱え込まず安心して相談してください。

Q. 相談員に相談したら、他の人に知られてしまわないか不安です。
A. あなたの同意なく誰かに相談内容を伝えることは絶対にありません。相談者のプライバシーは必ず守ります。相談することによって不利益を受けることはありませんので、安心して相談してください。

Q. 相談窓口に相談したら、相手から報復されないか心配です。
A. 相談の内容によっては、相談者の了解を得てから、必要に応じ関係者や加害者から事情を聴くことがあります。事情を聴く際は「報復の禁止」について十分に説明し、万一報復行為があった場合は、大学として適切な対応を取ります。

①ハラスメント受付・相談サービス（学外相談窓口:委託先　ティーペック（株））

臨床心理士などの専門家が対応する学外の第三者機関による相談窓口です。電話またはWEBにて相談を受け付けています。

ⅰ 学生用ハラスメント相談窓口

[連絡先]
電話またはWEBにて相談を受け付けています。
※電話番号及びWEB相談フォームのURLは「滋賀医科大学ホームページ」>「まるっと滋賀医大（学内専用）」>「ハラスメント相談窓口」を参照してください。

[受付時間]
○電話相談：月・水・金・土・日　10:00～21:00
　　火・木　10:00～22:00（祝日・12/31～1/3除く）
○WEB相談：24時間・年中無休（返信は数日を要します）

[注意事項]
- 相談者が大学への報告を希望した場合は、人権問題委員会委員長及び総務企画課の担当者（総務企画課長、総務企画課課長補佐（総務担当）、総務企画課総務係長）へ別途報告書が提出されます。報告を希望しない場合は、相談件数のみが定期的に大学に報告されます。
- ティーペック(株)において、事実認定や問題解決のための関係者に対する事情聴取・交渉等は行われません。

ⅱ 多言語ハラスメント相談サービス（英語・中国語）

電話にて相談を受け付けています。対応言語は英語と中国語です。
※電話番号は「滋賀医科大学ホームページ」>「まるっと滋賀医大（学内専用）」>「ハラスメント相談窓口」を参照してください。

[受付時間]
平日9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3除く）

Multilingual Harassment Consultation Service (English/Chinese)
We provide a telephone hotline service in English and Chinese.
*** The hotline phone number is available from:**
SUMS HP>Marutto SUMS (on campus only)>Harassment Consultation Service
[Service Hours]
Weekdays:9:00a.m.-5:00p.m.(closed on Saturdays, Sundays, public holidays, and Dec.31 to Jan.3)

②ハラスメント相談員（学内相談窓口）

電話・メール・手紙など相談しやすい方法で、相談しやすい人に連絡してください。
※相談員名簿及び連絡先は、「滋賀医科大学ホームページ」>「まるっと滋賀医大（学内専用）」>「ハラスメント相談窓口」を参照してください。

(4)男女共同参画推進室の相談制度

この相談制度は、本学の教職員及び学生の方々を支援するために開設しました。

男女共同参画推進の視点にたって、子育て・介護、キャリアサポート(研究助成、研修)相談等(下記の①相談制度利用の手引き「相談内容」を参照)を受付け(予約制)、支援いたします。お気軽にご相談ください。

①相談制度利用の手引き

受付窓口	人事課男女共同参画推進係
対象者	滋賀医科大学の教職員・学部学生・大学院生
相談内容	①子育て、介護相談 ②キャリアサポート相談(研究助成、研修等) ③就業雇用問題、待遇改善相談 ④ハラスメント相談員の紹介 ⑤その他 ☆必要な場合は、専門部署におつなぎします。
相談の方法	面談、電話、メール
申込・予約	【メール】男女共同参画推進室HPの相談窓口フォームより https://danjokd.shiga-med.ac.jp/consultation ※受付確認のメールが自動返信されます。 【電　話】077-548-3599(月～金　9:00～16:00) ※土・日・祝、年末年始の休日を除きます。 下記事項を記載またはお伝えください。 (1)相談内容の種類(①～⑤から選択)と内容(簡潔に) (2)相談の方法(面談・電話・メール) (3)相談希望日時(第1～第3希望)(※相談時間は約1時間) なお、メールでの相談希望の方は、入力フォームに詳細を記載して送信してください。
予約確認	面談または電話などの相談方法、相談日時及び場所を改めてご連絡いたします。
その他	● 相談者のプライバシーは、必ず守ります。 ● 産休・育休中の方もご利用いただけます。

②相談の流れ

滋賀医科大学男女共同参画推進室の相談制度は、相談者が推進室の相談窓口にメールまたは電話により申込・予約し、適任の相談員が直接相談者の悩みや問題の内容を聞き、時には専門部署へつなぐことにより、そこから解決の手立てを共に考え悩みを解消する支援です。

1 **男女共同参画推進室の相談窓口へ申込・予約**

相談者は上記の申込・予約方法のとおり、必要事項を相談フォームに入力する。または電話で申込・予約をする。

2 **日程調整後、相談員を紹介**

面談または電話など相談方法の確認、相談日時及び場所等を連絡します。

3 **相　談(相談員・相談者)**

相談内容に合わせて相談員が判断し、必要な場合は専門部署におつなぎします。

08

諸手続・諸証明

08 諸手続・諸証明

(1)諸手続

在学中には、種々の願出、届出等の手続が必要となるときがあります。手続を怠ったり、遅れたりすると事務上の支障をきたすだけでなく、自己の不利益となりますので十分注意してください。学生関係の諸手続は、原則として、学生証の提示等による本人確認によって申請することができるため本人印の押印は不要です。また、提出書類によっては、保証人、クラス担任教員、学年担当教員、指導教員又は顧問教員の承認印又は確認印が必要です。

①修学関係の願出、届出等

種　　類	担当係等	提出時期	備　　考
宣誓書	学生課学部教育支援係・大学院教育支援係	入学時	
学生身上カード			
個人情報取扱同意書			
改姓名願		その都度	改姓名の事実が確認できる公的書類(戸籍抄本)の写しを添付
旧姓名使用願			
通称名使用願			
休学願			傷病による場合は、医師の診断書を添付
休学延長願			
復学願			傷病により休学していた場合は、医師の診断書を添付
転学願			
留学願			
退学願			
履修届		各学期の指定期間内	
履修登録変更届			
追試験願		特別の理由がない限り、該当する試験の実施日から1週間以内	やむを得ず欠席したことが確認できる書類(医師の診断書等)を添付
住所届	学生課学生支援係	入学時	
住所等登録変更届		住所等の変更の都度	
海外渡航について(チェックシート)		その都度	

(注1)「提出時期」欄に「指定期間内」と記載がある場合は、その期間を別途メールにて通知します。
(注2)留学願及び海外渡航届に関することは、別途「6(4)学生生活における諸注意」も参照してください。
(注3)学生教育研究災害傷害保険に関することは、別途「6(5)学生教育研究災害傷害保険」も参照してください。

②異動(休学、復学、転学、留学、退学)の手続

学生の身分上の異動は、いずれも学長の許可を受けて承認されます。そのため手続に時間を要します。また、異動の願出には、クラス担任教員、学年担当教員又は指導教員の確認印が必要ですので、早いうちから相談し、期日までに所定の願出を学生課学部教育支援係又は大学院教育支援係へ提出してください。

なお、休学、転学、退学については、期日までに所定の願出が提出されなかったときは、次学期分の授業料納

付の義務が発生しますので、十分注意してください。

異動を希望する日	異動の願出の期日
3月31日又は4月1日	2月下旬の別途通知する日
9月30日又は10月1日	8月下旬の別途通知する日
上記以外の任意の日	担当係へ要相談

i 休学したいとき

傷病その他やむを得ない事由により休学を希望するときは、「休学願」を提出してください。1回の休学期間は1年以内ですが、特別の事由があるときは1年を限度として延長することができます。

原則として、休学の始期は各月の1日、終期は各月の末日です。1年中任意の月から休学することが可能ですが、本学は前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の二学期制をとっており、突発的な傷病等を事由とするときを除き、前期については4月1日から、後期については10月1日から半年間、あるいは1年間の休学を原則とします。

なお、休学できる年数の上限は4年です。

また、休学期間は、在学年限に含まれません。（※在学年限の詳細については、別途学則第15条を参照してください。）

ii 復学したいとき

許可された休学期間が満了すると、自動的に復学となります。ただし、休学期間の途中に復学しようとするとき又は傷病を事由として休学していたときは、「復学願」を提出してください。

iii 転学したいとき

他の大学への転学を希望するときは、「転学願」を提出してください。

iv 留学したいとき

外国の大学等へ留学を希望するときは、「留学願」を提出してください。

なお、「留学願」が許可された場合の留学期間は、在学年限に含まれます。（※在学年限の詳細については、別途学則第15条を参照してください。）

v 退学したいとき

やむを得ない事由により退学を希望するときは、「退学願」を提出してください。

③課外活動関係の願出、届出

提出書類	担当係等	提出時期	備　　考
施設･設備使用願	学　生　課 学部教育支援係	使用希望日の 5日前まで	メール添付で提出する際は、 件名を【施設･設備資料願】 とすること
体育施設使用願	学生課学生支援係	使用希望日の 14日前から7日前まで	
福利厚生施設 使用願	学　生　課 学生支援係	使用希望日の 7日前まで	
福利棟学習室 使用願		使用希望日の属する週の 前週月曜日～木曜日の 午前中	
学内団体結成願		その都度	学生課にて配付
学内団体届出事項 変更届			
学内団体解散届			学生課に要相談
学内団体継続届		毎年4月末日まで	学生課にて配付
課外活動届		その都度	学外で活動を行う場合(合宿を含む)及び、他大学等と本学において活動を行う場合
課外活動用具借用願			
集会許可願		開催希望日の3日前まで	特別の詮議を経る場合は 5日前まで
印刷物の掲示･配布		その都度	学生課で許可を得る
事故(違反)届		発生後、速やかに	交通事故(違反)の場合 ①反則金を課された場合は、交通反則告知書(青切符)･反則金の領収書を添付 ②罰金以上の刑を受けた場合は、別途、判決謄本又は略式命令書･罰金の領収書を提出

(注1)課外活動及び課外活動施設の使用に関することは、別途「6(7)課外活動支援」も参照してください。
(注2)事故(違反)届に関することは、別途「6(4)学生生活における諸注意」や「6(8)国家試験･就職状況」も参照してください。

※提出書類の様式については、
大学ホームページ　＞　「教育学生支援」　＞　「諸手続･諸証明」　＞　諸手続
からダウンロードできます。
また、学生課にも配架しています。

(2) 諸証明

在学生に発行、交付可能な証明書は、次のとおりです。

学生関係の諸証明は、原則として、学生証の提示による署名によって申請することができるため本人印の押印は不要です。

なお、学生証による本人確認ができないときは、証明書を交付できない場合がありますので、注意してください。

①在学生の証明書

証明書	担当係等	交付日	備　考	発行、交付の可否				
				学部学生	大学院学生	聴講生	科目等履修生	研究生
学生証(和文)	学生課学部教育支援係・大学院教育支援係	入学時、再発行の場合は申請日の翌日午後	再発行の場合は有料 紛失による場合は2,000円 破損による場合は1,500円	○	○	×	×	×
身分証(和文)				×	×	○	○	○
在学証明書(和文・英文)		申請日の翌日午後 英文の場合は申請日の1週間後の日		○	○	×	×	×
在籍証明書(和文・英文)				×	×	○	○	○
学業成績証明書(和文・英文)			厳封は原則として提出先からの指定がある場合のみ可	○	○	×	○	×
卒業(修了)見込証明書(和文・英文)				○	○	×	×	×
卒業(修了)証明書(和文・英文)				○	○	×	×	×
通学証明書(和文)	学生課学生支援係	申請日の翌日午後	有効期間は各年度内	○	○	×	×	×
実習用通学証明書(和文)		原則として、実習開始日の1週間前の日	原則として実習開始日の1ヶ月前までに申請	○	○	×	×	×
学生旅客運賃割引証(学割証)(和文)		申請日の翌日午後	有効期間は3ヶ月間	○	○	×	×	×
学生団体旅行割引証明(学生団体割引乗車券)(和文)		申請日の1週間後の日	団体旅行申込書(JR主要駅又は旅行代理店等で配付)を添付	○	○	×	×	×
健康診断証明書(和文)	保健管理センター	申請日の翌日午後	原則として本学で定期健康診断を受診した場合のみ申請可能	○	○	○	○	○
ワクチン接種証明書(和文)				○	○	○	○	○

(注1)交付日が土曜日、日曜日、祝日等にあたる場合は、翌業務日に交付します。

(注2)申請当日の交付はできません。

(注3)学生証又は身分証の再発行を除き、証明書の発行手数料は無料です。

(注4)必要最小限の部数で申請してください。

(注5)上表に記載のない特殊な証明書等の発行、交付については、担当係等へ相談してください。

※提出書類の様式については、
大学ホームページ　＞　「教育学生支援」　＞　「諸手続・諸証明」　＞　諸証明(在学生)
からダウンロードできます。また、学生課にも配架しています。

②学生証・身分証についての注意事項

学生証・身分証は、本学の学生等であることを証明するものですから、通学の際は必ず携行し、本学の教職員や学外諸機関の職員(警察官、公共交通機関の定期券等発売窓口担当者等)の求めがあったときは提示してください。

学生証・身分証は、本学附属図書館・マルチメディアセンターの入館証・利用カードや校舎等の各施設出入口の電子鍵でもありますので、学生証・身分証を携行していないとこれらの施設等が利用できません。

なお、証明書交付や各種願出・届出の際にも、本人確認のために学生証・身分証の提示を必要とします。学生証・身分証による本人確認ができないときは、証明書を交付できない場合がありますので、必ず常時携行し、取り扱いには十分注意してください。

また、学生証・身分証が他人に悪用され何らかの被害を受けることのないよう、自己の責任において管理し、紛失等に気づいたら、ただちに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ再交付を申請するとともに、警察へ届け出てください。

ⅰ 入館証や電子鍵としての機能が使用できなくなった場合

入館証や電子鍵としての機能が使用できなくなったときは、学生証・身分証のICチップや磁気ストライプが破損している可能性がありますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出て破損の有無を確認してください。

確認の結果、破損していた場合は、再交付の申請をしてください。

なお、確認の結果、磁気データが消失していただけの場合の磁気データ再書き込みは、無料です。

ⅱ 初期不良の場合

ICチップや磁気ストライプの初期不良の場合は、無料で学生証・身分証を再交付しますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出てください。

ⅲ 記載事項に誤記載がある場合

記載事項を訂正する必要がありますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ再交付を申請してください。

なお、誤記載の原因が本学にあった場合の再交付は、無料です。

ⅳ 改姓名の場合

改姓名の届出をした場合であって、かつ旧姓名使用の願出をしない場合は、記載事項を新姓名に訂正する必要がありますが、改姓名届の提出をもって再交付の申請に代えますので、別途再交付の申請は不要です。なお、この場合の再交付は、無料です。

また、改姓名の届出をした場合であって、かつ旧姓名使用の願出をした場合は、従来使用していた学生証・身分証を継続して使用できます。

v 卒業・修了・退学した場合

卒業・修了・退学する日以降に、すみやかに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ返納してください。

vi 有効期限を過ぎて在籍する場合

留年その他の事由により、学生証・身分証に記載された有効期限を過ぎて在籍する場合は、有効期限を延長し記載事項を訂正する必要がありますので、すみやかに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出てください。

③通学証明書・学生旅客運賃割引証（学割証）等についての注意事項

i 通学証明書

通学定期券の購入のために通学証明書が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。

通学定期券は、利用交通機関所定の「通学定期乗車券購入申込書」に必要事項を記入し、通学証明書に学生証を添えて発売窓口に申し込めば、JRのほか私鉄でも購入できます。（JRの場合、原則として新規・継続ともに14日前から購入可能です。）

なお、通学に利用する公共交通機関によっては、継続購入の場合に限り、発売窓口での通学証明書の提示が省略され、旧通学定期券と引き換えにより購入できる取り扱いがなされる場合もあります。詳細については、学生課学生支援係又は各公共交通機関の発売窓口に確認してください。

ii 実習用通学証明書

実習用の通学定期券の購入のために実習用通学証明書が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。申請に関する詳細については、実習ガイダンス等で通知します。

実習用通学定期券は、医学部医学科第6学年の学外臨床実習、医学部医学科第5学年の臨床実習の地域医療教育研究拠点（JCHO滋賀病院）での実習、医学部看護学科第3学年以降の地域看護学実習等の正課実習に限り、利用することができます。

なお、本学への通学定期券を利用のうえ途中下車し、実習先へ通学することができる場合は、実習用通学証明書の申請は不要です。

iii 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。

学割証は、片道100kmを超える区間を乗車する正課教育活動、課外活動のための旅行や帰省等に利用でき、運賃（乗車券のみ）が2割引になります。主に、JR各社が自社の利用に関して発行しているものですが、他の交通機関でも利用できる場合がありますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを
前提にしたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度ですので、盗難や紛失等には十分注意するとともに、他人の学割証で乗車券を購入する等の不正使用は厳に慎んでください。

なお、学割証の有効期間は発行日を含めて3ヶ月ですので、計画的に申請し使用してください。

ⅳ 学生団体割引乗車券

学生団体としてJR線の割引乗車券の購入ができるのは、学生8人以上が指導教員、顧問教員等に引率されて同一経路を一緒に旅行する場合です。

学生団体割引乗車券の購入を希望する場合は、JR主要駅や旅行代理店等で配布される団体旅行申込書に本学の証明が必要ですので、JR主要駅や旅行代理店等へ購入を申し込む日（※申込みの受付期間は、乗車日の9ヶ月前から14日前まで）の1ヶ月前までに、学生課学生支援係へ申請してください。

なお、割引率は、学生については5割引、引率教員については3割引です。

09

異常気象時における授業・試験の取り扱い

09 異常気象時における授業・試験の取り扱い

台風等の異常気象時や非常時における授業（講義、演習、実習等。以下同じ。）、試験の取り扱いは、原則として次のとおりです。

（1）特別警報又は暴風警報が発せられた場合

滋賀県南部に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という。）が発令された場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに警報が解除された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに警報が解除された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。

（2）交通機関が運休した場合

JR西日本・琵琶湖線が災害等により全面運休した場合及び同線が運行している場合においても京都以西の全ての交通機関が運休した場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに交通機関が運行された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに交通機関が運行された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても交通機関が運行されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。

（3）臨床（臨地）実習等における学外施設訪問時の取り扱い

実習（訪問）先の指導者と相談のうえ、帰学、一時待機、宿泊等を決定し、「災害・事件・事故等の危機管理体制」により大学へ連絡してください。

（4）その他

上記の他、緊急時等のやむを得ない場合は、学長の判断により措置します。

なお、休止となった授業、試験の取り扱いについては、別途通知します。

10

保健管理センター

10 保健管理センター

学生の健康管理のために保健管理センター(以下「センター」という。)が設置されています。
詳細は、ホームページ(http://www.shiga-med.ac.jp/~hqheadm/)をご確認ください。

(1)業　務

① 保健管理計画の企画・立案
② 健康相談及び精神衛生に係るカウンセリング
③ 定期及び臨時の健康診断
④ 健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指導助言
⑤ 環境衛生並びに伝染病の予防及び対策についての指導助言
⑥ 保健管理に関する専門的な調査研究
⑦ 健康診断書・証明書の発行
⑧ その他健康管理に関する専門的業務

(2)利　用

① 利用時間 ： 平日午前9時から午後5時
② 連 絡 先 ： 077-548-2087
hqheadm@belle.shiga-med.ac.jp
センターからの連絡は、原則メールで行います。

(3)定期健康診断及び証明書の発行

①定期健康診断

年1回定期健康診断を行っています。学部学生及び大学院生の全学生(長期休学者除く)の受検が義務づけられています。センターの指定した日時に必ず受検してください。

滋賀医科大学学生健康診断規程第7条により、定期健康診断を受検しなかった学生は、当該学年に実施する試験を受けることができません。

やむを得ない事情により受検できない場合は、事前にセンターへ届け出るとともに受検項目を確認の上、他の医療機関で健診を受け、当該年度の4月20日までに診断書を提出してください。

なお、本学医学部附属病院では、健康診断は実施していません。

②健康診断証明書

奨学金、研修及び就職活動に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づき発行します。したがって、定期健康診断を全項目受検していなければ、証明書の発行はできません。

健康診断証明書の発行を希望する場合は、センターに証明書交付願を提出してください。

③免許申請のための健康診断

医師、保健師、助産師、看護師免許申請のための診断及び診断書発行を行います。

(4) 感染症対策(ワクチン指示等)

※最新の情報については、必ずホームページをご確認ください。
(https://www.shiga-med.ac.jp/corona20200410)。

大学における感染症対策が重要となってきております。**通学途中、公共交通機関を利用する際、皆さんには滋賀医大生**(医療従事者と同等)**として目が向けられています。**

新型コロナウイルス感染を含め、感染症対策は適宜更新されます。大学および保健管理センターからの連絡には常に注意し、その指示に従って行動してください。

インフルエンザをはじめとする出席停止措置が必要な感染症の発症時には、出席停止等の指示を行います。

海外自主研修など長期渡航後は、体調の報告に来てください。

<麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎(ムンプス)およびB型肝炎>

これらのウイルス抗体価及びワクチン接種歴の管理を行っております。個別にワクチン接種の指示を行いますので、指定された期日までに接種を完了してください。(滋賀医科大学学生健康診断規程参照)

B型肝炎ワクチンのみ、自費でセンターにて接種する機会を設けます。

<新型コロナウイルス感染対策>

総ての学生は、必ず毎日午前8時半までに体温を測定し、症状とあわせて、「滋賀医大学部学生体温チェック」システムへ入力してください。体温や症状を入力後、その指示に従ってください。**保健管理センターでは、毎日皆さんの体調を確認しています。**

体調不良等の連絡や相談は専用メールアドレス(stnetsu@belle.shiga-med.ac.jp)へ連絡してください。

新型コロナウイルス感染が判明した場合や同居家族、アルバイト先で陽性者や濃厚接触者が発生した場合など判断に迷う場合なども含め、速やかにstnetsu@belle.shiga-med.ac.jpへ報告し、保健管理センターからの指示に従ってください。

(5) 応急処置・健康相談及び精神保健相談

専任の医師及び保健師、看護師、学校医による健康相談を行っています。センターでは保険診療は行っていません。必要に応じて他の医療機関を紹介します。

なお、実習中の血液・体液曝露については、マニュアルに従い(ホームページ参照)各講座の責任者からセンター(内線2087)または、学生課学生支援係(内線2142)に連絡してもらってください。

(6) その他

① 電子体温計を常備しておいてください。
② 大学内は全面禁煙です。禁煙サポートが必要な学生は、センターまで相談に来てください。

滋賀医科大学学生健康診断規程

平成16年 4月　1日制定

令和 5 年 3 月23日改正

第1条　学生は、本学が行う定期及び臨時の健康診断（以下「健康診断」という。）を受検するとともに、保健管理センターが行う抗体検査やワクチン接種による感染予防対策（以下「学生ワクチンプログラム」という。）に従わなければならない。

2　学生は、健康診断の結果又は学生ワクチンプログラムに基づき、保健管理センターが行う指示に従わなければならない。

第2条　健康診断及び学生ワクチンプログラムの実施方法等については、保健管理センターが定めるものとする。

第3条　疾病その他の事由が生じた場合において、健康診断を受検することができないときは別紙様式1により、学生ワクチンプログラムに従えないときは別紙様式2により学長に届け出なければならない。

第4条　休学を許可された場合も、特段の事情がある場合を除き、健康診断を受検し学生ワクチンプログラムに従わなければならない。

第5条　疾病を理由に休学していた者が復学しようとするときは、復学が可能な旨記載された医師の診断書を提出しなければならない。

第6条　健康診断を受検しなかった者は、当該年度に実施する試験を受けることができない。

2　学生ワクチンプログラムに定めるワクチン接種を指定する期日までに終了しなかった者は、医療・福祉・介護施設等における実習に参加することができない。

第7条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

11

附属図書館

11 附属図書館

附属図書館(以下、図書館)は、学生・教職員の学習・研究支援のために、医学・看護学及び関連分野を中心とした、図書や学術雑誌、視聴覚資料、データベース、電子ジャーナルなどの資料や情報の収集に努めています。

所蔵資料の館内複写・貸出のほか、学内に所蔵していない資料を学外機関から取り寄せる文献複写・貸借サービスも行っています。また、必要とする文献情報を的確に入手できるように文献検索に関する講習会を開催し、調査・相談にも対応しています。

図書館資料を効率よく利用することは、充実した大学生活を送るための重要な要件です。本学をはじめとして全国の大学図書館等にある学術情報を十分活用するために、図書館サービスを上手に利用してください。分からないことがあれば、お気軽にカウンターにてご相談ください。

図書館利用の詳細は、「図書館利用案内」または図書館ホームページ(https://www.shiga-med.ac.jp/library/)を参照してください。

(1)開館時間

月～金曜日	午前9時～午後8時
土曜日	午後1時～午後5時
休館日	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)
特別利用	本学学生は、特別利用により閉館時間中も図書館を利用できます。 ただし、一部利用できないサービスがあります。

○臨時に変更する場合は、事前にお知らせします。

(2)利用

① 入館に際しては学生証が必要です。

② 図書・製本雑誌を借りる場合は、カウンター前に設置されている「自動貸出返却装置」をご利用いただくか、学生証を添えてカウンターへお持ちください。未製本雑誌・視聴覚資料を借りる場合は、カウンターへお持ちください。ただし、「禁帯出」シールの貼付された資料は貸出できません。

<貸出冊数及び期間>

図書・製本雑誌	5冊、1週間以内
未製本雑誌・視聴覚資料	10冊、3日間以内

注 意 事 項

(1)館内では静粛にし、他人に迷惑をかけないように注意してください。

(2)「附属図書館利用規程」の違反者に対しては、利用を制限又は禁止することがあります。

12

マルチメディアセンター

12 マルチメディアセンター

マルチメディアセンターは、教育・研究を支援するための基盤サーバおよび情報ネットワークの管理・運営に当たるとともに、施設内に設置した各種情報機器を円滑に利用していただくためのサービスを行っています。マルチメディアセンターでは、メールアドレスの発行をはじめ、利用者に役立つ様々な講習会を企画・実施しています。これらの講習会やマルチメディアセンターからのお知らせ等のご案内は、すべて当センターのホームページ(大学TOPページ>講座・施設>マルチメディアセンター)や、電子メールを介して行っています。

また、そのホームページを利用して、利用者への広報活動も積極的に行っています。

(1)マルチメディアセンターの利用

① マルチメディアセンター内各室のドアの横にはカードリーダーが設置されており、一部の時間帯及び土日祝日の入室に際しては学生証による解錠が必要となりますので、施設内では常に学生証を携帯してください。

② マルチメディアセンターが行っているサービスの詳細については、マルチメディアセンターのホームページ(https://www.shiga-med.ac.jp/mmc/)を参照してください。

③ マルチメディアセンター内設置パソコンの利用に際しては、本学発行のメールアカウント(メールアドレスの@より前の部分)ならびにパスワードの入力が必要となります。

(2)利用時間

臨時に利用停止する場合は、事前に掲示します。

	利用可能時間
演習室	8:30 ～ 19:00 (注1・2・4)
ブラウジング室	7:00 ～ 24:00 (注2・3・4)
1階ホール、2階ホール ブラウジングコーナー	24時間

(注1)土日祝日、年末年始はご利用いただけません。
(注2)講義・講習会・会議等のため、ご利用いただけない場合があります。
(注3)土日祝日　終日、平日　7:00～8:30／19:00～24:00は学生証による解錠が必要です。
(注4)新型コロナウイルス感染症対策のため一部利用時間を制限しております。

(3)注意事項

① センター内では静粛にし、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。

② 食物の持ち込み、喫煙はできません。(本学敷地内は全面禁煙です。)

③ 「滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規」の違反者に対しては、利用を制限または禁止することがあります。

④ 各部屋については利用制限がありますので、センター教員室横の液晶ディスプレイや館内の掲示にて確認してください。

⑤ センターの利用について不明なことがございましたら、カウンターまでお越しいただくか、電子メール(admin@belle.shiga-med.ac.jp)までお問い合わせください。

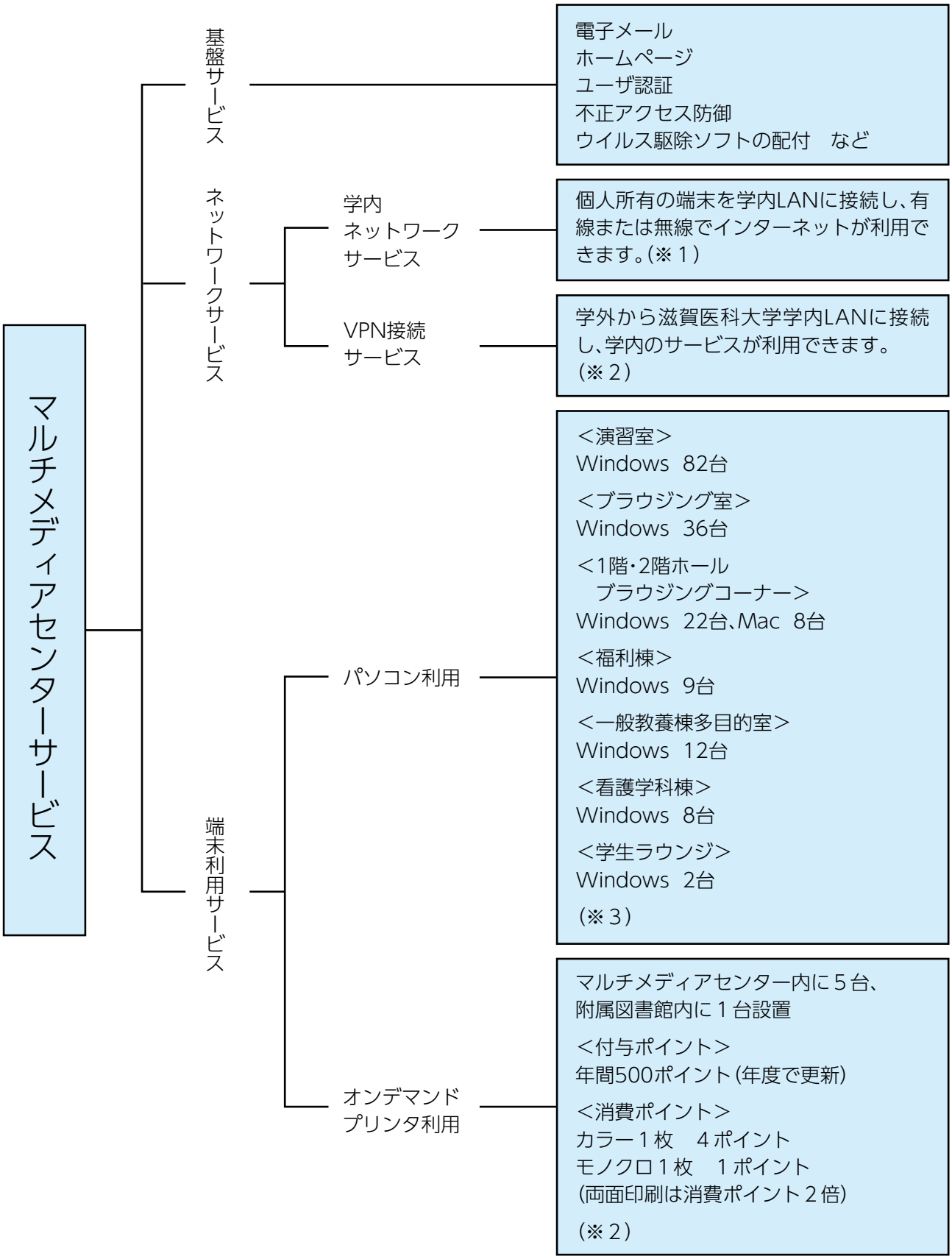

(※1)個人所有端末の学内LAN接続には、マルチメディアセンターのホームページから申請が必要です。
(※2)利用方法は、マルチメディアセンターのホームページをご参照ください。
(※3)ネットワーク利用、文書作成・表計算・データベース・画像処理・統計処理等のソフトウェアがご利用いただけます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため一部利用を制限しております。

13

敷地内の全面禁煙について

13 敷地内の全面禁煙について

本学は、平成23年度に禁煙宣言を掲げ、敷地内全面禁煙といたしました。
また、以下の取組を実施し、教職員をはじめ学生に対しても禁煙の啓発を行っています。

○　禁煙パトロールの実施
○　全学メール・ホームページによる注意喚起等
○　本学附属病院の「禁煙外来」受診の推奨
○　禁煙週間についてのポスター掲示や全学メールによる通知

滋賀医科大学 禁煙宣言

喫煙は、喫煙者本人の健康に深刻な影響を与えるだけでなく、受動喫煙により非喫煙者の健康にも重大な影響を与えます。

国民の健康を守ることを使命とする滋賀医科大学は、学生、教職員、患者さんとそのご家族の健康をまもるため、敷地内全面禁煙とすることを宣言します。

敷地内全面禁煙・禁煙宣言へのあゆみ

本学の敷地内全面禁煙・禁煙宣言へのあゆみ

平成15年　4月	館内全面禁煙
平成18年　8月	禁煙区域を拡大し、喫煙場所を5か所に限定 第1回禁煙講習会を開催
平成18年 11月	第2回禁煙講習会「大学禁煙化−みんなで考えよう、たばこと健康」を開催 病院敷地内全面禁煙予告イベント開催（禁煙ラウンド・禁煙サンバ）
平成18年 12月	**病院敷地内全面禁煙**
平成19年　1月	禁煙区域を拡大し、喫煙場所を4か所とする
平成21年　3月	全教職員に喫煙に関するアンケートを実施
平成22年　4月	「入院患者さんへの禁煙支援について」講演会を開催
平成22年　8月	キャンパス内の喫煙場所を1カ所とする
平成22年 12月	特別講演会「今、なぜ大学の敷地内禁煙か?そして、敷地内禁煙を維持するために必要なこと」を開催
平成23年　4月	**大学敷地内全面禁煙・禁煙宣言**

14

多様な性的指向・性自認(SOGI)の尊重について

14 多様な性的指向・性自認(SOGI)の尊重について

国立大学法人滋賀医科大学では「人類の健康増進への寄与」を理念のひとつとして掲げており、学生・教職員等の構成員は、「健康とは、身体的・精神的・社会的に完全に満たされた状態のことであり、単に病気・虚弱でないことではない」※ことを理解し、社会的な健康増進のためには、人々の多様性(Diversity:ダイバーシティ)に配慮し尊重する姿勢が肝要であることを理解しなければなりません。

そのため、本学では、学生・教職員等の構成員の多様な性的指向と性自認(Sexual Orientation and Gender Identity、以下「SOGI」という。)を尊重し、SOGIを理由とする差別や偏見のない環境の整備を図るため、令和2年10月1日に「国立大学法人滋賀医科大学における多様な性的指向と性自認(SOGI:Sexual Orientation and Gender Identity)を尊重する基本的な理念と方針」を策定しました。

本学は、この理念と方針に基づき、SOGIに関する構成員の意思・選択が尊重され、教育・研究・診療等の各場面において個性と能力が十分に発揮できる、「人類の健康増進への寄与」の達成に向けたダイバーシティ環境の実現に取り組みます。

※世界保健機関(WHO)憲章前文による。

令和2年10月1日
国立大学法人滋賀医科大学長
上　本　伸　二

(1)国立大学法人滋賀医科大学における多様な性的指向や性自認(SOGI:Sexual Orientation and Gender Identity)を尊重する基本的な理念と方針

①基本的な理念

国立大学法人滋賀医科大学は、教育・研究・診療の使命を担った就学・就労の場であり、あらゆる不当な差別をなくし、人権が尊重される環境を作っていかねばなりません。このため、本学は、多様な性的指向や性自認(Sexual Orientation and Gender Identity、以下「SOGI」という。)を尊重し、SOGIを理由とする差別や偏見のない環境の整備に取り組みます。

国立大学法人滋賀医科大学は、SOGIを尊重する基本的な理念を実現するため、次の5つの方針を定めます。

②基本的な方針

- SOGIに関して、本人の意思・選択を尊重します。
- SOGIを理由とする差別や偏見を禁止します。
- SOGIの多様性に関する学生・教職員の理解を促進します。
- SOGIに関する個人情報の保護を徹底します。
- SOGIに関連した就学・就労上の合理的配慮を図ります。

○相談窓口等

	学生	教職員
悩み相談	学生課・保健管理センター (・学生何でも相談室)	男女共同参画推進室 ・保健管理センター
氏名・性別の取扱いについて	学生課学部教育支援係 ／大学院教育支援係	人事課人事係
ハラスメント	ハラスメント相談窓口	ハラスメント相談窓口

(2) SOGIを尊重する理念と方針に対応した学生生活のガイドライン

このガイドラインは、「国立大学法人滋賀医科大学における多様な性的指向や性自認(SOGI:Sexual Orientation and Gender Identity)を尊重する基本的な理念と方針」に基づき、本学に在籍する学生の多様な性的指向や性自認(Sexual Orientation and Gender Identity、以下「SOGI」という。)を尊重するため、大学として可能な具体的な対応を示しています。

なお、このガイドラインのみで全ての希望に沿うことは困難なことから、対応にあたっては、まず本人の意思を確認のうえ、相談しながら、学生がより良い学びの環境を得るためのサポートを行っていきます。

国立大学法人滋賀医科大学における多様な性的指向と性自認(SOGI)を尊重する基本的な理念と方針に対応した学生生活のガイドライン

【表示用】　　【印刷用】

※【印刷用】PDFは、A4判両面設定での印刷に最適化しています。

(参考)

1. 性的指向(Sexual Orientation:セクシュアル・オリエンテーション)

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

出典:法務省HP

2. 性自認(Gender Identity:ジェンダー・アイデンティティ)

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります(性同一性障害)。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました(平成20年6月の改正法によって条件を緩和)。

出典:法務省HP

3. カミングアウト(Coming Out)

カミングアウトとは、これまで公にしていなかった自らのSOGIを、個人の自由な意思により表明する行動を言います。注意すべき点としては、表明されたSOGIは個人情報であることに留意し、カミングアウトの対象範囲を確認するとともに、本人の意思を尊重しむやみに第三者に言いふらさないことです。「言いふらし(Outing:アウティング)」は、信頼して打ち明けられたことに対する重大な裏切り行為です。学生・教職員の一人ひとりがSOGIの理解者・支援者となることが期待されます。

学内案内図 （令和5年4月現在）

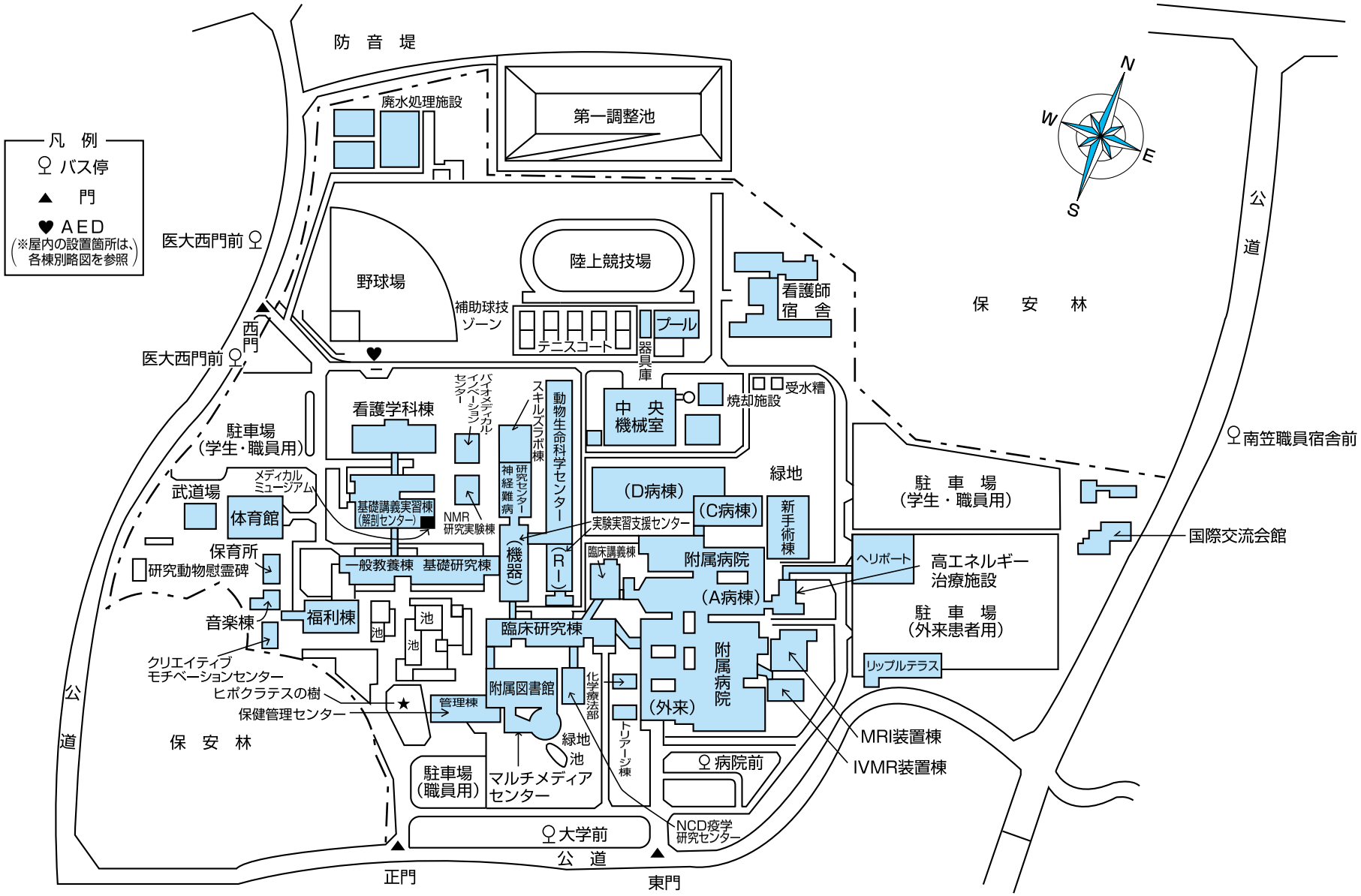
凡 例
バス停
門
AED
（※屋内の設置箇所は、各棟別略図を参照）
防 音 堤
廃水処理施設
第一調整池
医大西門前
西門
野球場
陸上競技場
補助球技ゾーン
テニスコート
プール
器具庫
看護師宿舎
保 安 林
公 道
看護学科棟
バイオメディカルイノベーションセンター
スキルズラボ棟
動物生命科学センター
中央機械室
焼却施設
受水槽
駐車場（学生・職員用）
メディカルミュージアム
武道場
体育館
基礎講義実習棟（解剖センター）
神経難病研究センター
NMR研究実験棟
（D病棟）
（C病棟）
新手術棟
緑地
実験実習支援センター
保育所
研究動物慰霊碑
一般教養棟
基礎研究棟
（機器）
（RI）
臨床講義棟
附属病院（A病棟）
ヘリポート
高エネルギー治療施設
駐車場（学生・職員用）
南笠職員宿舎前
国際交流会館
駐車場（外来患者用）
音楽棟
福利棟
池
臨床研究棟
附属病院（外来）
リップルテラス
クリエイティブモチベーションセンター
ヒポクラテスの樹
保健管理センター
管理棟
附属図書館
化学療法部
トリアージ棟
MRI装置棟
IVMR装置棟
病院前
駐車場（職員用）
マルチメディアセンター
NCD疫学研究センター
大学前
正門
東門
N
W
E
S

索引・駅名図

❷棟別略図

【一般教養棟】

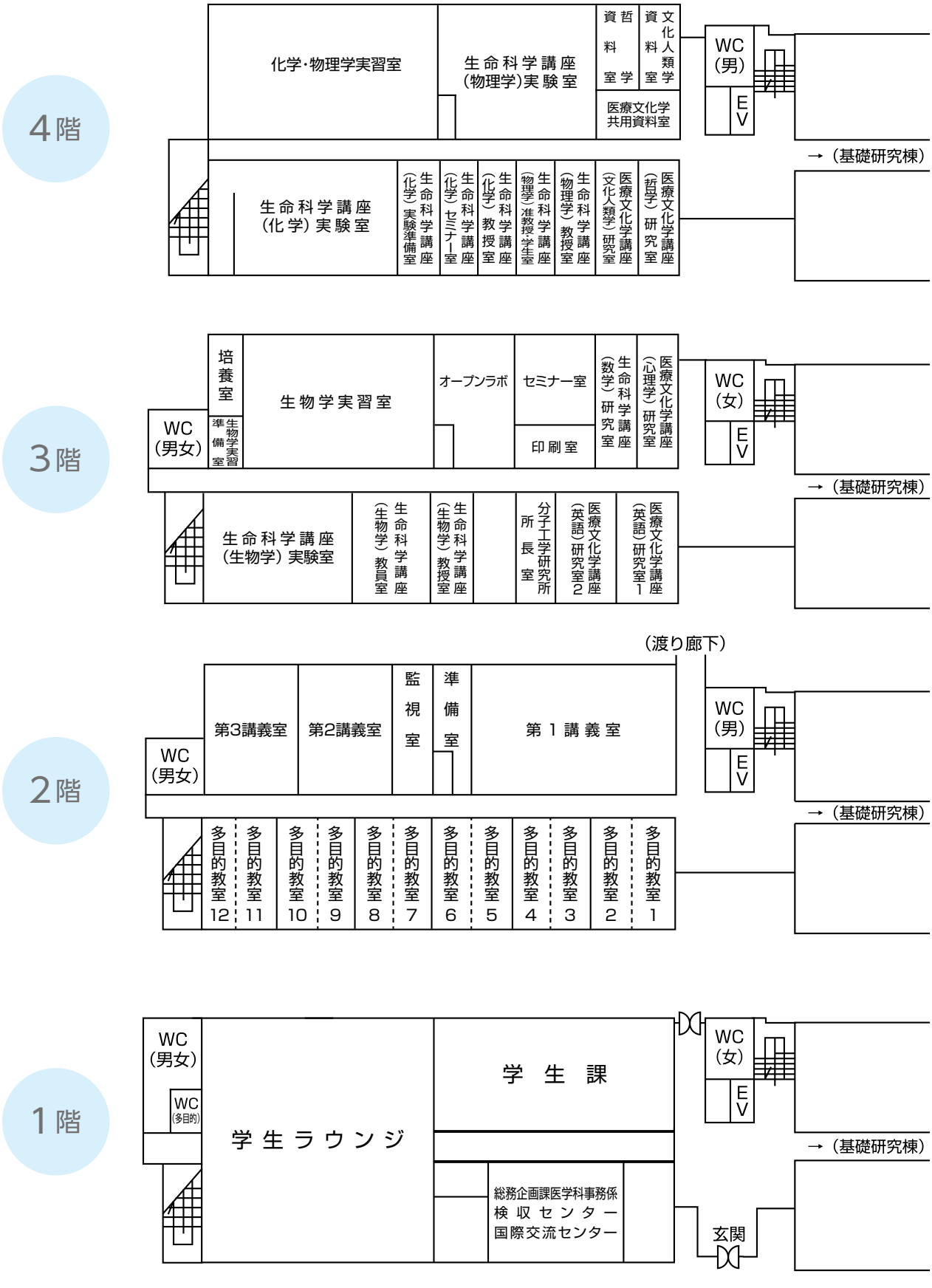
4階
化学・物理学実習室
生命科学講座(物理学)実験室
哲学資料室
文化人類学資料室
医療文化学共用資料室
WC(男)
EV
→(基礎研究棟)
生命科学講座(化学)実験室
生命科学講座(化学)実験準備室
生命科学講座(化学)セミナー室
生命科学講座(化学)教授室
生命科学講座(物理学)准教授・学生室
生命科学講座(物理学)教授室
医療文化学講座(文化人類学)研究室
医療文化学講座(哲学)研究室
3階
培養室
生物学実習準備室
生物学実習室
オープンラボ
セミナー室
印刷室
生命科学講座(数学)研究室
医療文化学講座(心理学)研究室
WC(女)
EV
WC(男女)
→(基礎研究棟)
生命科学講座(生物学)実験室
生命科学講座(生物学)教員室
生命科学講座(生物学)教授室
分子工学研究所長室
医療文化学講座(英語)研究室2
医療文化学講座(英語)研究室1
(渡り廊下)
2階
第3講義室
第2講義室
監視室
準備室
第1講義室
WC(男)
EV
WC(男女)
→(基礎研究棟)
多目的教室12
多目的教室11
多目的教室10
多目的教室9
多目的教室8
多目的教室7
多目的教室6
多目的教室5
多目的教室4
多目的教室3
多目的教室2
多目的教室1
1階
WC(男女)
WC(多目的)
学生ラウンジ
学生課
WC(女)
EV
→(基礎研究棟)
総務企画課医学科事務係
検収センター
国際交流センター
玄関

【基礎研究棟】

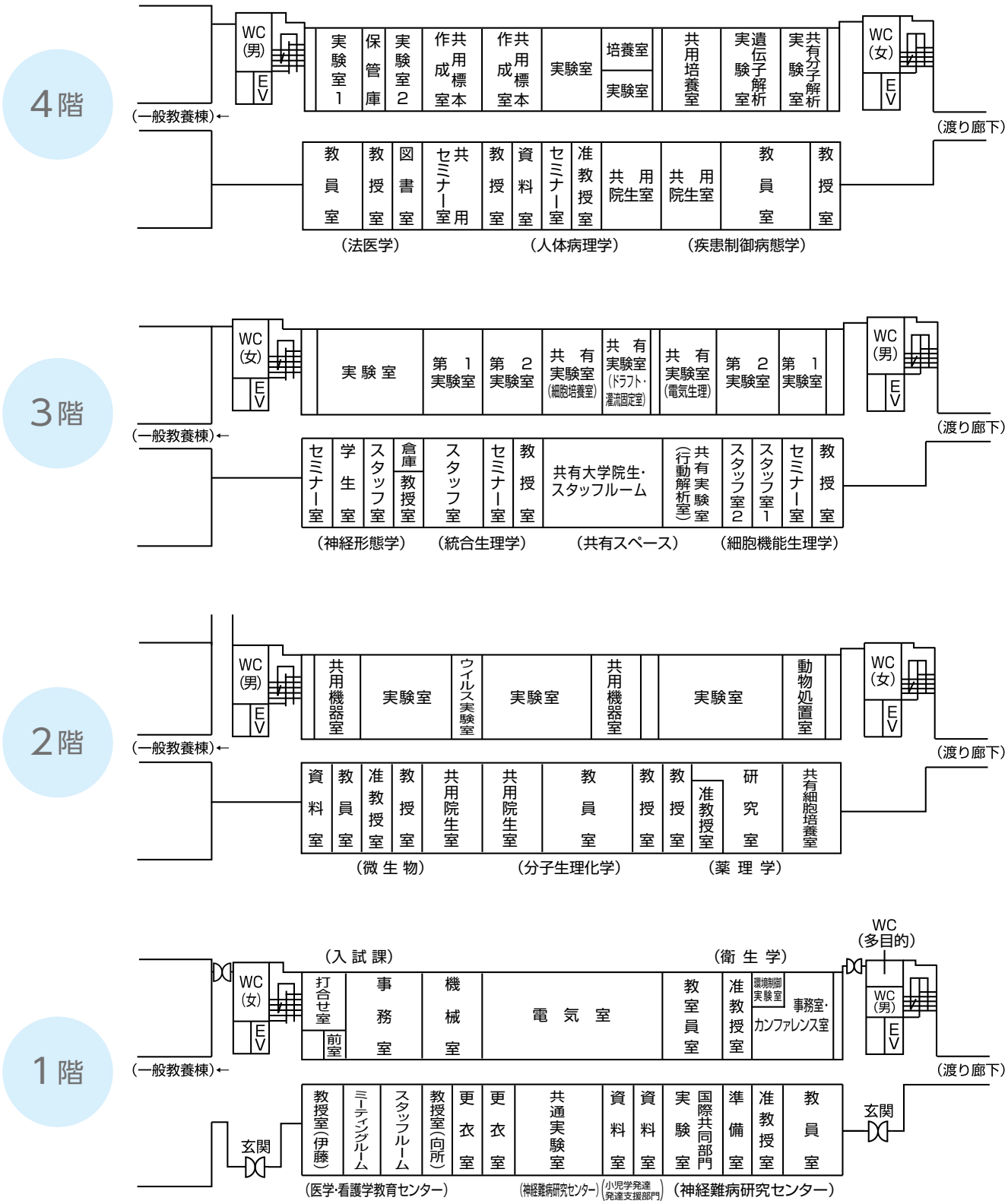
4階
WC(男)
EV
実験室1
保管庫
実験室2
作成室
共用標本
作成室
共用標本
実験室
培養室
実験室
共用培養室
実験室
遺伝子解析
実験室
共有分子解析
WC(女)
EV
(一般教養棟)←
(渡り廊下)
教員室
教授室
図書室
共用セミナー室
教授室
資料室
セミナー室
准教授室
共用院生室
共用院生室
教員室
教授室
(法医学)
(人体病理学)
(疾患制御病態学)
3階
WC(女)
EV
実験室
第1実験室
第2実験室
共有実験室(細胞培養室)
共有実験室(ドラフト・灌流固定室)
共有実験室(電気生理)
第2実験室
第1実験室
WC(男)
EV
(一般教養棟)←
(渡り廊下)
セミナー室
学生室
スタッフ室
倉庫
教授室
スタッフ室
セミナー室
教授室
共有大学院生・スタッフルーム
共有実験室(行動解析室)
スタッフ室2
スタッフ室1
セミナー室
教授室
(神経形態学)
(統合生理学)
(共有スペース)
(細胞機能生理学)
2階
WC(男)
EV
共用機器室
実験室
ウイルス実験室
実験室
共用機器室
実験室
動物処置室
WC(女)
EV
(一般教養棟)←
(渡り廊下)
資料室
教員室
准教授室
教授室
共用院生室
共用院生室
教員室
教授室
教授室
准教授室
研究室
共有細胞培養室
(微生物)
(分子生理化学)
(薬理学)
1階
WC(女)
EV
(入試課)
打合せ室
前室
事務室
機械室
電気室
(衛生学)
教室員室
准教授室
環境制御実験室
事務室・カンファレンス室
WC(多目的)
WC(男)
EV
(一般教養棟)←
(渡り廊下)
玄関
教授室(伊藤)
ミーティングルーム
スタッフルーム
教授室(向所)
更衣室
更衣室
共通実験室
資料室
資料室
実験室
国際共同部門
準備室
准教授室
教員室
玄関
(医学・看護学教育センター)
(神経難病研究センター)
小児学発達発達支援部門
(神経難病研究センター)

【基礎研究棟】

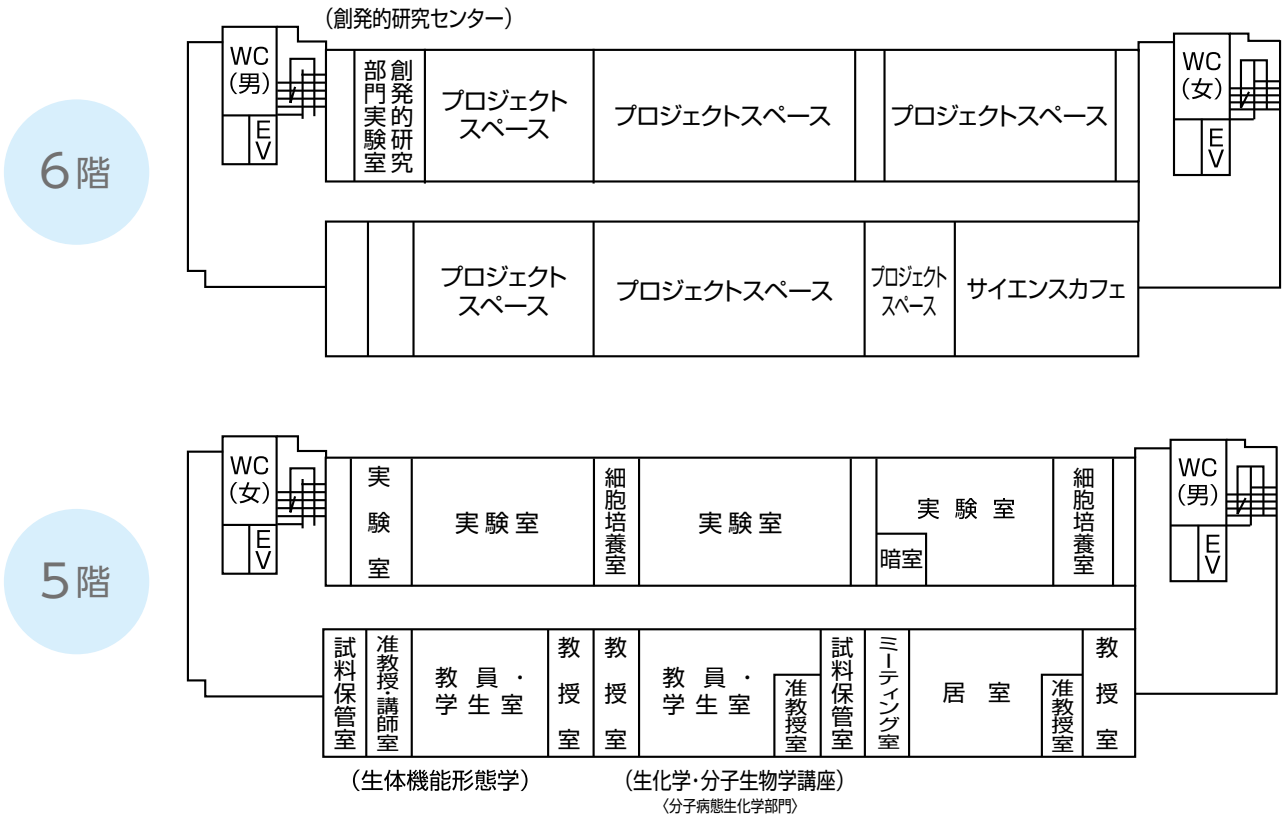

【NMR研究実験棟】

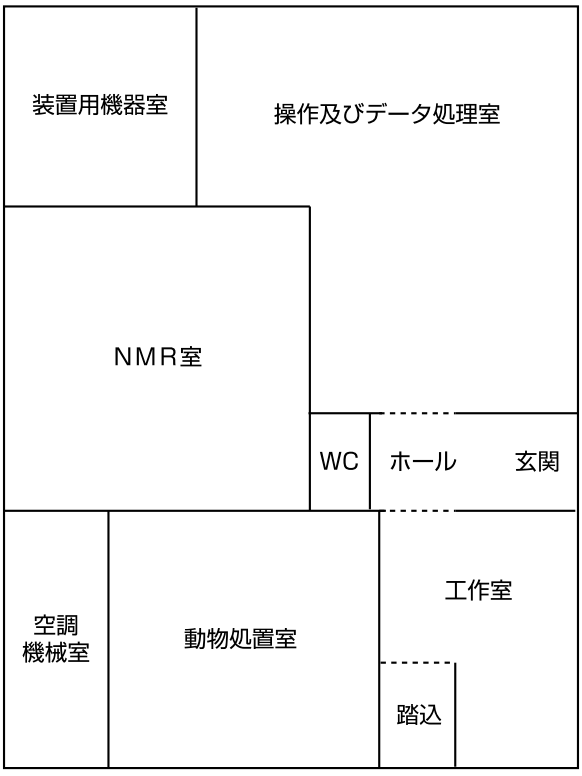

【基礎講義・実習棟】

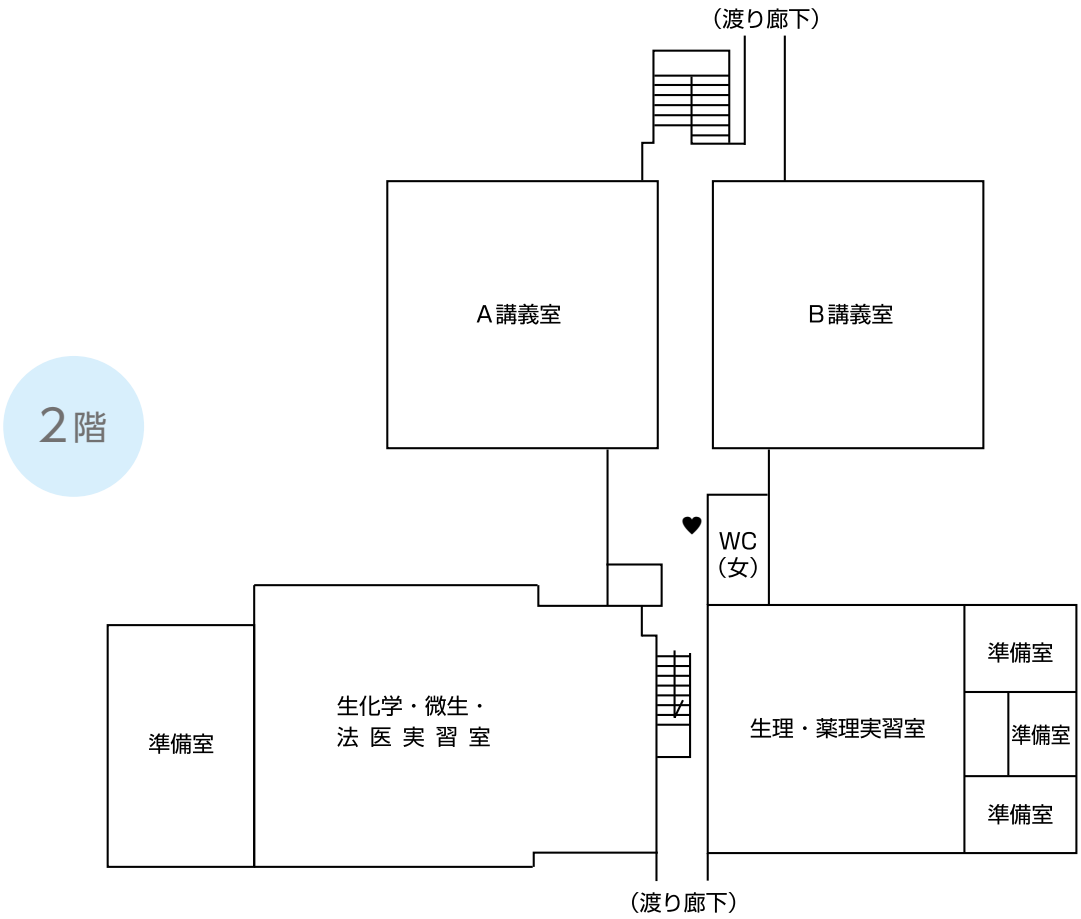

【解剖センター】

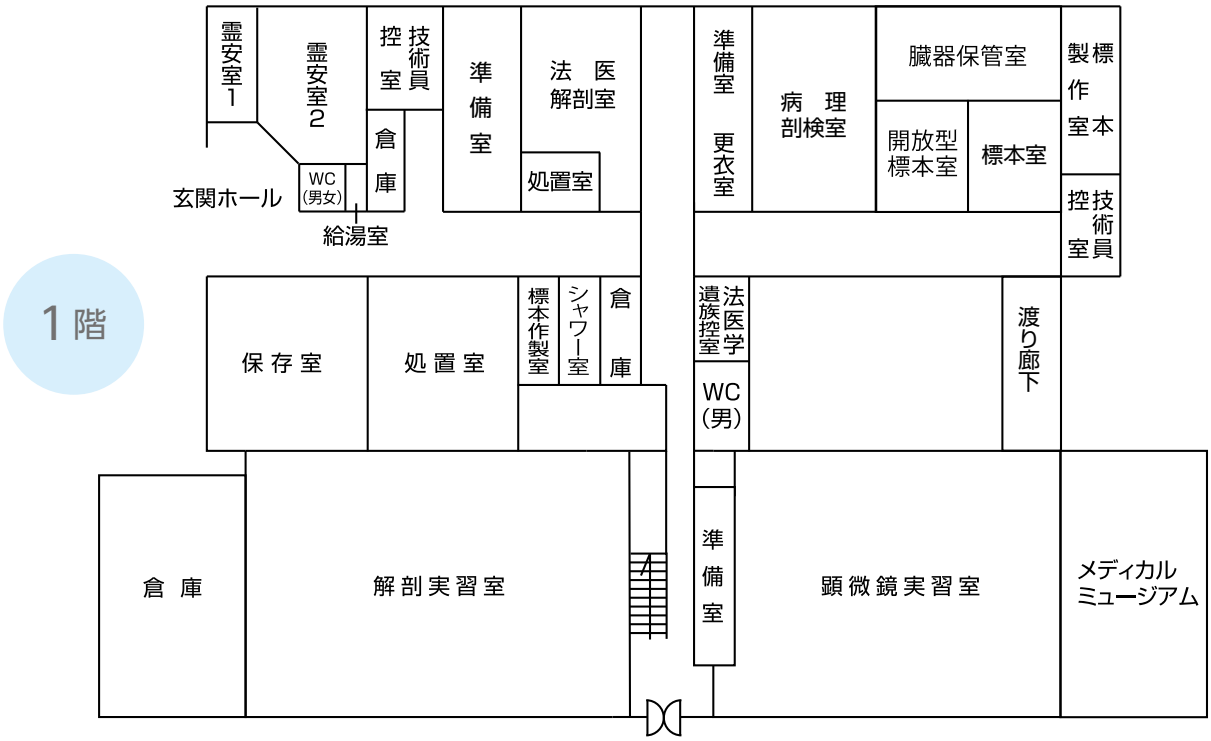

【臨床研究棟】

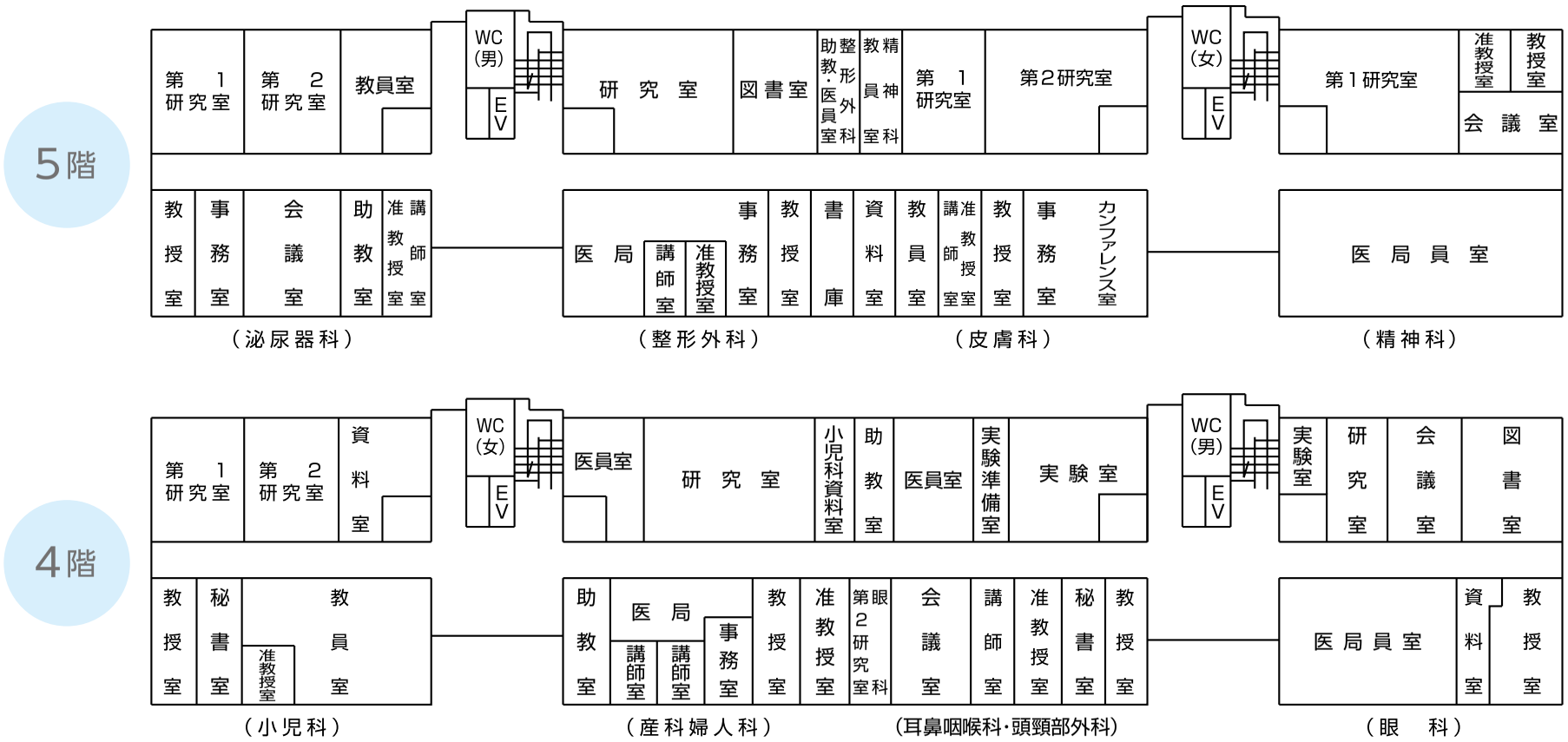
5階
第1研究室
第2研究室
教員室
WC(男)
EV
研究室
図書室
助教・医員室
整形外科
教員室
精神科
第1研究室
第2研究室
WC(女)
EV
第1研究室
准教授室
教授室
会議室
教授室
事務室
会議室
助教室
准教授室
講師室
医局
講師室
准教授室
事務室
教授室
書庫
資料室
教員室
講師室
准教授室
教授室
事務室
カンファレンス室
医局員室
（泌尿器科）
（整形外科）
（皮膚科）
（精神科）
4階
第1研究室
第2研究室
資料室
WC(女)
EV
医員室
研究室
小児科資料室
助教室
医員室
実験準備室
実験室
WC(男)
EV
実験室
研究室
会議室
図書室
教授室
秘書室
教員室
准教授室
助教室
医局
講師室
講師室
事務室
教授室
准教授室
眼科
第2研究室
会議室
講師室
准教授室
秘書室
教授室
医局員室
資料室
教授室
（小児科）
（産科婦人科）
（耳鼻咽喉科・頭頸部外科）
（眼科）

【臨床研究棟】

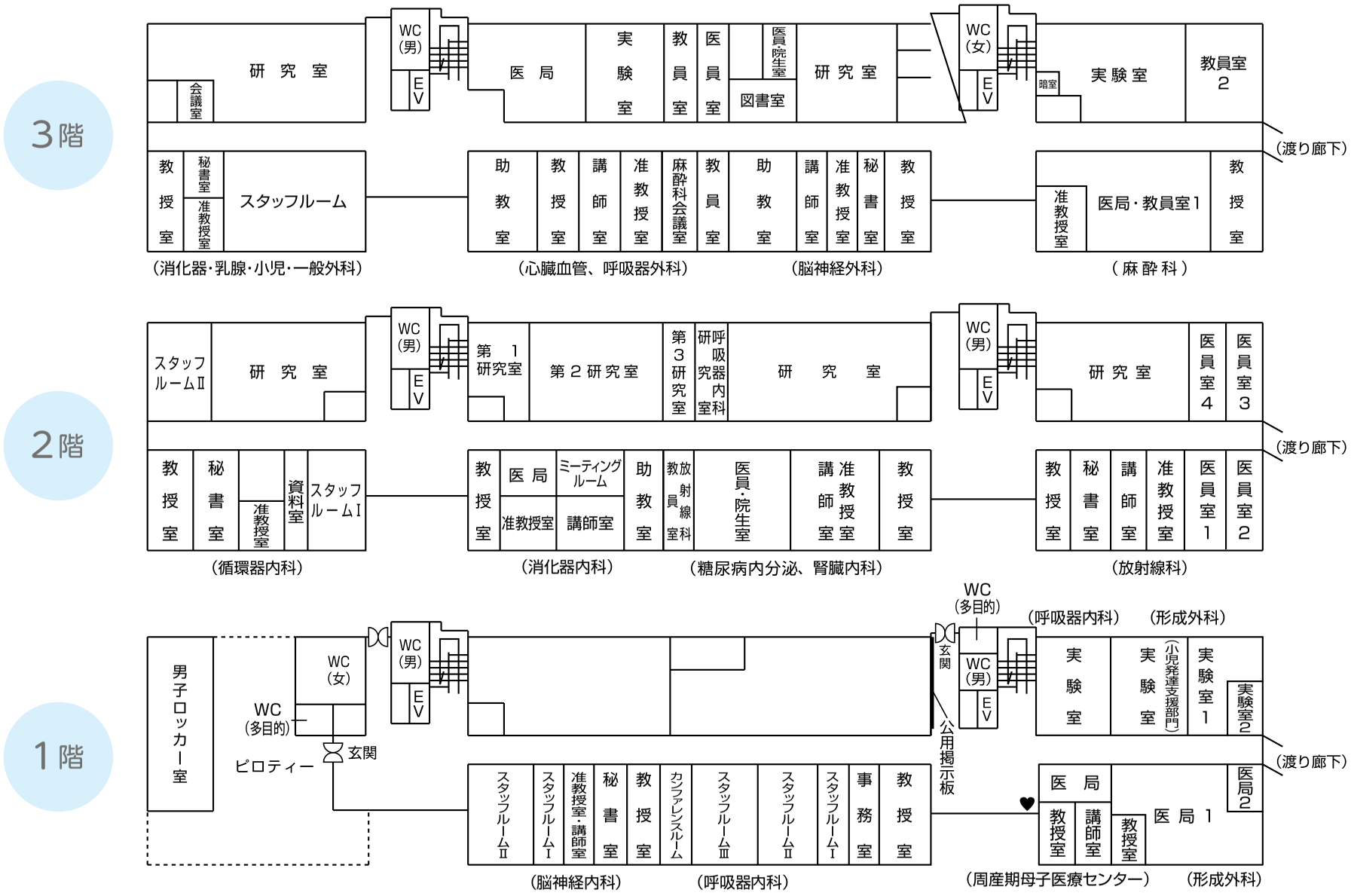

3階
研究室
会議室
WC(男)
EV
医局
実験室
教員室
医員室
医員・院生室
図書室
研究室
WC(女)
EV
暗室
実験室
教員室2
(渡り廊下)
教授室
秘書室
准教授室
スタッフルーム
助教室
教授室
講師室
准教授室
麻酔科会議室
教員室
助教室
講師室
准教授室
秘書室
教授室
准教授室
医局・教員室1
教授室
(消化器・乳腺・小児・一般外科)
(心臓血管、呼吸器外科)
(脳神経外科)
(麻酔科)
2階
スタッフルームⅡ
研究室
WC(男)
EV
第1研究室
第2研究室
第3研究室
呼吸器内科研究室
研究室
WC(男)
EV
研究室
医員室4
医員室3
(渡り廊下)
教授室
秘書室
准教授室
資料室
スタッフルームⅠ
教授室
医局
ミーティングルーム
准教授室
講師室
助教室
放射線科教員室
医員・院生室
講師室
准教授室
教授室
教授室
秘書室
講師室
准教授室
医員室1
医員室2
(循環器内科)
(消化器内科)
(糖尿病内分泌、腎臓内科)
(放射線科)
1階
男子ロッカー室
WC(女)
WC(多目的)
ピロティー
玄関
WC(男)
EV
WC(多目的)
玄関
公用掲示板
WC(男)
EV
(呼吸器内科)
(形成外科)
実験室
実験室(小児発達支援部門)
実験室1
実験室2
(渡り廊下)
スタッフルームⅡ
スタッフルームⅠ
准教授室・講師室
秘書室
教授室
カンファレンスルーム
スタッフルームⅢ
スタッフルームⅡ
スタッフルームⅠ
事務室
教授室
医局
教授室
講師室
教授室
医局1
医局2
(脳神経内科)
(呼吸器内科)
(周産期母子医療センター)
(形成外科)

【看護学科棟】

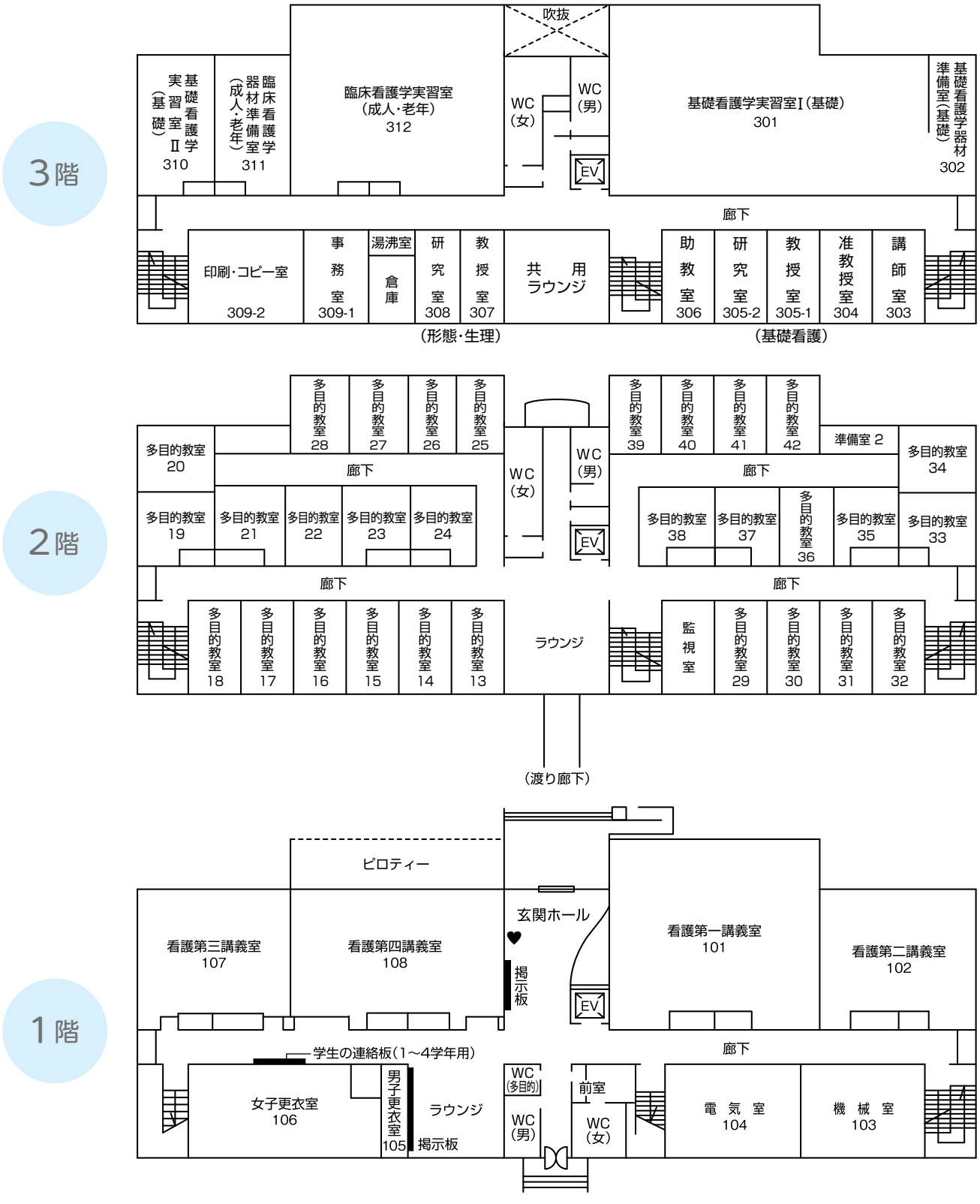
3階
基礎看護学実習室Ⅱ（基礎）310
臨床看護学器材準備室（成人・老年）311
臨床看護学実習室（成人・老年）312
吹抜
WC（女）
WC（男）
EV
基礎看護学実習室Ⅰ（基礎）301
基礎看護学器材準備室（基礎）302
廊下
印刷・コピー室 309-2
事務室 309-1
湯沸室
倉庫
研究室 308
教授室 307
共用ラウンジ
助教室 306
研究室 305-2
教授室 305-1
准教授室 304
講師室 303
（形態・生理）
（基礎看護）
2階
多目的教室 20
多目的教室 19
多目的教室 28
多目的教室 27
多目的教室 26
多目的教室 25
多目的教室 21
多目的教室 22
多目的教室 23
多目的教室 24
多目的教室 39
多目的教室 40
多目的教室 41
多目的教室 42
準備室 2
多目的教室 34
多目的教室 38
多目的教室 37
多目的教室 36
多目的教室 35
多目的教室 33
多目的教室 18
多目的教室 17
多目的教室 16
多目的教室 15
多目的教室 14
多目的教室 13
ラウンジ
監視室
多目的教室 29
多目的教室 30
多目的教室 31
多目的教室 32
（渡り廊下）
1階
ピロティー
玄関ホール
掲示板
看護第三講義室 107
看護第四講義室 108
看護第一講義室 101
看護第二講義室 102
学生の連絡板（1～4学年用）
女子更衣室 106
男子更衣室 105
掲示板
ラウンジ
WC（多目的）
WC（男）
前室
WC（女）
電気室 104
機械室 103

【看護学科棟】

6階
吹抜
吹抜
吹抜
会議室 616
実験室 617
WC(女)
WC(男)
EV
研究室4(母性・助産) 601
602
研究室4(形態・生理) 603
研究室5(小児) 604-1
研究室5(クリティカル) 604-2
廊下
研究室(化学) 615
研究室(精神) 614
准教授室 613
教授室 612
図書室 611
研究室 610
倉庫
講師室 609
研究室 608
教授室 607
研究室 606
研究室 605
(法医学)
(小児)
(母性・助産)
5階
吹抜
看護学科(共通) 514
臨床看護学研究室(成人) 515
研究室3(成人) 516-1
研究室3(老年) 516-2
WC(女)
情報機器室
WC(男)
EV
研究室1(基礎) 501-1
研究室1(精神) 501-2
研究室2(公衆衛生) 502-1
研究室2(生化・栄養) 502-2
廊下
准教授室 513
研究室 512
研究室 511
研究室 510
教授室 509
研究室 508
コピー機
倉庫
研究室 507
研究室 506
教授室 505
研究室 504
教授室 503
(老年)
(成人)
(精神)
(生化・栄養)
4階
吹抜
研究室(訪問看護)6 413
研究室(訪問看護) 414-2
研究室(公衆衛生) 414-1
公衆衛生看護学実習室 415
WC(女)
WC(男)
EV
臨床看護学実習室(母性・小児) 401
臨床看護学実習室(助産) 402
臨床看護学実習準備室(母性・小児) 403
廊下
教授室 412
研究室 411
器材準備室 410
講師室 409
教授室・研究室 408
ラウンジ
就職資料コーナー
研究室 407
教授室 406
教授室 405-2
研究室 405-1
講師室 404
(訪問看護)
(公衆衛生)
(クリティカル)
(母性・助産)

【スキルズラボ棟】

3階

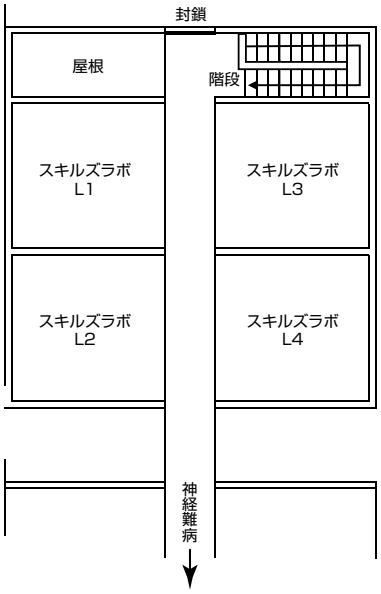

2階

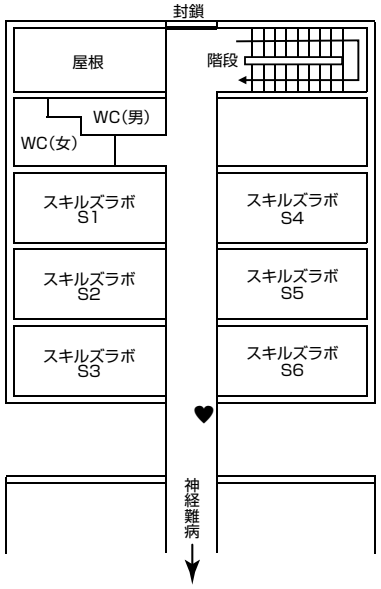

1階

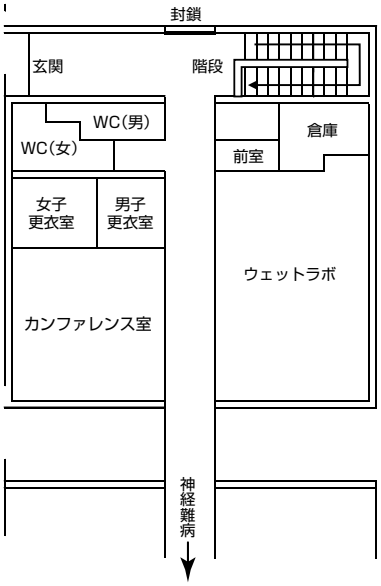

【臨床講義棟】

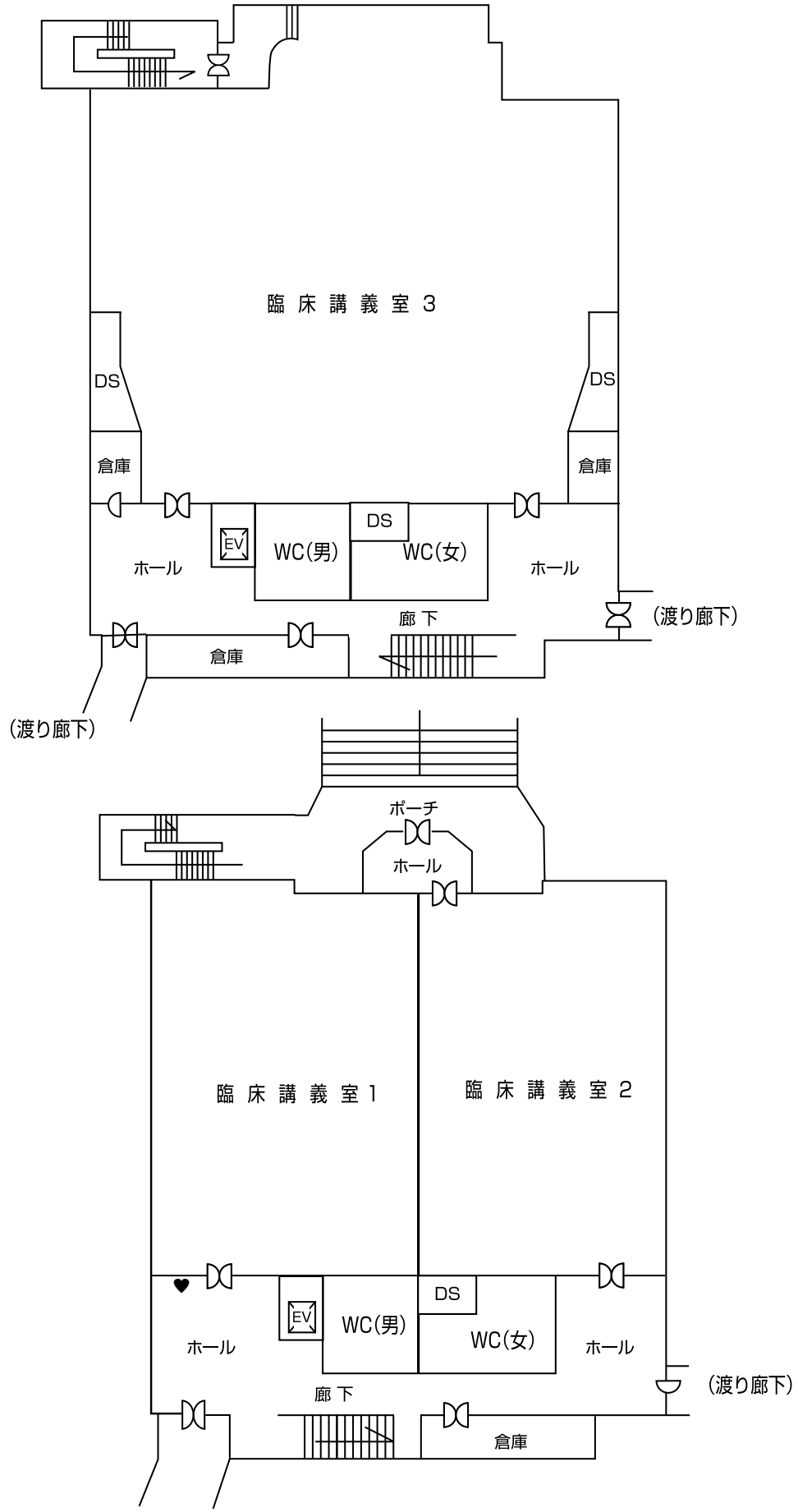
2階
臨 床 講 義 室 3
DS
DS
倉庫
倉庫
EV
WC(男)
DS
WC(女)
ホール
ホール
廊 下
(渡り廊下)
倉庫
(渡り廊下)
ポーチ
ホール
1階
臨 床 講 義 室 1
臨 床 講 義 室 2
EV
WC(男)
DS
WC(女)
ホール
ホール
廊 下
(渡り廊下)
倉庫

【NCD疫学研究センター】

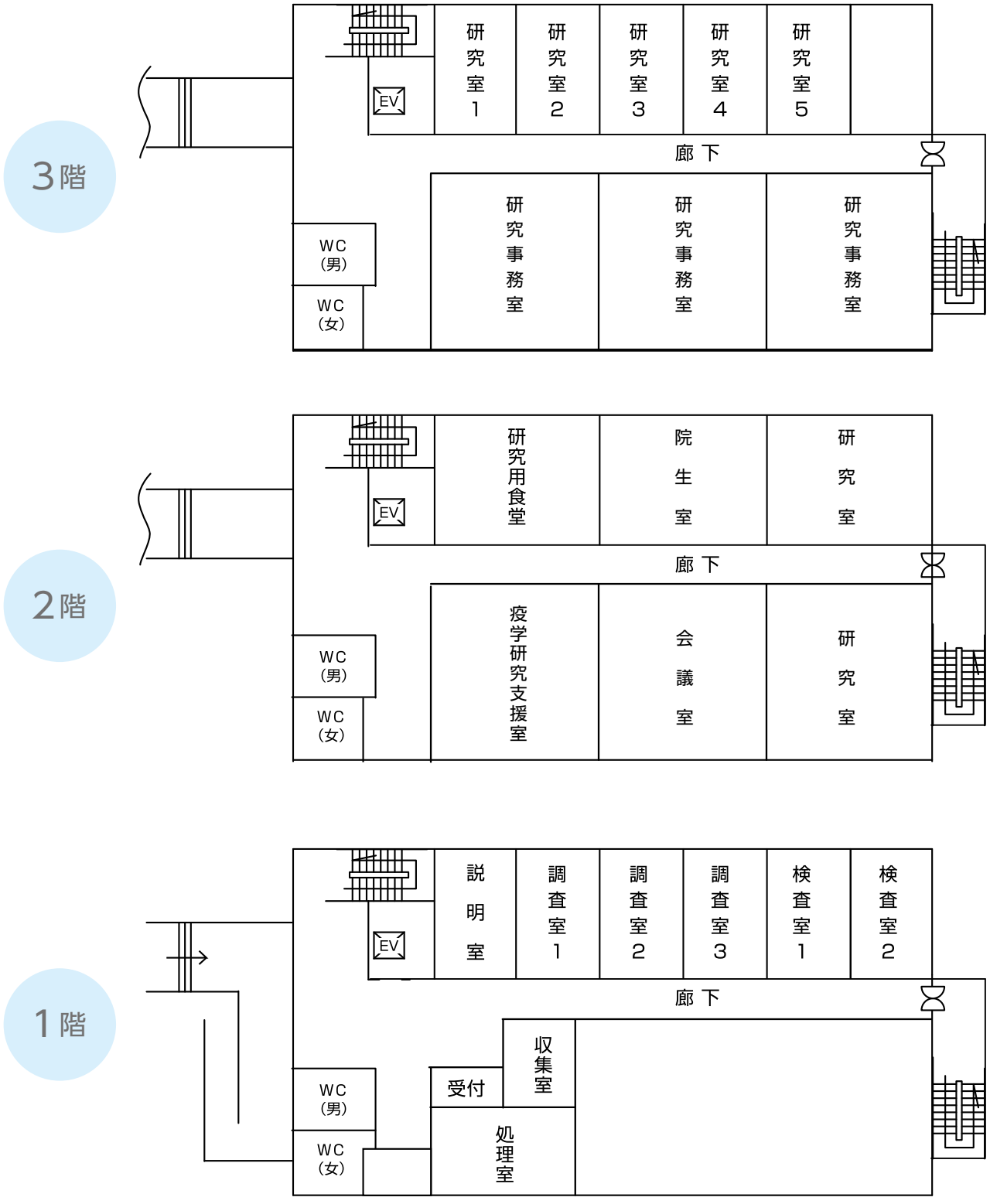

【実験実習支援センター・神経難病研究センター】

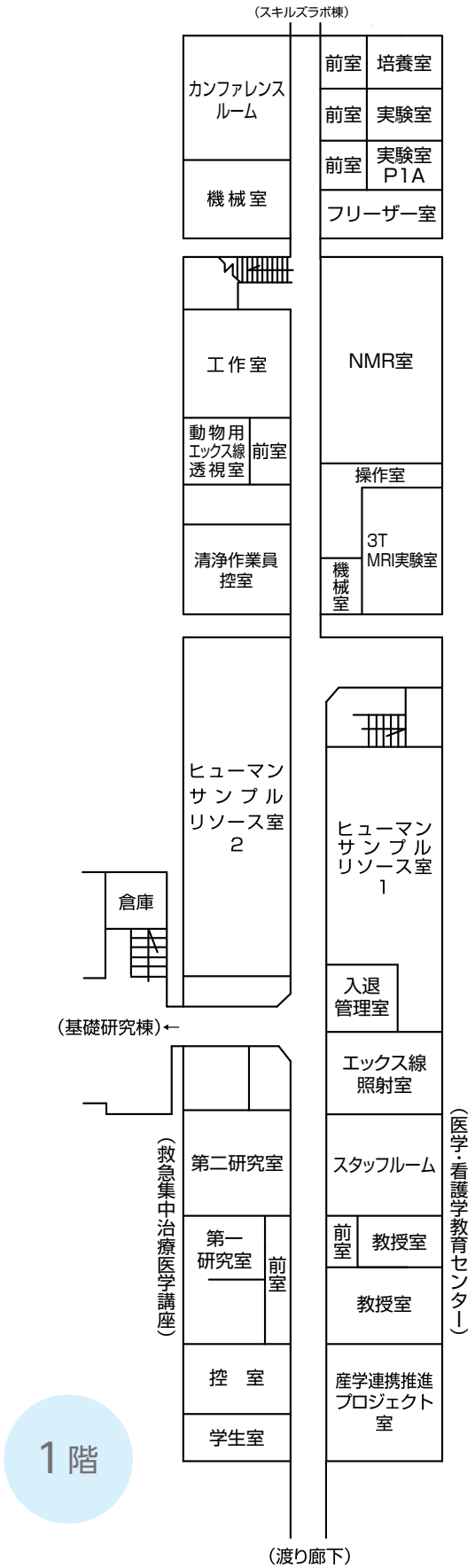

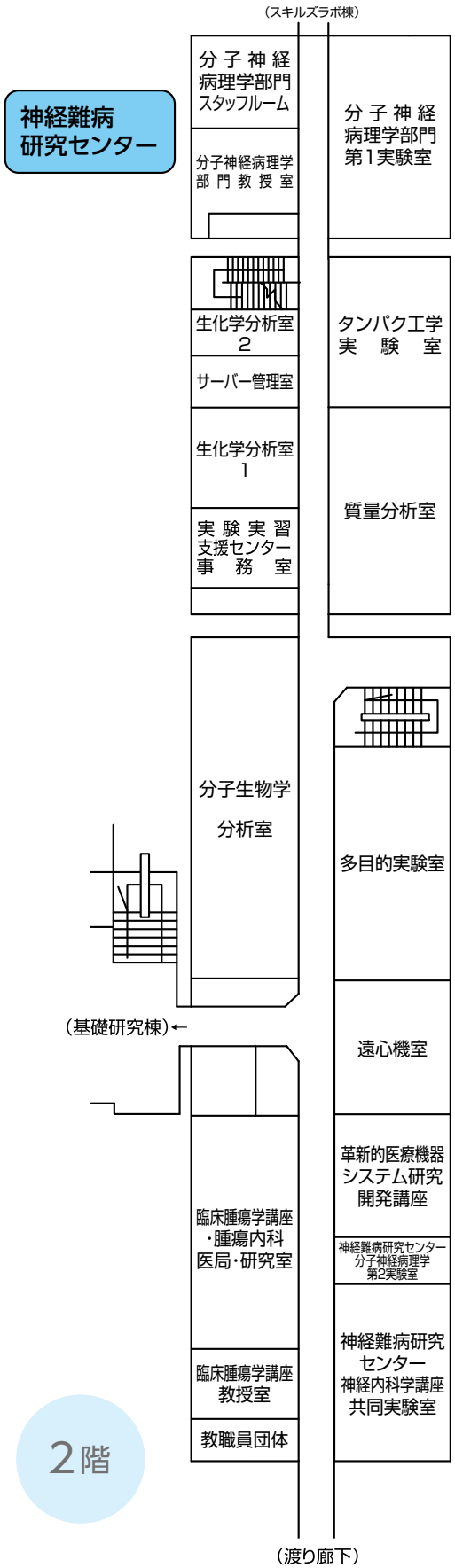

【実験実習支援センター・神経難病研究センター】

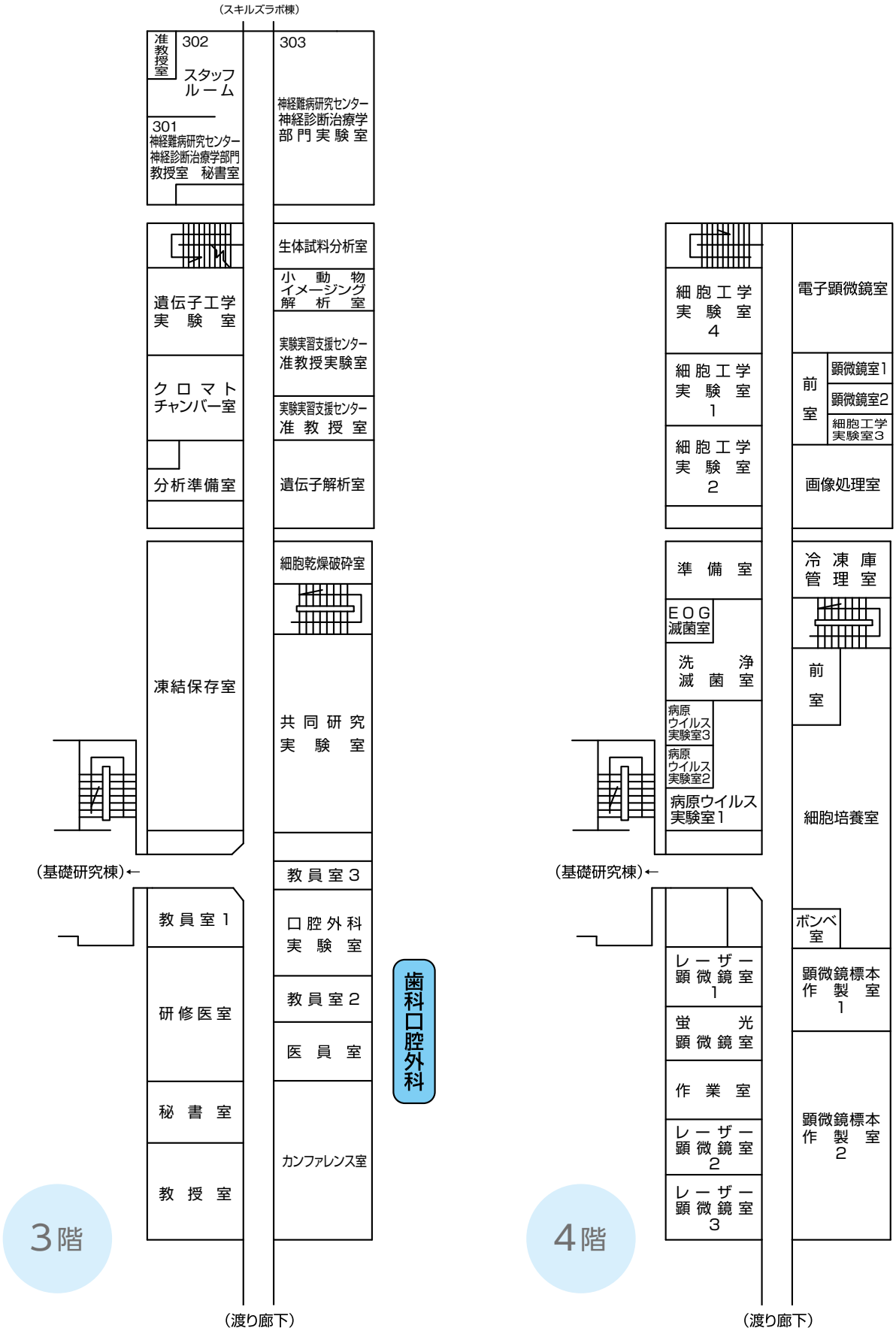

【動物生命科学研究センター・実験実習支援センター（RI）】

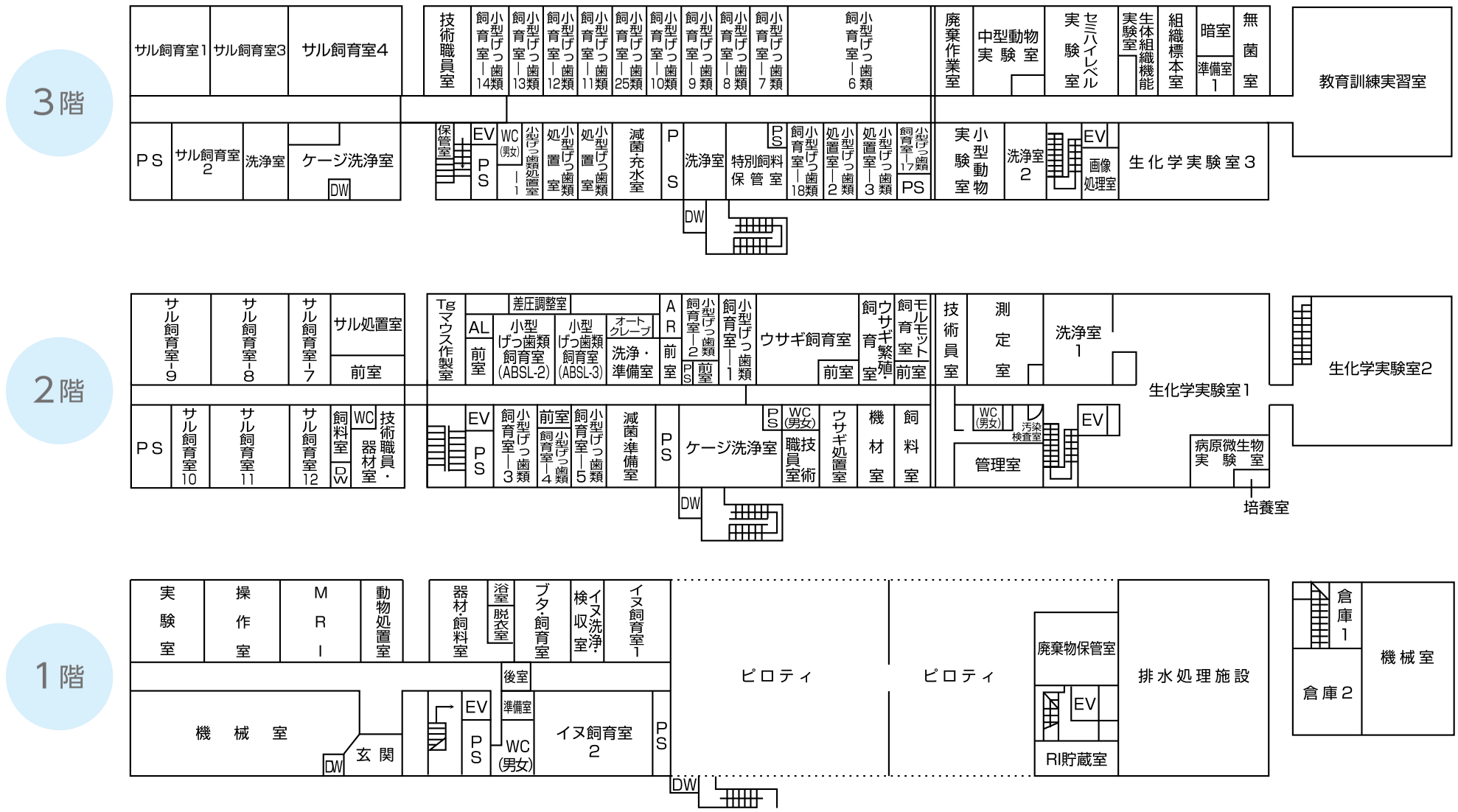

【動物生命科学研究センター新棟】

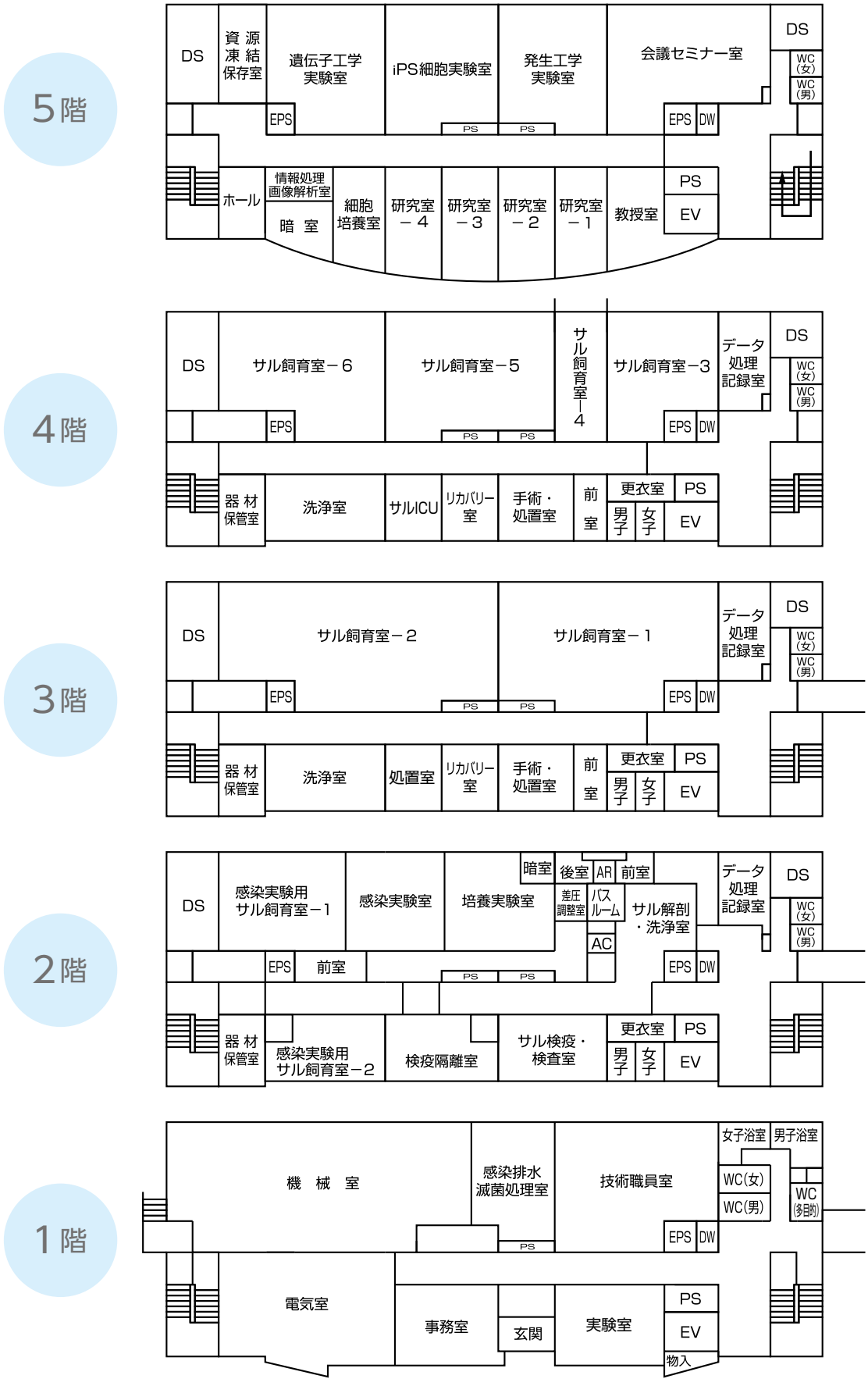

【福　利　棟】

2階

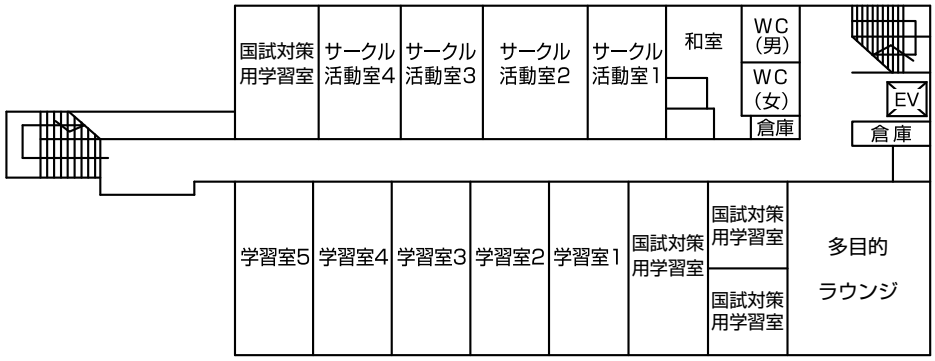

1階

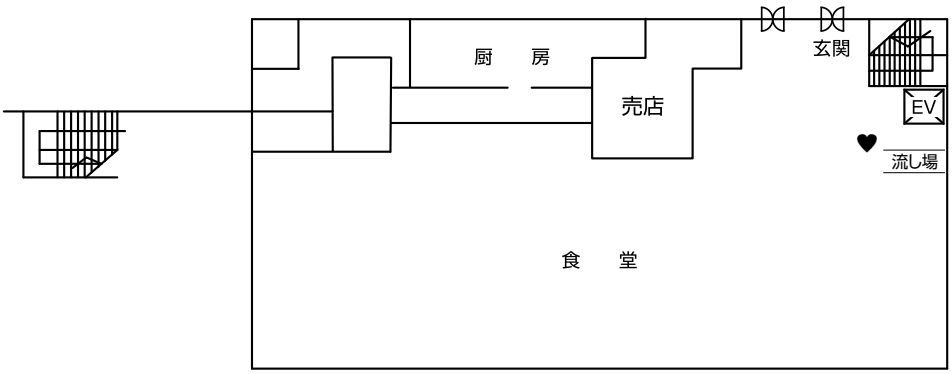

【クリエイティブ　モチベーションセンター】

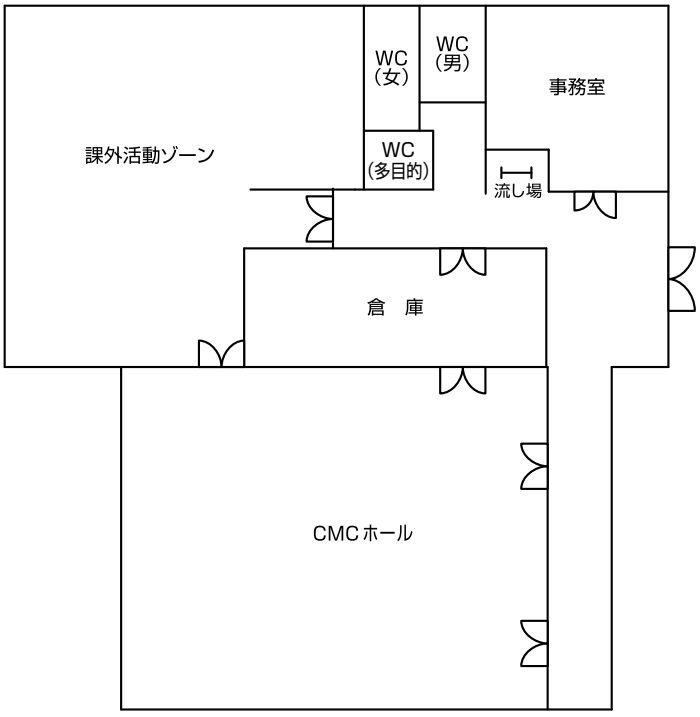

【音　楽　棟】

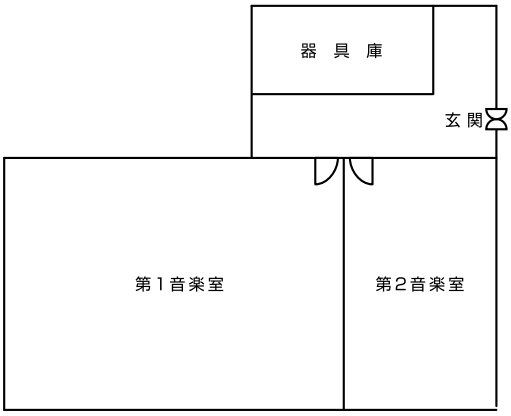
器具庫
玄関
第1音楽室
第2音楽室

【体　育　館】

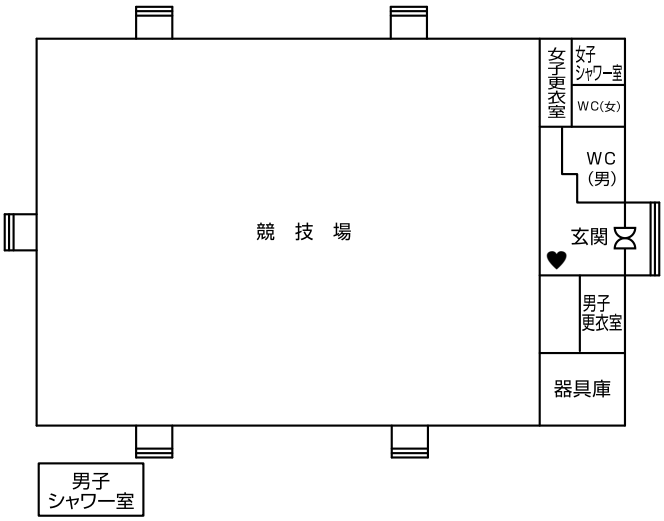
女子更衣室
女子シャワー室
WC(女)
WC(男)
競技場
玄関
男子更衣室
器具庫
男子シャワー室

【武　道　場】

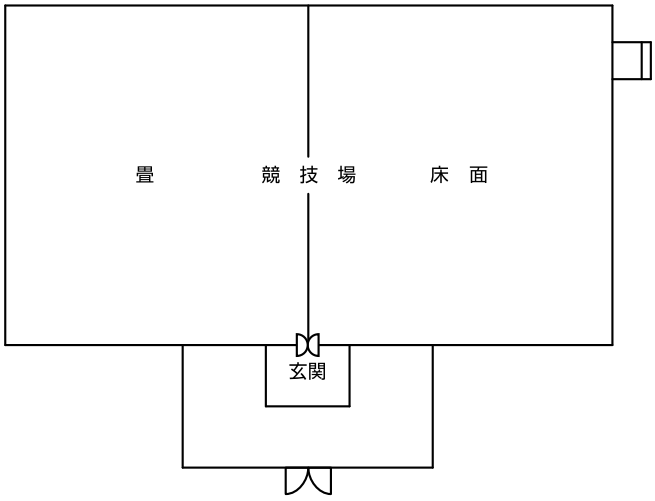
畳
競技場
床面
玄関

【水泳プール】

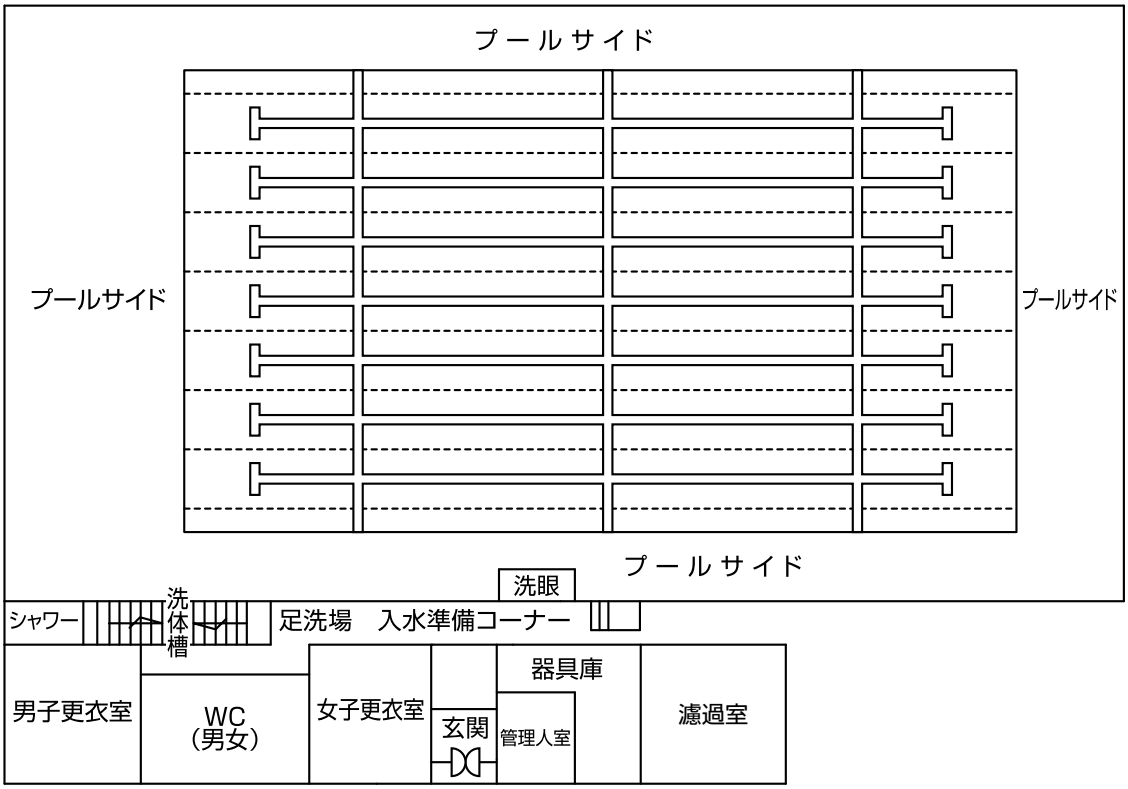
プールサイド
プールサイド
プールサイド
プールサイド
洗眼
シャワー
洗体槽
足洗場
入水準備コーナー
男子更衣室
WC
(男女)
女子更衣室
玄関
管理人室
器具庫
濾過室

【体育器具庫】

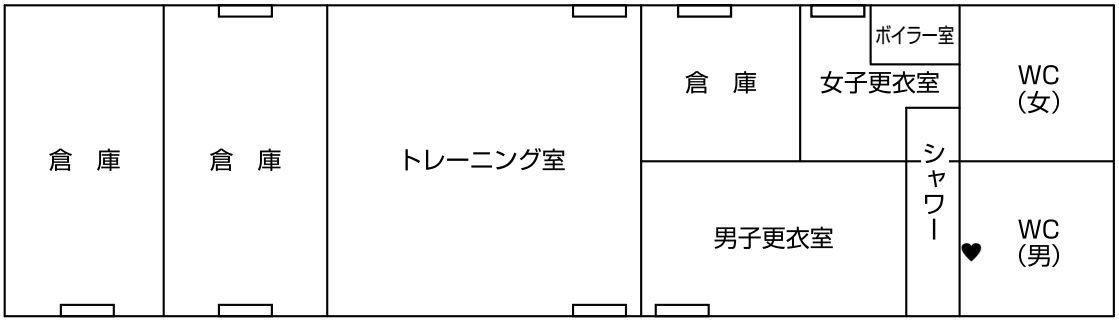
倉　庫
倉　庫
トレーニング室
倉　庫
ボイラー室
女子更衣室
WC
(女)
シャワー
男子更衣室
WC
(男)

【ボート艇庫】

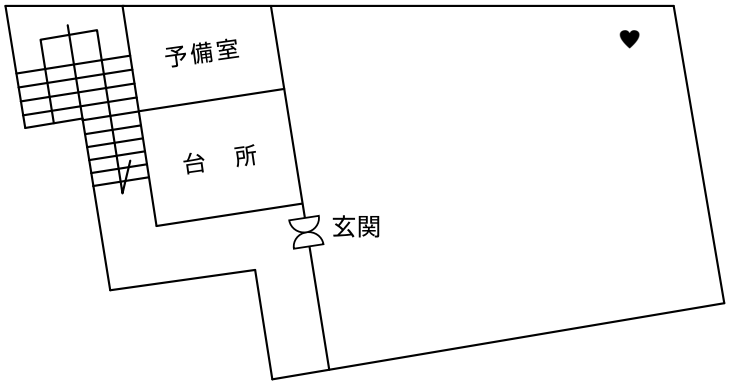

2階

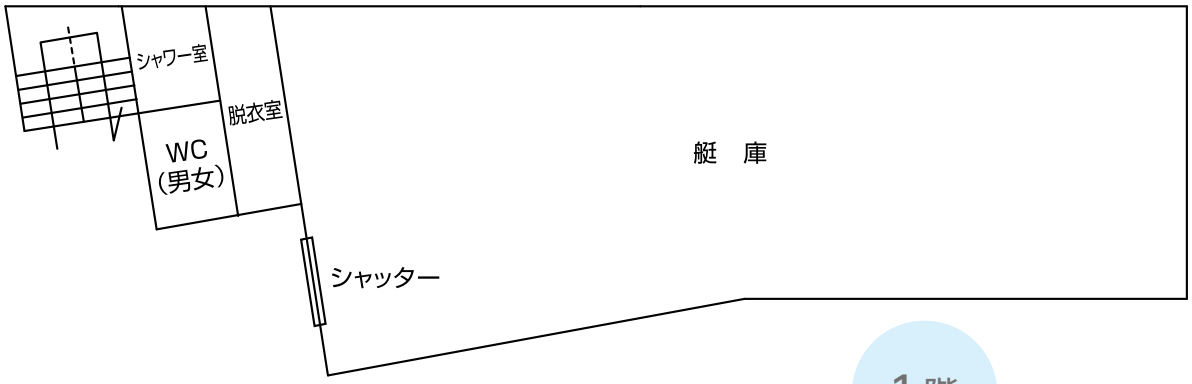

1階

【ヨット艇庫】

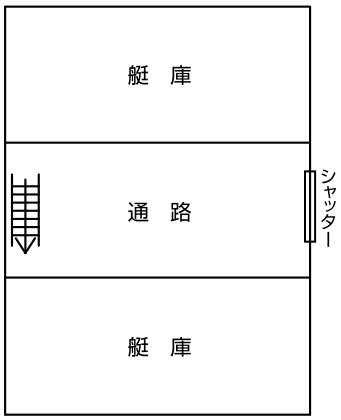

1階

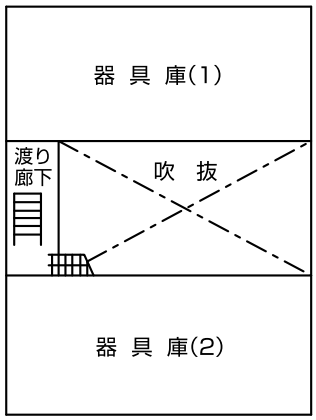

中2階

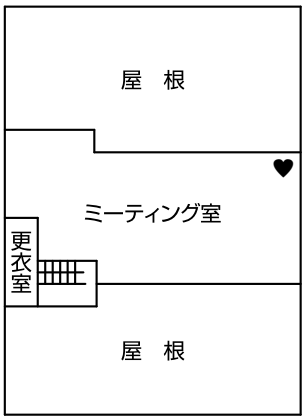

2階

【管　理　棟】

3階

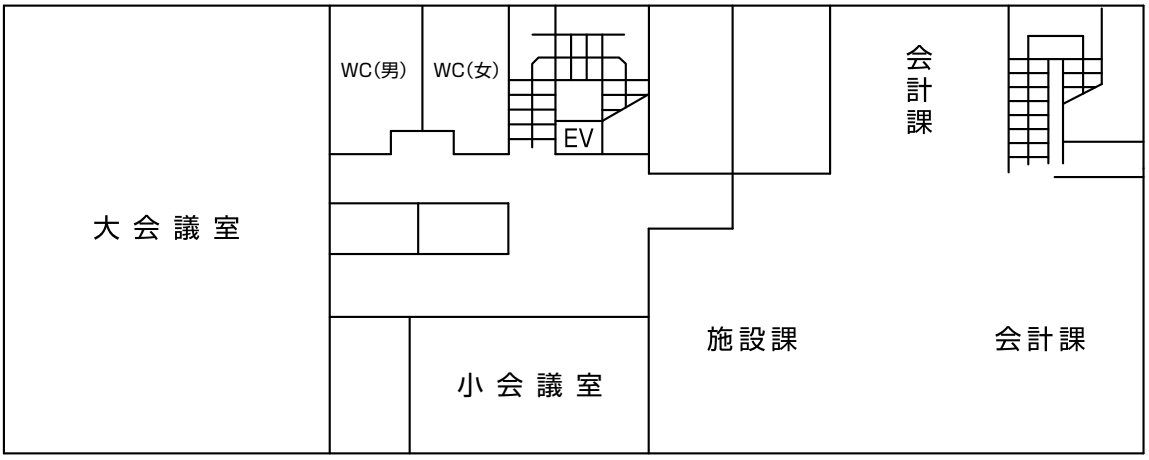
大会議室
WC(男)
WC(女)
EV
会計課
小会議室
施設課
会計課

2階

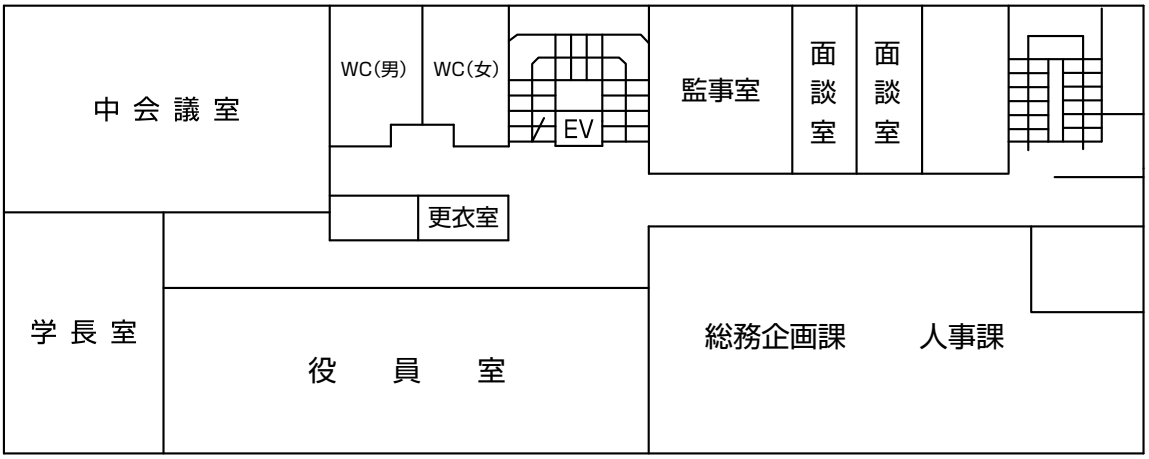
中会議室
WC(男)
WC(女)
EV
監事室
面談室
面談室
更衣室
学長室
役員室
総務企画課
人事課

1階

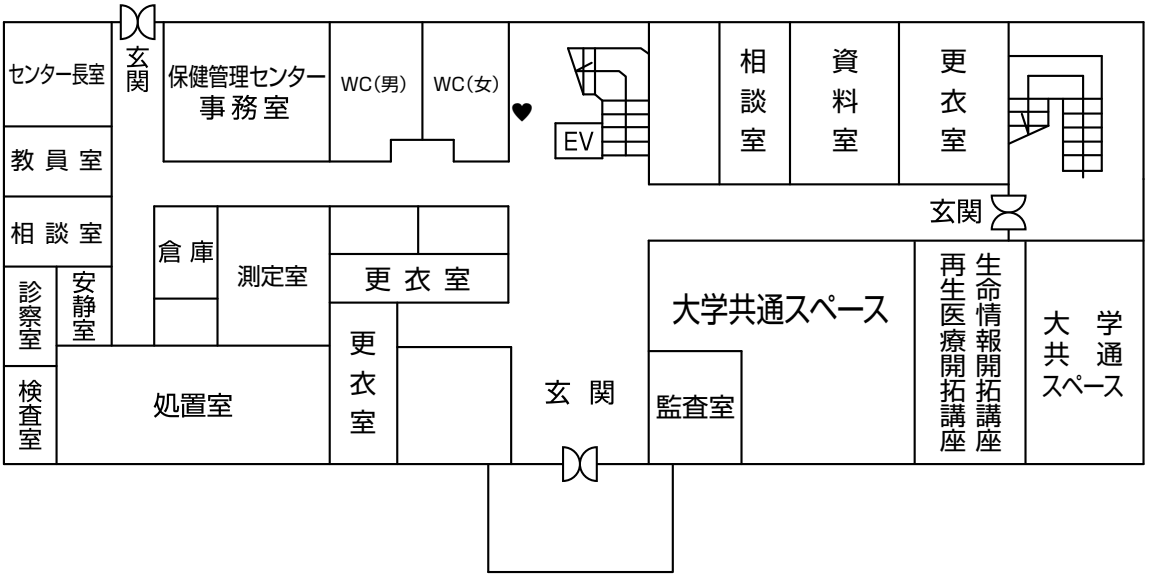
センター長室
玄関
保健管理センター事務室
WC(男)
WC(女)
EV
相談室
資料室
更衣室
教員室
相談室
倉庫
測定室
更衣室
玄関
診察室
安静室
大学共通スペース
再生医療開拓講座
生命情報開拓講座
大学共通スペース
検査室
処置室
更衣室
玄関
監査室

【附属図書館・マルチメディアセンター】

2階

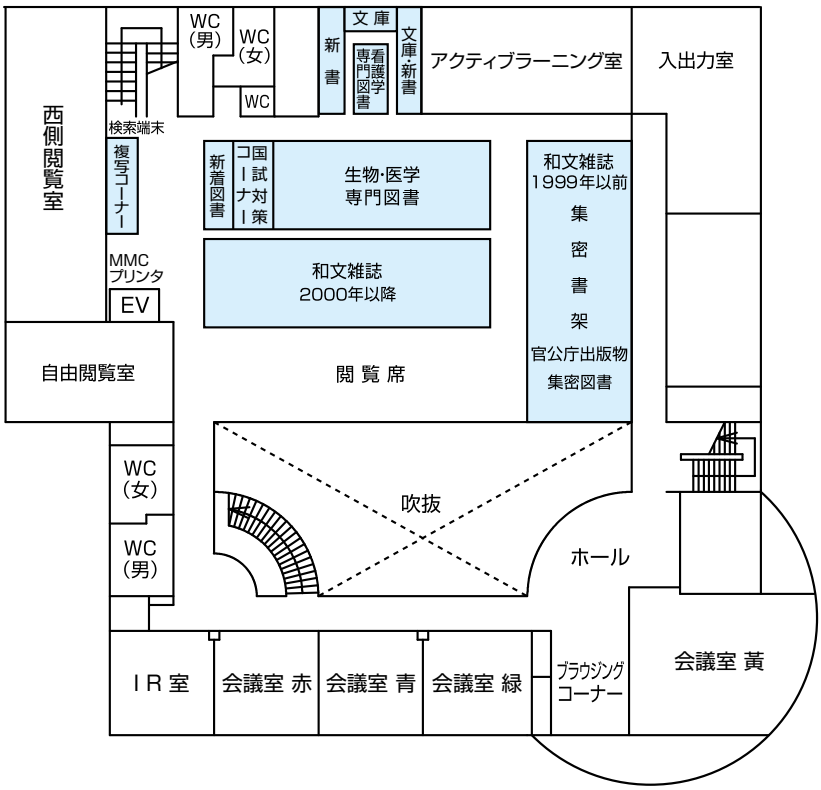

1階

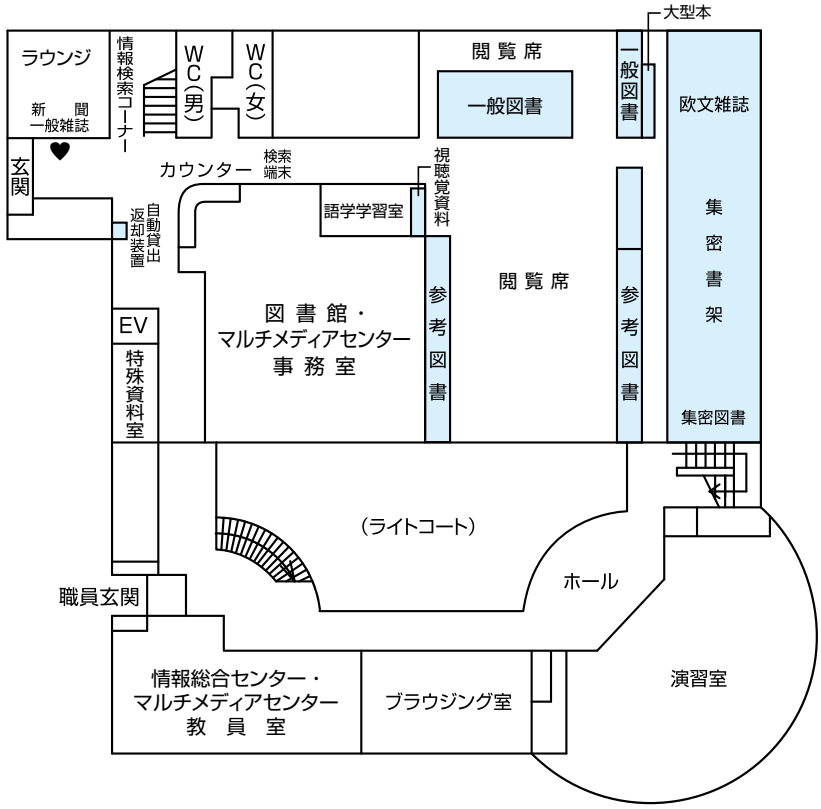

【バイオメディカル・イノベーション施設】

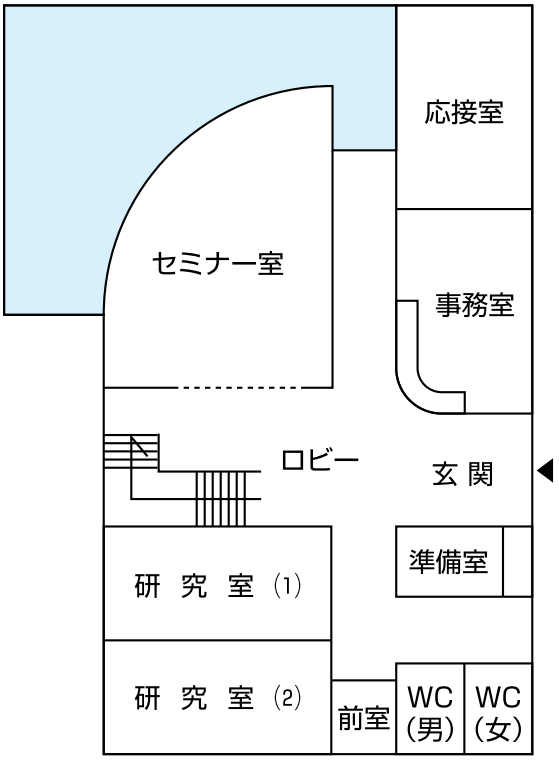

1階

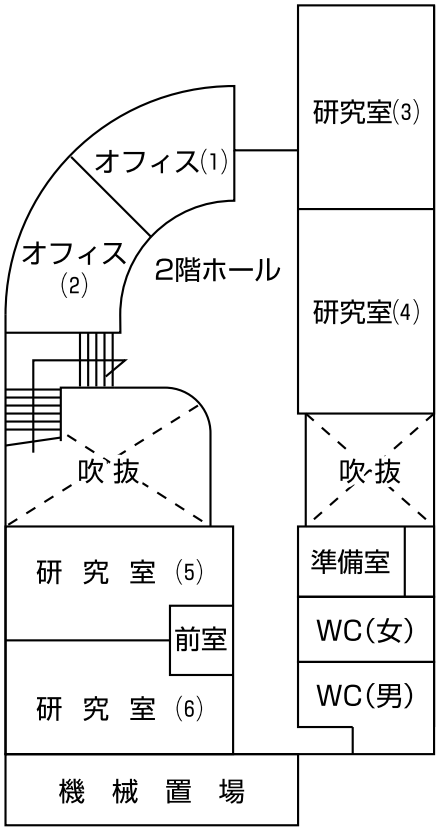

2階

【附 属 病 院】

1階

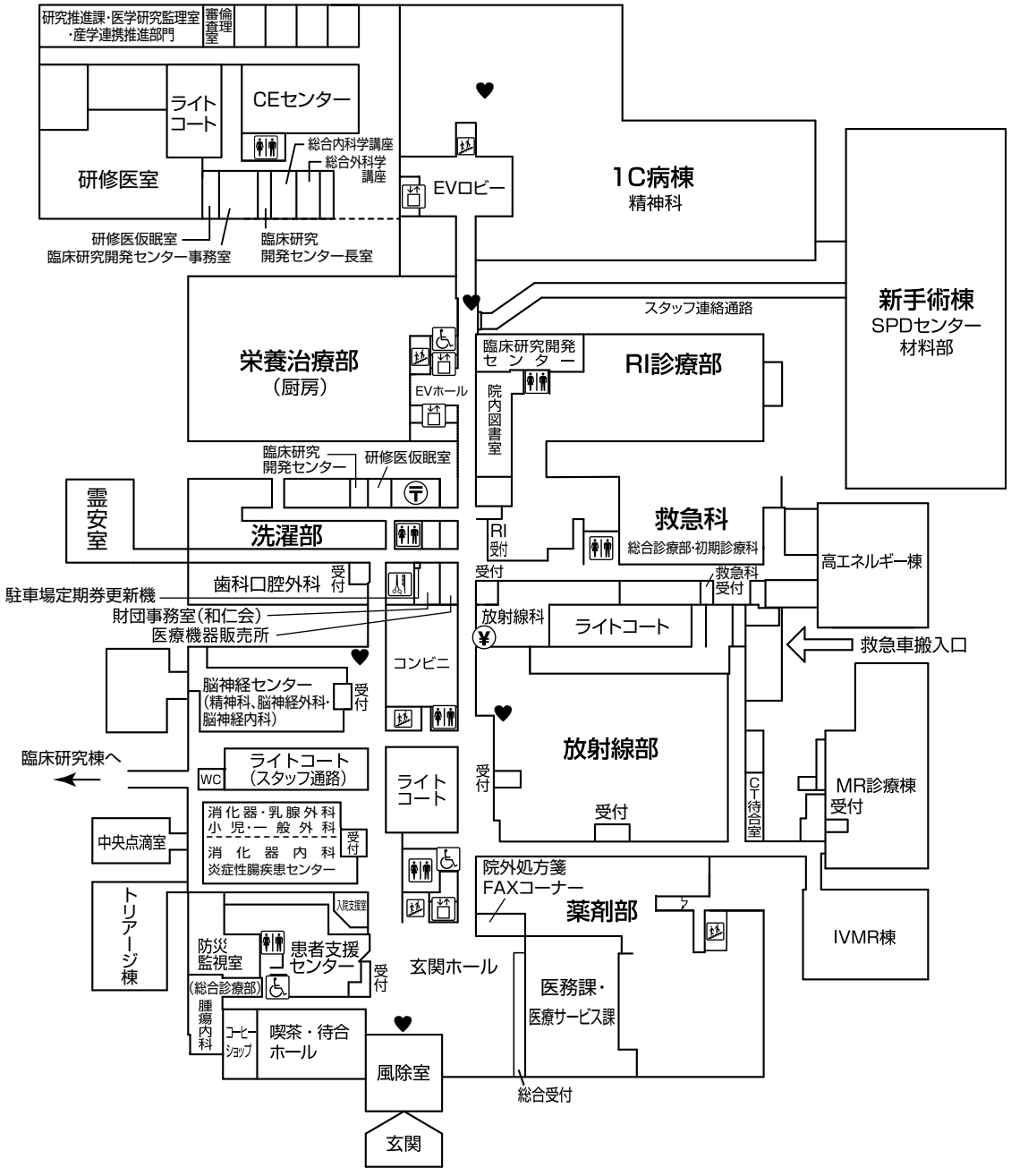

🚻	トイレ	🚼	小児用トイレ	🛗	エレベーター	¥	ATM	♥	AED
♿	多目的トイレ	🚶	階段	💇	美容室	〒	郵便局		

【附 属 病 院】

2階

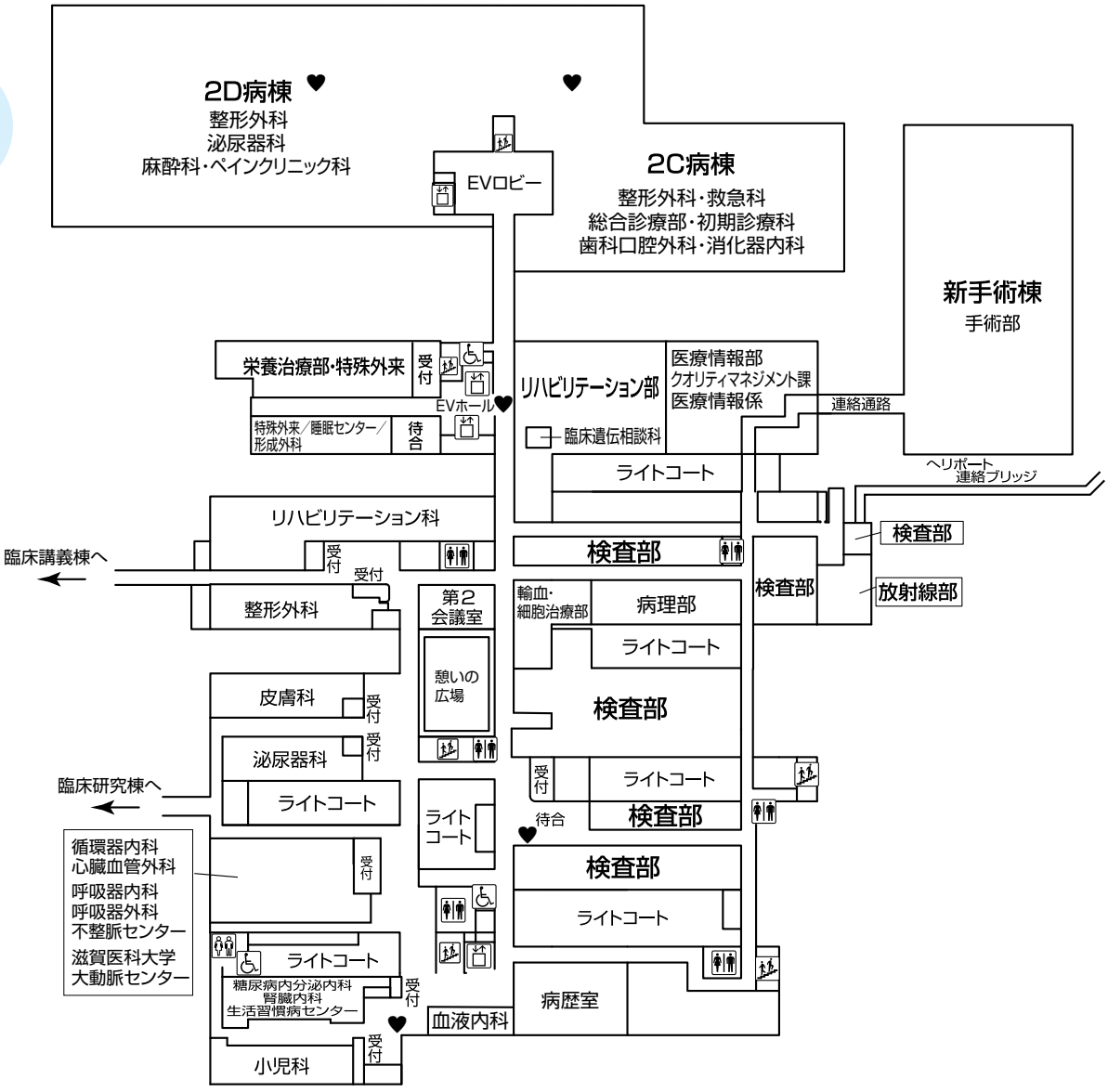
2D病棟
整形外科
泌尿器科
麻酔科・ペインクリニック科
EVロビー
2C病棟
整形外科・救急科
総合診療部・初期診療科
歯科口腔外科・消化器内科
新手術棟
手術部
栄養治療部・特殊外来
受付
EVホール
特殊外来／睡眠センター／形成外科
待合
リハビリテーション部
医療情報部
クオリティマネジメント課
医療情報係
連絡通路
臨床遺伝相談科
ライトコート
ヘリポート
連絡ブリッジ
リハビリテーション科
検査部
検査部
放射線部
臨床講義棟へ
受付
整形外科
第2
会議室
輸血・
細胞治療部
病理部
ライトコート
憩いの
広場
検査部
皮膚科
受付
泌尿器科
受付
ライトコート
ライトコート
受付
ライトコート
検査部
臨床研究棟へ
待合
検査部
循環器内科
心臓血管外科
呼吸器内科
呼吸器外科
不整脈センター
滋賀医科大学
大動脈センター
受付
検査部
ライトコート
ライトコート
糖尿病内分泌内科
腎臓内科
生活習慣病センター
受付
病歴室
血液内科
受付
小児科

【附 属 病 院】

3階

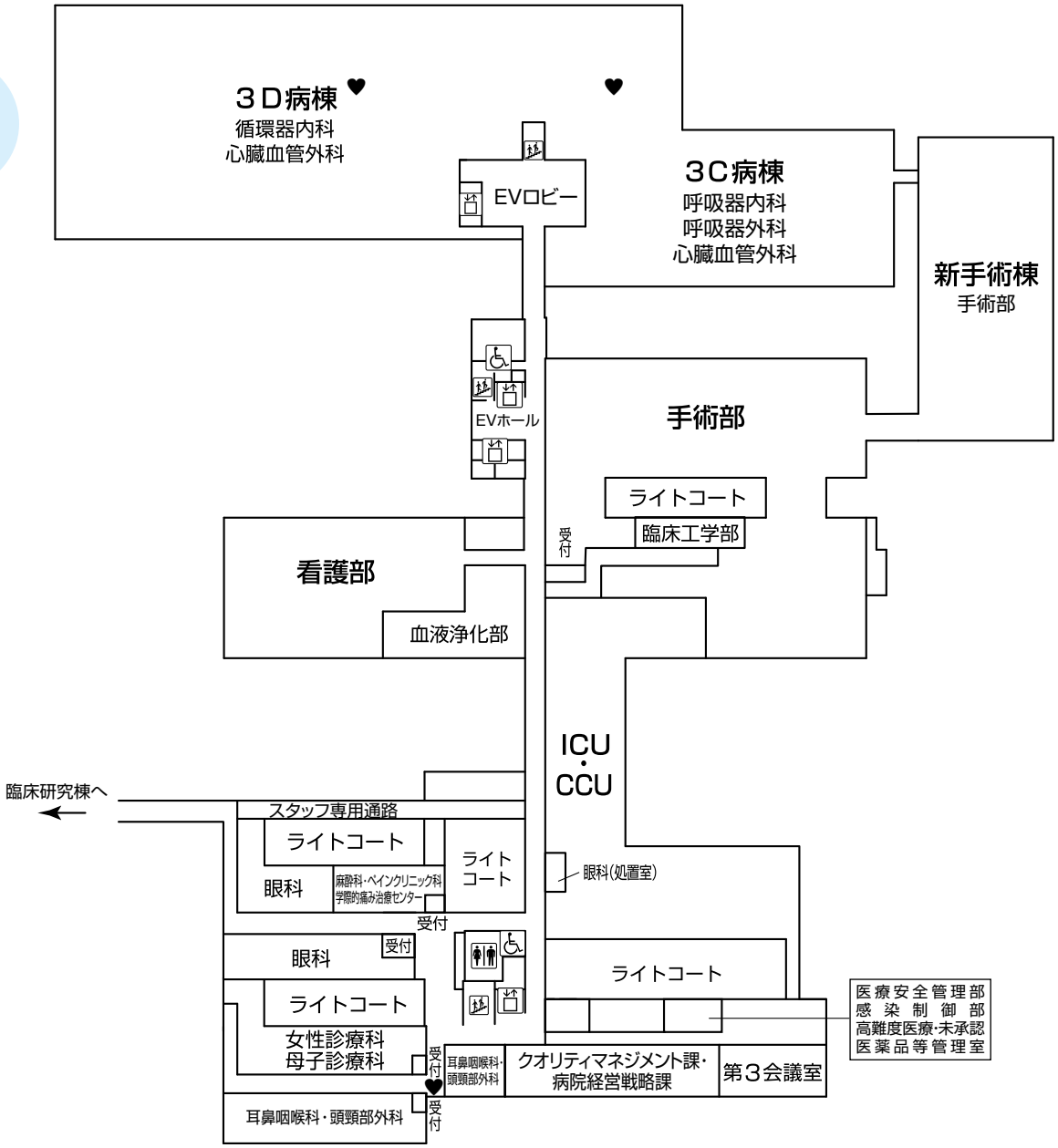
3D病棟
循環器内科
心臓血管外科
EVロビー
3C病棟
呼吸器内科
呼吸器外科
心臓血管外科
新手術棟
手術部
EVホール
手術部
ライトコート
臨床工学部
受付
看護部
血液浄化部
ICU
CCU
臨床研究棟へ
スタッフ専用通路
ライトコート
眼科
麻酔科・ペインクリニック科
学際的痛み治療センター
ライト
コート
眼科(処置室)
受付
眼科
受付
ライトコート
ライトコート
女性診療科
母子診療科
医療安全管理部
感染制御部
高難度医療・未承認
医薬品等管理室
受付
耳鼻咽喉科・
頭頸部外科
クオリティマネジメント課・
病院経営戦略課
第3会議室
耳鼻咽喉科・頭頸部外科
受付

【附 属 病 院】

4階

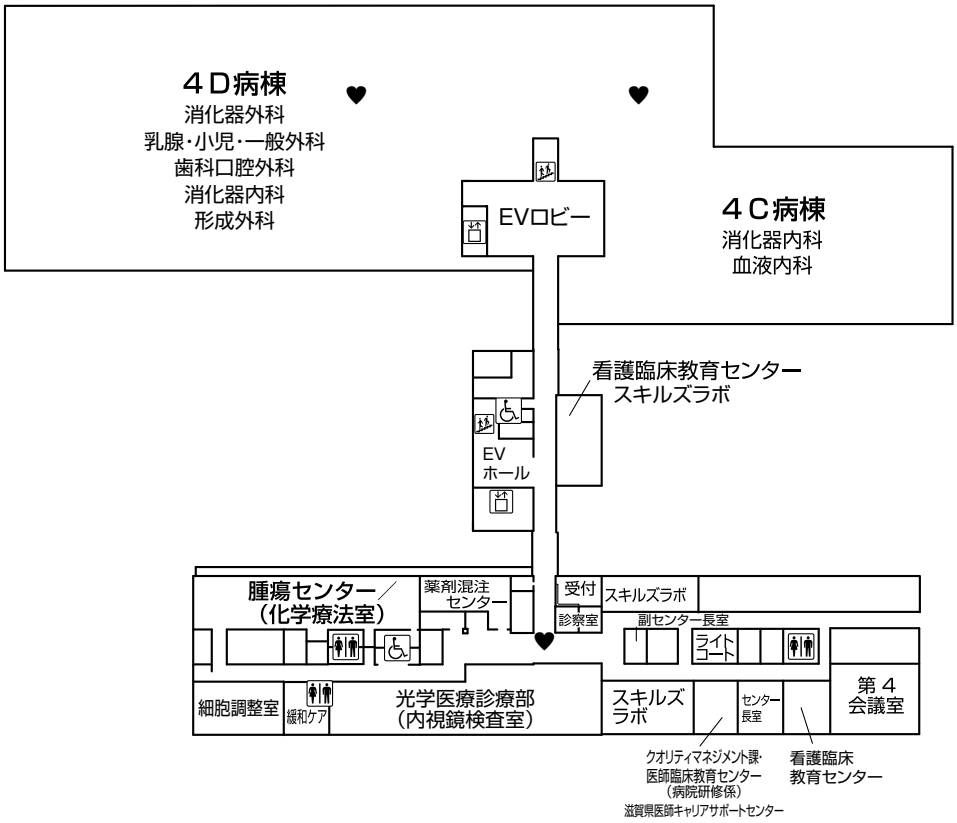
４Ｄ病棟
消化器外科
乳腺・小児・一般外科
歯科口腔外科
消化器内科
形成外科
EVロビー
４Ｃ病棟
消化器内科
血液内科
看護臨床教育センター
スキルズラボ
EV
ホール
腫瘍センター
（化学療法室）
薬剤混注
センター
受付
スキルズラボ
診察室
副センター長室
ライト
コート
細胞調整室
緩和ケア
光学医療診療部
（内視鏡検査室）
スキルズ
ラボ
センター
長室
第４
会議室
クオリティマネジメント課・
医師臨床教育センター
（病院研修係）
滋賀県医師キャリアサポートセンター
看護臨床
教育センター

【附 属 病 院】

5階

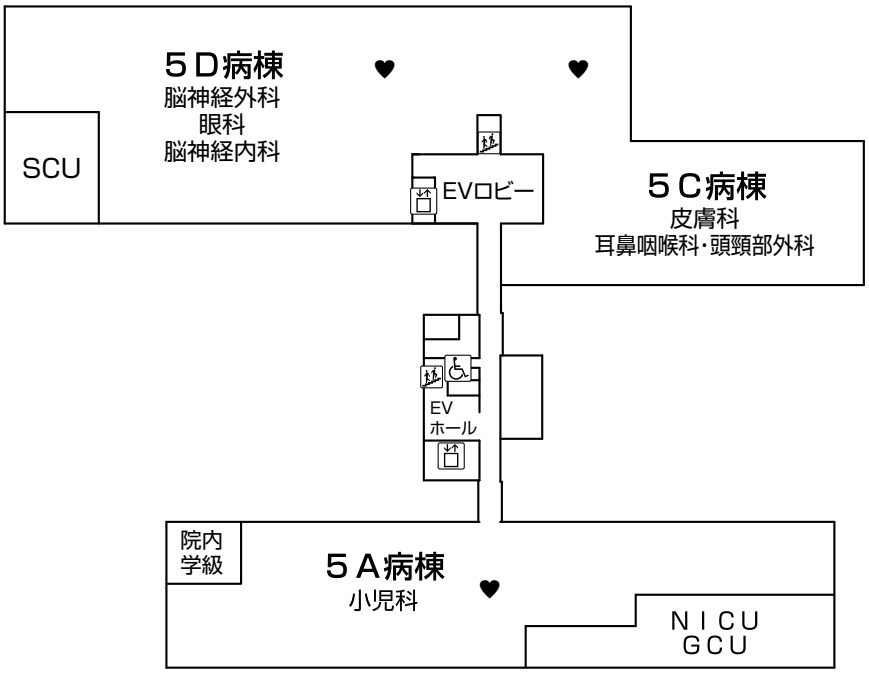
５Ｄ病棟
脳神経外科
眼科
脳神経内科
SCU
EVロビー
５Ｃ病棟
皮膚科
耳鼻咽喉科・頭頸部外科
EV
ホール
院内
学級
５Ａ病棟
小児科
ＮＩＣＵ
ＧＣＵ

6階

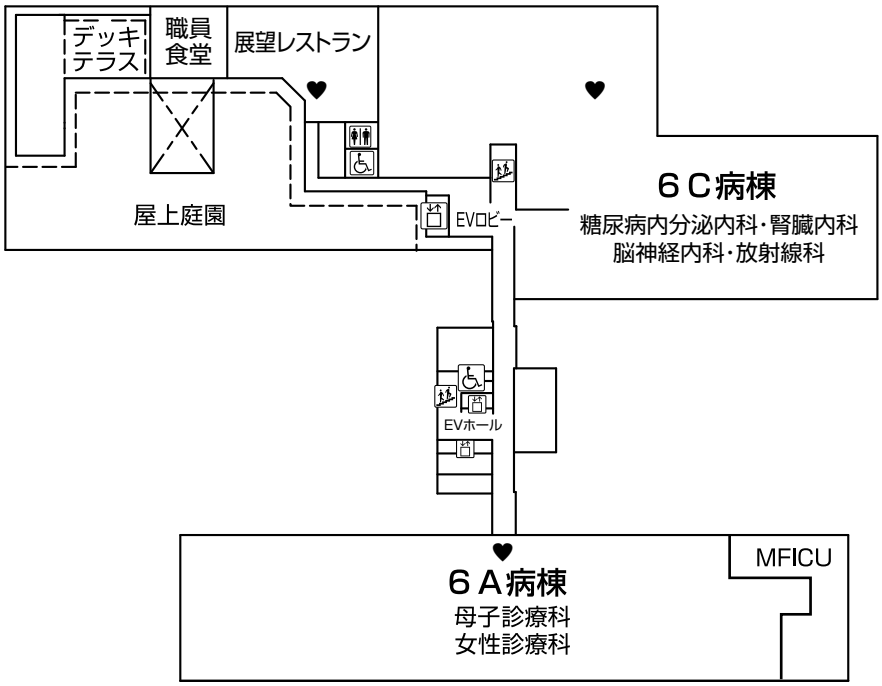
デッキ
テラス
職員
食堂
展望レストラン
屋上庭園
EVロビー
６Ｃ病棟
糖尿病内分泌内科・腎臓内科
脳神経内科・放射線科
EVホール
MFICU
６Ａ病棟
母子診療科
女性診療科

【リップルテラス】

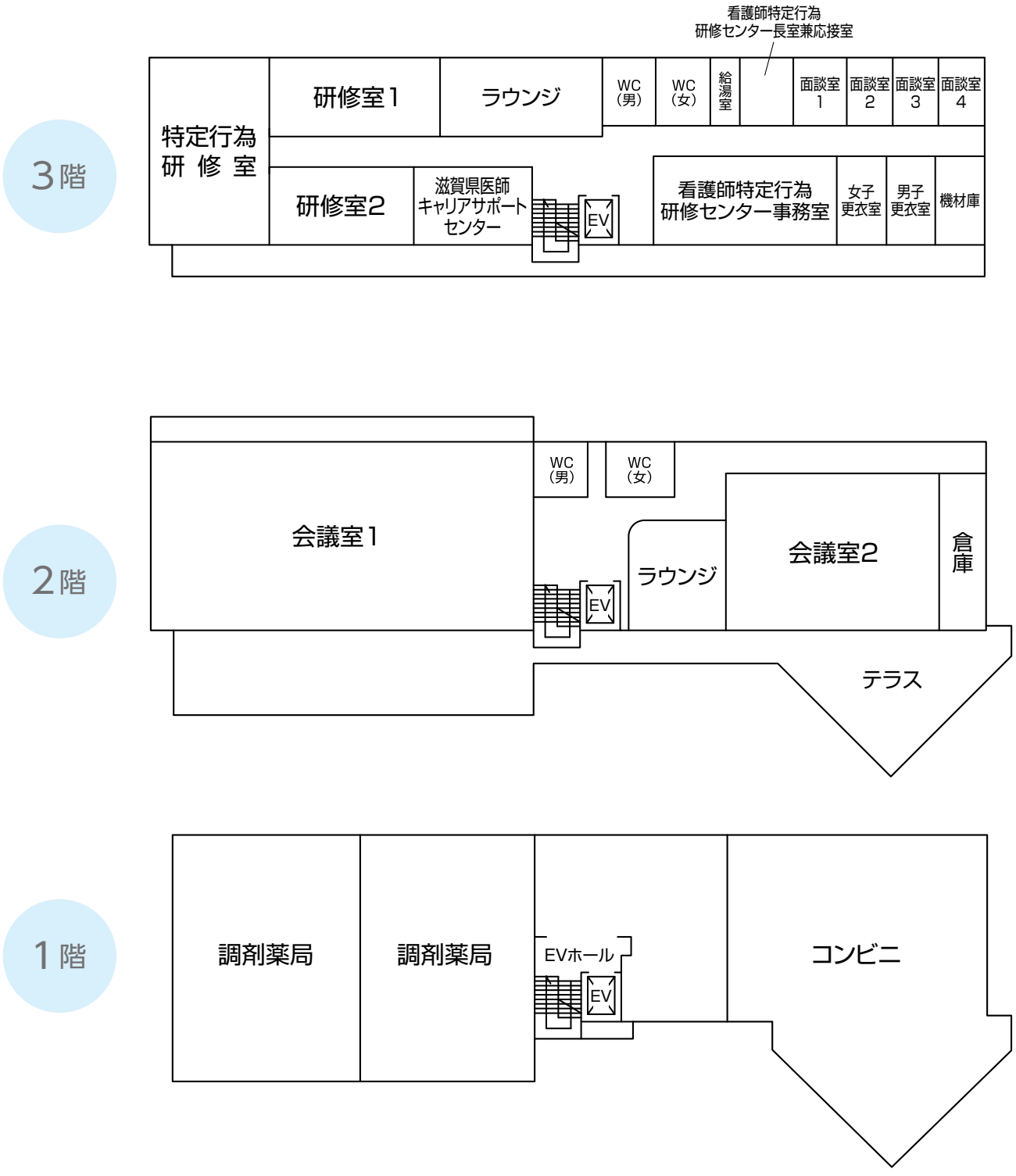
3階
看護師特定行為
研修センター長室兼応接室
特定行為
研 修 室
研修室1
ラウンジ
WC
(男)
WC
(女)
給湯室
面談室
1
面談室
2
面談室
3
面談室
4
研修室2
滋賀県医師
キャリアサポート
センター
EV
看護師特定行為
研修センター事務室
女子
更衣室
男子
更衣室
機材庫
2階
会議室1
WC
(男)
WC
(女)
ラウンジ
会議室2
倉庫
EV
テラス
1階
調剤薬局
調剤薬局
EVホール
EV
コンビニ

❸概略図（交通機関）

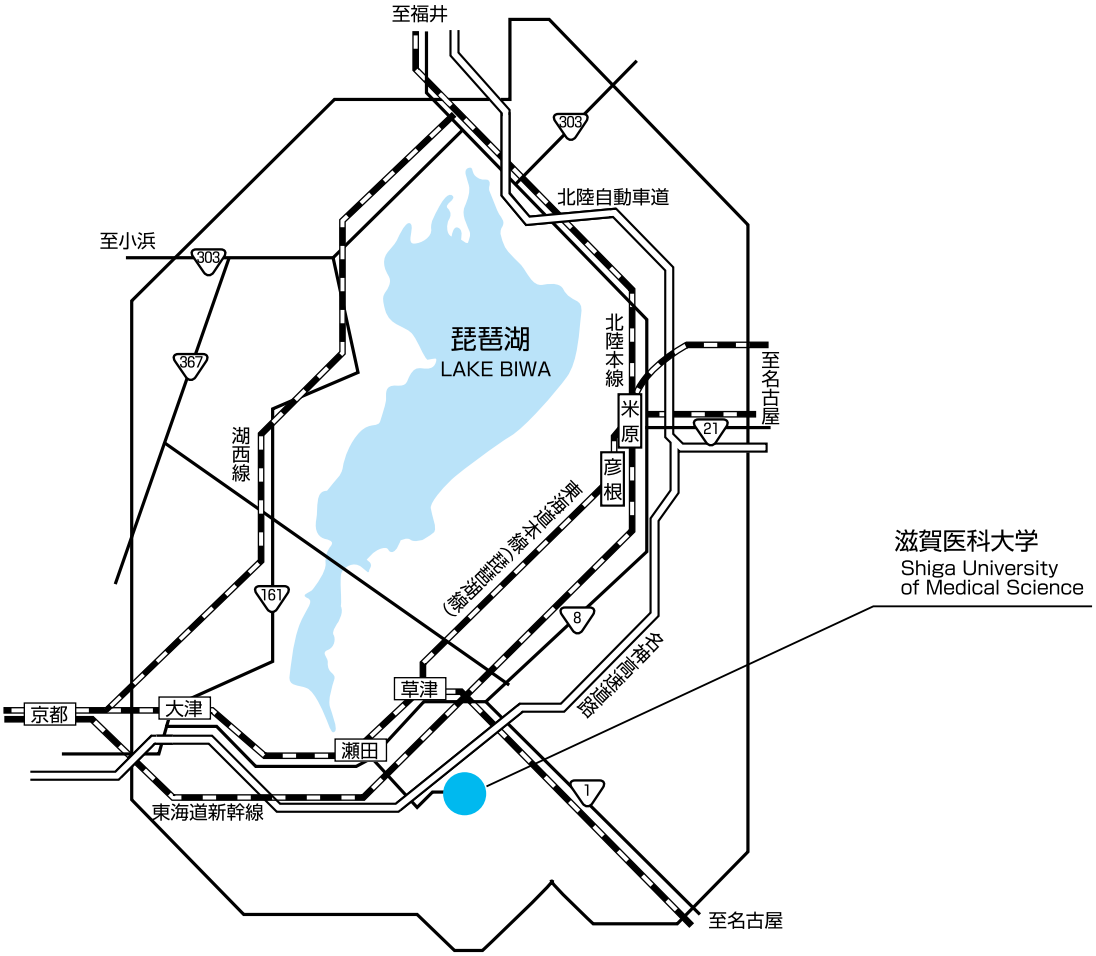
至福井
303
北陸自動車道
至小浜
303
琵琶湖
LAKE BIWA
北陸本線
至名古屋
367
湖西線
米原
21
彦根
161
8
草津
京都
大津
瀬田
東海道新幹線
1
至名古屋
滋賀医科大学
Shiga University
of Medical Science

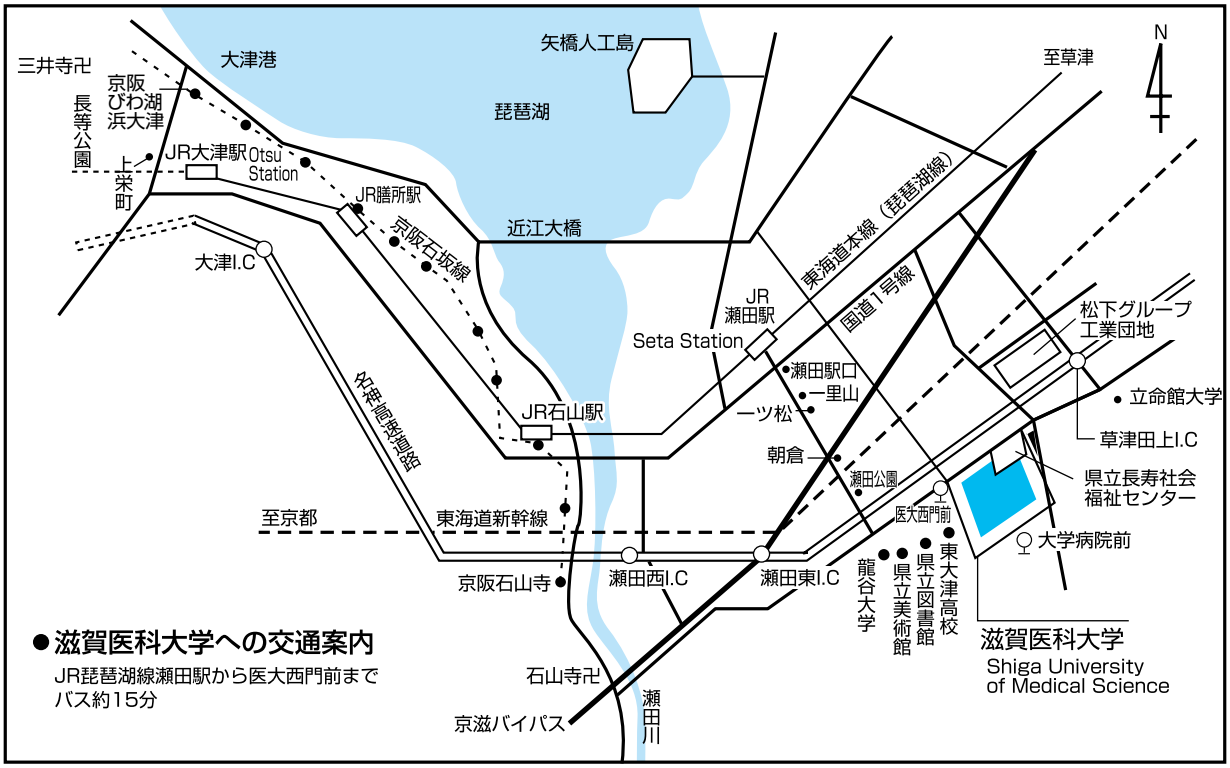
三井寺卍
大津港
矢橋人工島
至草津
N
京阪
びわ湖
浜大津
長等公園
琵琶湖
JR大津駅
Otsu
Station
上栄町
JR膳所駅
近江大橋
大津I.C
京阪石坂線
東海道本線（琵琶湖線）
JR
瀬田駅
国道1号線
松下グループ
工業団地
Seta Station
瀬田駅口
一里山
立命館大学
一ツ松
JR石山駅
草津田上I.C
朝倉
県立長寿社会
福祉センター
瀬田公園
医大西門前
至京都
東海道新幹線
大学病院前
京阪石山寺
瀬田西I.C
瀬田東I.C
龍谷大学
県立美術館
県立図書館
東大津高校
滋賀医科大学
Shiga University
of Medical Science
石山寺卍
瀬田川
京滋バイパス
●滋賀医科大学への交通案内
JR琵琶湖線瀬田駅から医大西門前まで
バス約15分

学 生 要 覧

2023年度

令和５年４月発行

編集／発行　国立大学法人　滋賀医科大学
〒520-2192　滋賀県大津市瀬田月輪町
TEL 077-548-3597（学生課　学生企画係）